

		35 年 4 月		36 . 4		37 . 4			
		被 保 護 人 員	保 護 率	35年4月 対 比	被 保 護 人 員	保 護 率	35年4月 対 比	被 保 護 人 員	保 護 率
全 国 北 海 青 森 岩 手 宮 城 秋 田 山 形 福 島 茨 城 栃 木 群 馬 埼 玉 千 葉 東 京 神 奈 川 新 潟		1,662,387	17.9	98.9	1,643,358	17.6	98.7	1,641,215	17.4
		102,084	20.2	100.2	102,259	20.3	105.7	107,928	21.3
		37,177	25.9	106.4	39,554	27.7	107.6	40,012	28.0
		33,202	22.7	98.6	32,722	22.6	96.6	32,074	22.2
		35,270	20.1	87.3	35,793	20.5	100.7	35,520	20.4
		28,179	20.9	103.5	29,163	21.8	107.0	30,155	22.8
		25,019	18.7	100.4	25,111	19.0	102.4	25,621	19.6
		35,709	17.1	97.7	34,888	17.0	96.3	34,400	16.9
		35,153	17.0	96.1	33,778	16.5	88.8	31,223	15.2
		23,082	15.1	96.1	22,185	14.7	90.4	20,860	13.8
		22,722	14.2	96.1	21,837	13.8	90.0	20,444	13.0
		25,595	10.7	91.4	23,392	9.6	81.2	20,783	8.3
		28,607	12.5	99.0	28,332	12.3	90.5	25,901	11.0
		158,819	17.0	93.3	148,232	15.3	88.1	139,983	14.0
		32,929	16.6	90.3	29,742	14.4	82.6	27,212	12.7
	40,449	16.5	99.4	40,192	16.5	99.0	40,050	16.5	

富山	13,659	13.4	98.7	13,478	13.1	85.8	11,724	11.4
石川	14,548	15.0	94.8	13,790	14.2	89.3	12,988	13.3

		35 年 4 月		36 ・ 4			37 ・ 4 -		
		被保護人員	保護率	35年4月対比	被保護人員	保護率	35年4月対比	被保護人員	保護率
			%	%		%	%		%
福井	山梨	10,688	14.2	92.9	9,931	13.2	82.2	8,794	11.7
山梨	長野	12,351	15.7	95.4	11,789	15.1	87.7	10,830	13.9
長野	岐阜	28,885	14.5	95.1	27,476	13.9	92.7	26,771	13.6
岐阜	静岡	20,559	12.7	92.6	19,039	11.6	79.9	16,431	10.0
静岡	愛知	27,119	9.9	97.1	26,337	9.6	91.2	24,746	8.9
愛知	三重	30,418	11.8	85.5	26,015	10.0	77.7	23,635	8.8
三重	滋賀	28,615	19.3	92.2	26,380	17.8	92.6	26,511	17.8
滋賀	京都	11,253	13.3	94.1	10,586	12.6	87.4	9,833	11.6
京都	大阪	10,875	14.7	97.2	10,571	14.9	95.3	10,368	14.6
大阪	兵庫	26,671	11.2	94.6	25,240	10.1	91.0	24,262	9.2
兵庫	奈良	40,705	15.9	92.6	37,705	13.5	82.8	33,720	11.9
奈良	和歌山	13,815	17.9	86.4	12,344	15.8	81.8	11,296	14.5
和歌山	鳥取	19,720	19.6	97.6	19,243	19.2	89.2	17,598	17.5
鳥取	島根	11,836	19.4	98.5	11,663	19.5	99.7	11,803	19.8
島根	岡山	18,289	20.1	102.9	18,828	21.2	106.6	19,496	22.2
岡山	広島	27,978	16.6	95.0	26,569	15.9	92.7	25,945	15.6
広島	山口	33,694	15.3	99.1	33,392	15.3	89.8	30,266	13.8
山口	徳島	30,904	18.9	94.9	29,329	18.3	91.8	28,370	17.8
徳島	香川	20,117	23.4	97.3	19,574	23.1	97.9	19,695	23.5
香川	愛媛	14,340	15.3	99.1	14,209	15.5	104.9	15,042	16.5
愛媛	高知	32,664	21.3	106.4	34,748	23.2	113.8	37,163	25.0
高知	福岡	24,941	28.5	110.4	27,524	32.2	117.6	29,329	34.7
福岡	佐賀	129,799	32.1	116.6	151,353	37.8	142.3	184,698	46.2
佐賀	長崎	20,230	21.0	102.6	20,758	22.0	104.1	21,057	22.7
長崎	熊本	42,594	23.8	106.2	45,240	25.7	115.7	49,294	28.3
熊本	大分	49,457	25.9	102.1	50,486	27.2	106.0	52,431	28.5
大分	宮崎	22,767	18.0	96.9	22,062	17.8	98.3	22,388	18.2
宮崎	鹿児島	25,768	22.3	100.7	25,941	22.9	107.2	27,623	24.5
鹿児島	沖縄	64,131	32.0	101.7	65,235	33.2	104.0	66,724	34.4
沖縄	横浜市	18,453	14.0	92.3	15,822	11.5	74.4	13,735	9.6
横浜市	名古屋市	17,140	11.3	88.0	15,089	9.5	77.1	13,220	8.1
名古屋市	京都市	26,143	20.9	91.4	23,836	18.6	81.6	21,349	16.5
京都市	大阪市	39,089	13.5	95.8	37,466	12.4	88.4	34,573	11.2
大阪市	神戸市	18,176	16.7	94.0	17,080	15.3	84.4	15,336	13.4

厚生省社会局調べ

第3表 扶助別保護費

第 3 表 扶 助 別 保 護 費

	保護費総額		生活扶助費		住 宅	教育扶助費		医 療	出 産	生 業	葬 祭	施設事務費および委託事務費
	金 額	1人当たり金額	金 額	1人当たり金額	扶助費	金 額	1人当たり金額	扶助費	扶助費	扶助費	扶助費	千円
年度	千円	円	千円	円	千円	千円	円	千円	千円	千円	千円	千円
32年度平均	3,728,648	2,296	1,380,965	965	79,244	147,551	289	2,005,384	972	3,720	7,279	103,532
33	4,089,055	2,512	1,432,915	996	90,824	157,599	315	2,278,386	1,120	5,340	7,232	115,640
34	4,645,422	2,783	1,535,776	1,045	102,813	172,268	338	2,694,830	1,188	5,581	7,748	125,219
35	5,101,038	3,134	1,628,208	1,142	109,591	177,118	357	3,030,423	1,606	6,929	10,301	136,862
36	6,227,962	3,790	2,250,869	1,530	190,420	222,506	434	3,359,845	1,557	13,382	10,690	173,693

厚生省社会局調べ

(注) 1人当たり額は、保護費総額については被保護実人員、その他の扶助額は関係扶助人員にて除したものである。

第4表 世帯人員別にみた被保護世帯数および構成比

第 4 表 世帯人員別にみた被保護世帯数および構成比

	総 数	1人世帯	2	3	4	5	6	7	8人以上
32年9月30日	544,962 (100.0)	171,739 (31.5)	77,888 (14.3)	72,051 (13.2)	73,158 (13.4)	62,951 (11.6)	43,904 (8.1)	25,398 (4.7)	17,873 (3.3)
33. 7. 1	551,313 (100.0)	179,807 (32.6)	79,590 (14.4)	72,703 (13.2)	73,198 (13.3)	62,142 (11.3)	43,060 (7.8)	24,281 (4.4)	16,532 (3.0)
34. 7. 1	573,708 (100.0)	191,573 (33.4)	82,827 (14.5)	75,306 (13.1)	75,814 (13.2)	63,989 (11.2)	43,683 (7.6)	24,271 (4.2)	16,245 (2.8)
35. 7. 1	575,063 (100.0)	202,089 (35.1)	84,149 (14.6)	74,986 (13.0)	74,183 (12.9)	61,332 (10.7)	41,329 (7.2)	22,336 (3.9)	14,659 (2.6)
36. 7. 1	590,761 (100.0)	219,305 (37.1)	87,558 (14.8)	76,147 (12.9)	74,165 (12.6)	59,764 (10.1)	39,133 (6.6)	21,199 (3.6)	13,490 (2.3)

資料：厚生省社会局「被保護者全国一斉調査」による。

(注) かつこ内の数字は、構成比である。

第5表 扶助の種類別にみた生活保護開始世帯の理由別構成

第 5 表 扶助の種類別にみた生活保護開始世帯の理由別構成
(37 年 3 月)

		総 数	医 単	療 給	医 併	療 給	その他
働いている者のいる世帯		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
働いている者のいる世帯	総 数	54.0	54.4	53.6	51.1		
	世帯主の傷病	34.0	35.7	28.2	36.3		
	世帯主の傷病	4.7	3.8	9.1	2.6		
	世帯員の傷病	14.1	31.6	15.5	1.7		
	傷病に起因しない「働きによる収入」の減少	7.9	0.2	2.1	16.3		
	そ の 他	7.4	0.1	1.6	15.7		
	世帯員が働いている世帯	20.0	18.7	30.4	14.8		
	世帯主の傷病	15.2	15.8	27.3	7.6		
	世帯員の傷病	1.5	2.6	2.3	0.3		
	傷病に起因しない「働きによる収入」の減少	1.0	—	0.3	2.1		
	保護開始前の世帯主の死亡、離別、不在または老衰	0.8	0.0	0.3	1.5		
	そ の 他	1.5	0.2	0.2	3.1		
働いていない者のいない世帯		43.2	42.9	39.7	45.4		
働いていない者のいない世帯	総 数	23.0	42.9	39.7	—		
	保護開始前「働きによる収入」を得ていた世帯主の傷病	15.1	27.0	27.6	—		
	保護開始前「働きによる収入」を得ていた世帯員の傷病	1.0	0.9	2.7	—		
	傷病に起因しない「働きによる収入」の喪失	0.3	0.2	1.9	—		
	年金、仕送りなど「働きによらない収入」の減少または喪失	1.1	1.6	2.2	—		
	保護の開始前の世帯主の死亡、離別、不在、または老衰	0.6	0.4	1.7	—		
	そ の 他	5.0	12.8	4.5	—		
	「働きによる収入」の喪失	6.2	—	—	13.9		
	年金、仕送りなど「働きによらない収入」の減少または喪失	1.7	—	—	3.9		
	保護の開始前の世帯主の死亡、離別、不在または老衰	3.6	—	—	8.0		
	そ の 他	8.7	—	—	19.6		
他管内からの転入保護継続世帯		2.8	2.6	1.7	3.5		

資料：厚生省統計調査部「生活保護動態調査」による。

第6表 扶助の種類別にみた生活保護廃止世帯の理由別構成

第 6 表 扶助の種類別にみた生活保護廃止世帯の理由別構成

(37 年 3 月)

				総 数	医 療 給 付	医 療 給 付	その他
働いている者のいる世帯	世帯主の働いている世帯	総 数	数	100.0	100.0	100.0	100.0
		総 数	数	58.5	49.9	65.3	60.7
		総 数	数	43.7	32.5	43.5	51.5
		世帯主の傷病の治ゆ	数	3.3	3.1	6.9	1.6
		世帯員の傷病の治ゆ	数	6.9	17.5	5.5	0.4
		死 亡	数	2.0	3.7	1.7	0.9
	世帯員が働いている世帯	傷病の治ゆを起因としない「働きによる収入」の増加	数	17.3	2.6	19.1	26.2
		そ の 他	数	14.3	5.5	10.2	22.4
		総 数	数	14.7	17.4	21.8	9.2
		世帯主の傷病の治ゆ	数	4.4	6.9	7.9	0.9
		世帯員の傷病の治ゆ	数	0.7	1.6	0.8	0.1
		死 亡	数	2.1	3.8	2.1	1.0
		傷病の治ゆを起因としない「働きによる収入」の増加	数	3.5	1.2	5.9	3.8
		そ の 他	数	4.0	4.0	5.1	3.4

				総 数	医 療 給 付	医 療 給 付	その他
働いていない者のいない世帯	傷病者のいる世帯	総 数	数	35.0	46.1	26.6	31.9
		総 数	数	20.5	46.1	26.6	—
		世帯主の傷病の治ゆ	数	6.8	17.5	5.8	—
		世帯員の傷病の治ゆ	数	0.4	0.9	0.5	—
		死 亡	数	7.7	18.1	9.1	—
		傷病の治ゆを起因としない「働きによる収入」の増加	数	0.8	0.3	3.2	—
	傷病者のいない世帯	年金、仕送りなど「働きによらない収入」の増加	数	0.7	0.8	2.1	—
		そ の 他	数	4.1	8.6	6.0	—
		総 数	数	14.5	—	—	31.9
		死 亡	数	4.7	—	—	10.4
		「働きによる収入」の増加	数	2.1	—	—	4.7
		年金、仕送りなど「働きによらない収入」の増加	数	1.2	—	—	2.5
		そ の 他	数	6.5	—	—	14.3
		他管内への転出保護世帯	数	6.5	4.0	8.2	7.4

資料：厚生省統計調査部「生活保護動態調査」による。

第7表 種類別保護施設数および取扱人員

第7表 種類別保護施設数および取扱人員

		28年 3月31日	31. 3. 31	34. 4. 30	37. 4. 30
養老施設	施設数	376	479	578	641
	定員	22,704	27,720	36,784	42,556
	現在員	19,704	27,040	36,055	41,458
	(被保護者)	(19,533)	(26,806)	(35,584)	(40,847)
救護施設	施設数	25	47	69	97
	定員	1,167	2,556	4,417	6,736
	現在員	935	2,436	4,220	6,643
	(被保護者)	(872)	(2,366)	(4,093)	(6,307)
更生施設	施設数	102	82	71	49
	定員	13,133	10,272	8,962	5,584
	現在員	11,854	10,560	10,322	3,904
	(被保護者)	(9,644)	(9,403)	(9,276)	(3,607)
授産施設	施設数	346	344	293	238
	定員	14,629	14,319	11,573	9,407
	現在員	11,354	11,533	9,373	6,363
	(被保護者)	(9,357)	(9,449)	(6,567)	(4,474)
宿提供施設	施設数	142	163	116	111
	定員	18,528	19,460	16,866	16,579
	現在員	17,473	18,409	15,344	14,397
	(被保護者)	(12,934)	(12,757)	(10,874)	(10,865)
		28年 3月31日	31. 3. 31	34. 4. 30	37. 4. 30
医療保護施設	施設数	123	121	104	92
	定員	10,846	12,671	15,187	15,220
	現在員	11,993	—	13,351	13,960
	(被保護者)	(7,299)	—	(6,997)	(5,103)
総施設数		1,114	1,236	1,231	1,228

厚生省社会局調べ

- (注)1. 養老施設=老衰のため独立して日常生活のできない要保護者を収容して生活扶助を行なう施設
2. 救護施設=身体上、精神上著しい欠陥があるため独立して日常生活のできない要保護者を収容して生活扶助を行なう施設
3. 更生施設=身体上、精神上の理由により養護補導を必要とする要保護者を収容して生活扶助を行なう施設
4. 医療保護=医療を必要とする要保護者に対し施設で、医療の給付を目的とする施設
5. 授産施設=身体上、精神上、または世帯の事情のため、就業能力の限られている要保護者に対して、就労、技能修得のため必要な機会および便宜を与え、自立、助長を目的とする施設
6. 宿所提供=住居のない要保護者の世帯に対し施設で、住宅扶助を目的とする施設

資料

2 社会福祉

低所得者福祉

(1) 世帯更生資金貸付制度

世帯更生資金貸付制度は、低所得階層の経済的自立と生活意欲の助長育成を図るため、更生資金や生活資金あるいは修学資金を貸し付ける事業であつて、貸付けは、都道府県社会福祉協議会が行ない、国は都道府県が社会福祉協議会に交付する額の2/3を補助している。なお、本制度は、創設以来低所得階層のニードに応じろるよう年々制度の整備改善を行なつてきているが、37年度から、新たに災害援護資金を加えて現在資金の種類は7種類となつた。最近の貸付実績を掲げると次のとおりである。

第8表 世帯更生資金年度・資金種類別貸付状況

				第 8 表 世帯更生資金年度・資金種類別貸付状況				
				(金額単位：1,000円)				
				32 年 度	33	34	35	36
総	数	{件	数	15,937	26,892	27,386	28,301	30,673
				570,662	869,118	972,505	1,123,645	1,589,714
更生資金	{生 業 費	{件	数	10,152	13,374	14,986	15,987	
				417,524	525,981	644,957	781,075	
				360	486	654	1,035	14,017
				4,878	6,204	8,381	13,219	千円
				80	159	121	97	821,803
身体障害者更生資金	{支 度 費	{件	数	1,330	2,650	2,195	1,897	
				—	—	—	—	3,446
生活資金	{技能習得費	{件	数	—	—	—	—	234,674
				975	2,202	3,340	2,096	77
住宅資金	{修 学 資 金	{件	数	24,852	54,204	90,112	58,278	950
				—	—	—	—	5,436
療養資金	{災 害 援 護 資 金	{件	数	—	—	—	—	287,310
				—	—	—	—	474
災害援護資金	{修 学 資 金	{件	数	—	—	—	—	8,888
				4,370	10,671	8,285	9,086	7,223
療養資金	{療 養 資 金	{件	数	122,078	280,079	226,860	269,176	236,089
				—	—	—	—	—
災害援護資金	{災 害 援 護 資 金	{件	数	—	—	—	—	—
				—	—	—	—	—

厚生省社会局調べ

(注) 35年度以前においては、更生資金の生業費、支度費および技能修得費は、それぞれ生業資金、支度資金および技能修得資金と、また療養資金は医療費貸付資金と読み替える。

資料

2 社会福祉

低所得者福祉

(2) 心配ごと相談所

心配ごと相談所は、低所得階層のあらゆる生活相談に応じ適切な助言、指導を行なうとともに、相談の内容に応じて関係機関に連絡などを行なつて問題の早期発見と解決を図っている。この事業は、市町村などの小地域ごとに民間の自主的活動として市町村社会福祉協議会が全国各地で実施してきているが、国も、事業の助長育成を図るためその費用の一部を補助している。相談員は、民生委員を中心とし、相談開催は週1回以上となつているが、最近の設置状況および36年度中における相談取扱状況を掲げると次のとおりである。

第9表 心配ごと相談所設置数

設置年度別				設置主体別				開設場所別										
総数	35年度	36年度	37年度	総数	市社協	町社協	村社協	総数	公(市)民館公会堂	福祉会館	社会福祉施設	商農工会議所協	神社寺院	独立建物	社協事務所	図書館	役場附属建物	その他
540	172	190	178	540	320	197	23	540	274	69	33	27	30	27	18	7	26	29
% 100.0	31.9	35.2	32.9	% 100.0	59.3	36.5	4.2	% 100.0	50.7	12.8	6.1	5.0	5.6	5.0	3.3	1.3	4.8	5.4

厚生省社会局調べ
(注) 37年7月1日現在による。

第10表 心配ごと相談所相談取扱件数および百分率

第 10 表 心配ごと相談所相談取扱件数および百分率 (36 年 度)									
	総 数	生活苦による相談	家庭不和の相談	住宅の相談	求人求職相談	健康(医療)相談	結婚相談	児童相談	その他の相談
相談件数	69,443	12,389	7,535	6,557	5,090	4,428	4,332	4,327	24,785
百分率	100.0	18.0	10.9	9.4	7.3	6.4	6.2	6.2	35.6

厚生省社会局調べ

資料

2 社会福祉

低所得者福祉

(3) 公益質屋

公益質屋は,市町村または社会福祉法人が経営するいわゆる公営の質屋であつて,低所得階層に対する簡易迅速な庶民金融機関として広く利用されている。民営質屋に比べて公益質屋は,貸付利率(月3分以内)が低いこと,利息の計算方法が半月計算であること,流質期間(4か月以上)が長いこと,流質物処分残余金は質屋主に返還されること,などの利点がある。

最近における施設数,事業実績は次のとおりである。

第11表 公益質屋数

第11表 公益質屋数				
	公益質屋数	内 訳		
		市	町 村	社会福祉法人
32 年	780	517	251	12
33	825	559	253	13
34	836	575	248	13
35	848	584	250	14
36	831	578	239	14

厚生省社会局調べ

第12表 公益質屋貸付状況

第12表 公益質屋貸付状況		
	口 数	金 額
		千円
32 年 度	2,617,400	3,301,618
33	2,699,342	3,458,485
34	2,489,901	3,302,298
35	2,238,489	3,139,502
36	1,903,144	3,094,677

厚生省社会局調べ

厚生白書 (昭和37年度版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

資料

2 社会福祉

低所得者福祉

(4) 消費生活協同組合

消費生活協同組合は、一定の地域または職域を母体とし、消費者としての一般国民が自らの生活の安定と向上を目ざして組織する自主的な協同体である。経営は組合員の出資金を基礎とし、主な事業内容は、(1) 生活物資の供給、(2) 理容、美容などの共同利用施設の提供(3) 共済事業(火災、死亡など。)(4) 教育文化事業の四つである。

最近における事業の実績は次のとおりである。

第13表 消費生活協同組合事業状況

第13表 消費生活協同組合事業状況

	32 年	33	34	35	36
〔認可組合数〕	1,334	1,343	1,403	1,280	1,289
{ 総地職連	787	788	776	672	620
{ 合	519	529	595	577	732
{ 事業種類別組合数	28	26	32	31	37
{ 総供利共供利供不	990	987	1,030	993	1,033
{ 給用済給給給給	543	538	548	530	550
{ 事利共利共利共	82	84	75	87	79
{ 業事利共利共利共	30	28	42	52	64
{ 業用済済済済	291	289	307	285	294
{ 業事利共利共利共	14	15	19	9	14
{ 業事利共利共利共	3	1	5	1	3
{ 業事利共利共利共	27	30	28	29	29
{ 業事利共利共利共	—	2	6	—	—
組合員数	2,897	2,851	3,972	3,924	4,635
{ 総地職連	1,539	1,609	2,117	1,776	2,246
{ 供給事業状況	1,357	1,243	1,855	2,148	2,389
{ 食衣家そ分	27,310	30,096	37,629	42,004	53,741
{ 料料品品	12,331	13,219	15,536	17,121	20,696
{ 具什器	5,292	5,679	6,617	7,448	10,101
{ 類の	1,825	2,339	3,830	4,410	6,934
{ 類の	7,823	8,831	11,333	13,025	15,810
{ 類の	39	28	313	—	—
{ 総理ク浴医質そ	1,221	1,450	1,766	2,671	3,419
{ 利用事業状況	110	129	150	169	209
{ 容・美	56	55	89	98	151
{ 場	44	40	38	36	35
{ 療庫	388	487	634	692	977
{ 他	66	93	168	1,676	2,048
{ 組合	557	646	687	—	—
{ 数	74	74	94	91	110
{ 共済事業状況	703	722	1,109	1,278	—
{ 加入者	602	458	794	1,044	1,188
{ 金	209	104	360	382	558
{ 給付額	143	80	247	289	408
{ 総火	66	24	113	93	150
{ 災他	—	—	—	—	—

厚生省社会局調べ

(注) 組合員数および共済事業の加入者数は単位 1,000 人であり、金額を計上した欄は単位 100 万円であつて、万円未満を 4 捨 5 入した。

資料

2 社会福祉

老人福祉

人口構造の変化に伴ってわが国の人口は急激に老齡化をとげつつあるが、この傾向に対処する老人福祉対策への要請は急激に高まつてきている。現在老人の福祉増進の施策としては、国民年金制度その他の年金保険制度や公的扶助制度などの所得保障制度のほか、施設の整備などの福祉施策がある。

その1は、被保護者でかつ孤独な老人を收容する養老施設、その2は低所得階層に属する身寄りのない老人を低額の利用料(月7,000円程度)で收容する軽費老人ホーム、その3が老人が家庭において健全で明るい老後を営めるよう家庭奉仕員を巡回させる老人家庭奉仕事業、その4が地域老人の福祉の積極的推進を図るための老人福祉センターである。このうち、3と4は昭和37年度から国庫補助の対象となつたものである。

以下、これら施設の現状を示すと次のとおりである。

第14表 老人福祉関係施設などの状況

第14表 老人福祉関係施設などの状況		
(37年4月現在)		
(1) 施設数		
	施設数	収容定員
養老施設	641	42,556
軽費老人ホーム	10	541
有料老人ホーム	35	1,075
老人福祉センター	3	—
厚生省社会局調べ		
(2) その他		
老人家庭奉仕員	老人クラブ	
250人	14,654クラブ(会員数1,122千人)	
厚生省社会局調べ		

資料

2 社会福祉

精神薄弱者福祉

精神薄弱者数のは握はきわめて困難であるが,昭和36年10月の精神薄弱者実態調査の結果によると,全国で約34万人と推計されている。これは人口1,000人当たり5.3人ほどになる。

(注) この推計総数については,今回の調査対象から,年齢15歳6か月未満の者が除かれていること,家族の申出により調査対象者を把握するという方法によつたこと,一般的にいつて,精神薄弱者については,重度中度の障害者に比べて,いわゆる軽度の障害者の比率がきわめて大きいとされており,しかも,軽度の者は,精神薄弱者であるかどうかの判別がむづかしいということを考慮しなければならない。

今回の調査結果から推計される精神薄弱者の全国数は,これまでいわれてきた数とかけはなれているが,以上の点に留意して取り扱う必要がある。

これらの精神薄弱者の就業状況を見ると,継続して働いている者は全体の38.7%,時々働いている者16.5% 家事の手伝いをしている者19.6%,何もしていない者が,25.3%となつており,このうち就業者について仕事の内容を見ると,農林,漁業関係51.1%を占め,残りは,単純な雑役が大半である。したがつて稼働収入については,継続して他家に働いている者の平均をみても月約7,000円にとどまつている。このような精神薄弱者に対する福祉対策は,35年から行なわれるようになったが,施策の基本的考え方は,精神薄弱者に対し適切な指導訓練を行なつて社会生活への適応能力を高めることにある。したがつて具体的には,福祉援護のための相談指導を行なうこと,施設に収容して保護を行なうとともに社会的更生に必要な生活上および職業上の指導を行なうこと,職業的自立更生を図るために,理解ある民間事業主に生活指導職業訓練を委託するといういわゆる職親委託の措置などが行なわれている。しかしまだ制度が新しく,施策の充実は今後に期待するほかはない。以下,最近における実績を示すと次のとおりである。

第15表 精神薄弱者推計数

第15表 精神薄弱者推計数				
	全国推計数	百 分 率	人 1,000	口 対
総 数	343	100.0		5.3
軽 度	168	48.6		2.6
中 度	120	34.8		1.8
重 度	55	15.7		0.8

資料：厚生省社会局「精神薄弱者実態調査(36年)」による。

第16表 精神薄弱者援護施設の施設数および収容定員

第16表 精神薄弱者援護施設の施設数および収容定員

(1) 公立施設の整備状況

	施設数	収容定員
34年度	3	210
35	3	210
36	6	420

厚生省社会局調べ

(2) 施設数

(36年)

	施設数	収容定員
公立	12	840
社会福祉法人立	12	500

厚生省社会局調べ

第17表 精神薄弱者援護相談取扱件数

第 17 表 精神薄弱者援護相談取扱件数

(36 年 度)

相談 実人員	相談 総件数	援護施設 入所	職親 あつせん	就職 あつせん	医療保健	経済援助	教 育	そ の 他
22,854	26,464	5,596	610	1,308	2,763	2,019	3,062	11,086

資料：「厚生省報告例」による。

資料

2 社会福祉

身体障害者福祉

昭和35年の身体障害者実態調査の結果によれば、わが国には約95万人の身体障害者がいると推計されている。100人に1人は身体障害者というわけである。その60.0%が、し体不自由者であり、次いで視覚障害が23.2%を占めている。また原因別には後天的なものが多く、83.2%に達している、これらの身体障害者に対するおもな福祉施策を具体的に示すと、(1)更生相談、更生指導および諸種の判定、(2)身体的機能の回復および増進を図るため更生医療の給付、(3)補装具の支給、(4)必要な医学的治療訓練および職業訓練を行なう施設援護、(5)点字図書館および出版施設の利用などがある。このほか身体障害者雇用促進法によつて国、地方公共団体などに一定率の身体障害者の雇用を維持すべき義務が課されているとともに、民間事業所についても雇用努力義務を規定して就業の促進を図っていること、その他諸公租の負担軽減措置、公共施設内の売店優先設置措置などがとられている。以下最近における実績を示すと次のとおりである。

第18表 身体障害者更生援護施設(収容施設)の施設数および収容定員数

第 18 表 身体障害者更生援護施設（収容施設）の施設数および収容定員数

		32 年	33	34	35	36
し 体 不 自 由 者 更 生 施 設	施 設 数	34	36	39	43	44
	収 容 定 員	1,386	1,446	1,536	1,686	1,724
失 明 者 更 生 施 設	施 設 数	8	10	10	12	6
	収 容 定 員	933	983	955	987	820
ろ う あ 者 更 生 施 設	施 設 数	3	3	3	3	2
	収 容 定 員	95	120	150	128	120
身 体 障 害 者 収 容 授 産 施 設	施 設 数	27	29	34	31	38
	収 容 定 員	1,288	1,188	1,260	1,244	1,541

資料：厚生省統計調査部「社会福祉施設調査」、ただし、36年については厚生省社会局調べによる。

第19表 結核回復者後保護施設の施設数および収容定員

第 19 表 結核回復者後保護施設の施設数および収容定員

		32 年	33	34	35	36
施 設 数		14	18	21	25	27
収 容 定 員		930	1,180	1,350	1,560	1,680

厚生省社会局調べ

第20表 更生医療の給付状況

第20表 更生医療の給付状況

(1) 身体障害者福祉法によるもの

	給付決定 件数	費用の概算額	
		公費負担分	自己負担分
		千円	千円
32年度	1,298	39,585	4,737
33	1,368	45,647	4,779
34	1,161	42,690	3,091
35	1,259	54,268	3,223
36	1,298	56,196	3,927

資料：「厚生省報告例」による。

(2) 戦傷病者戦没者遺族等援護法によるもの

	給付決定件数	費用の概算額
		千円
32年度	582	14,384
33	411	11,078
34	291	7,616
35	222	6,790
36	200	4,665

資料：「厚生省報告例」による。

第21表 補装具の交付および修理状況

第21表 補装具の交付および修理状況

(1) 身体障害者福祉法によるもの

	交 付			修 理		
	給付決定件数	費用の概算額		給付決定件数	費用の概算額	
		公費負担分	自己負担分		公費負担分	自己負担分
		千円	千円		千円	千円
32年度	22,875	122,882	15,183	8,477	19,063	2,856
33	21,248	139,167	17,336	10,741	20,876	3,062
34	23,010	148,165	17,501	9,779	21,148	2,706
35	25,440	169,513	19,940	10,203	22,682	3,022
36	28,867	212,880	22,138	10,398	26,388	2,983

資料：「厚生省報告例」による。

(2) 戦傷病者戦没者遺族等援護法によるもの

	交 付		修 理	
	給付決定件数	費用の概算額	給付決定件数	費用の概算額
		千円		千円
32年度	11,114	54,483	5,359	15,776
33	6,377	49,170	6,482	15,154
34	5,874	49,301	6,095	14,695
35	5,314	45,001	6,182	14,594
36	5,159	49,360	6,291	15,974

資料：「厚生省報告例」による。

資料

2 社会福祉

婦人保護

売春防止法は、売春助長行為の処罰と要保護女子の補導処分および保護更生を目的としており、厚生省では、性行又は環境に照して売春を行なうおそれのある女子の保護更生の分野を担当している。これを担当するものとして婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設などがあげられるが最近の実績を示すと次のとおりである。

第22表 婦人相談所および婦人相談員の相談受付および処理件数

		第 22 表 婦人相談所および婦人相談員の相談受付および処理件数				
		32 年 度	33	34	35	36
婦 人 相 談 所	{ 受 付 件 数	6,593	15,277	16,073	17,334	19,060
	{ 処 理 件 数	5,988	15,269	16,035	16,980	20,683
婦 人 相 談 員	{ 受 付 件 数	10,626	18,304	23,168	26,800	31,189
	{ 処 理 件 数	10,044	17,510	22,950	26,790	33,328

資料：「厚生省報告例」による。
(注) 32年度は、32年10月から33年3月までである。

第23表 婦人相談所および婦人相談員事項別処理人員

第 23 表 婦人相談所および婦人相談員事項別処理人員
(36 年 度)

		総 数	婦人 更生 資金の貸付	婦人 保護施設に収容	就 職・自 営	結 婚	家 庭 へ 送 還	福 祉 事 務 所 へ 移 送	婦人 相談所・婦人 相談員への移送	他・ 府県の婦人 相談員へ移送	設 へ 移 送 その他の 関係機関 施設	助 言・指 導の み	そ の 他
婦人相談所	人 員 百 分 率	20,683 100.0	147 0.7	2,221 10.7	1,260 6.1	68 0.3	2,594 12.6	2,916 14.1	647 3.1	214 1.1	1,386 6.7	5,789 28.0	3,441 16.6
婦人相談員	人 員 百 分 率	33,328 100.0	511 1.6	146 0.5	3,902 11.7	477 1.4	1,811 5.4	2,574 7.7	1,778 5.3	163 0.5	2,271 6.8	11,655 35.0	8,040 24.1

資料：「厚生省報告例」による。

第24表 婦人保護施設および入所人員

第 24 表 婦人保護施設および入所人員

	施 設 数	収 容 状 況		
		入 所 実 人 員	入 所 延 人 員	年 度 末 現 在 員
33 年 度	25	2,700	349,120	1,147
34	62	3,106	492,440	1,456
35	66	2,555	532,103	1,441
36	66	2,296	503,494	1,293

厚生省社会局調べ
(注) 施設数は各年度末現在であり、なお、定員は36年度末2,400人である。

第25表 婦人保護施設理由別退所人員および百分率

第 25 表 婦人保護施設理由別退所人員および百分率
(36 年 度)

	入 所 員	総 数	自 営	就 職	帰郷・宅	結 婚	他の関係施設等へ移送	無 断 退 所	その他	年度末在入員
人 員	2,296	2,441	80	486	673	113	340	427	322	1,293
百 分 率	—	100.0	3.3	19.9	27.6	4.6	13.9	17.5	13.2	—

資料：「厚生省報告例」による。

第26表 婦人更生資金貸付金および被服支給の状況

第26表 婦人更生資金貸付金および被服支給の状況

	婦人更生貸付金		被 服 等
	件 数	金 額	支 給 額
35 年 度	377	千円 20,707	千円 3,656
36	691	23,520	4,766

厚生省社会局調べ

資料
2 社会福祉
同和対策

昭和34年4月現在によると,同和地区は30府県,1,225市町村に約4,100地区が分散し,世帯数25万3,000,住民122万人となつている。これらの地区は住宅が密集し,下水排水などの不備,し尿処理の欠如,上水道の不備,道路の狭あいといった悪環境下にある。また,これらの地区の住民の生活程度も低く保護率や小学児童の長欠率も全国平均の4倍に近い。

現在厚生省では,一般対策事業として隣保館,共同浴場,共同作業場,共同井戸,共同炊事洗たく場,地区道路および下水排水路の整備を行なつており,37年度のモデル対策事業としては,一般事業のほかにじんかい焼却場,じんかい焼却炉,火葬場,街灯などの整備を実施している。なお,市町村が設置している隣保館については,その運営費の一部に対しても国庫補助を行なつている。以下最近の実績を示すと次のとおりである。

第27表 同和対策の事業内容および国庫補助額

第 27 表 同和対策の事業内容および国庫補助額										
(単位：1,000円)										
	32 年 度		33		34		35		36	
	か所	金 額	か所	金 額	か所	金 額	か所	金 額	か所	金 額
総 数	—	14,250	—	24,400	—	49,920	—	133,739	—	202,037
隣 保 館	4	8,400	9	13,725	9	19,012	25	44,792	28	74,011
共 同 浴 場	5	5,850	10	10,675	16	15,533	23	33,227	21	33,732
共 同 作 業 場	—	—	—	—	12	4,850	26	12,626	22	14,258
下 水 排 水 路	—	—	—	—	40	10,525	74	19,641	74	26,870
共 同 便 所	—	—	—	—	—	—	26	949	21	587
共同炊事洗濯場	—	—	—	—	—	—	7	628	5	394
共 同 井 戸	—	—	—	—	—	—	27	5,813	34	5,584
地 区 道 路	—	—	—	—	—	—	—	—	44	31,853
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	16,059	—	14,748

厚生省社会局調べ
(注) 「その他」にはじんかい焼却場,火葬場,貯りゆうそう,墓地移転,と畜場移転,街灯工事,納骨堂および隣保館運営費などの合計額を計上した。

資料

2 社会福祉

災害救助

災害救助法は、災害発生の場合、被災者に対して、(1) 収容施設の供与、(2)食品などの給与、(3)被服寝具などの給与、(4)医療助産、(5)救出、(6)住宅応急修理、(7)生業資金などの給貸与、(8)学用品の給与、(9)埋葬、(10)死体の搜索、処理(11)土石などの除去、などを行ない、被災者の保護と社会秩序の保全を期している。救助機関は都道府県、日本赤十字社などが当たっているが、この費用は、国および都道府県において分担している。以下最近における災害救助法適用状況を示すと次のとおりである。

第28表 都道府県別災害救助法適用回数および適用市町村延数

第28表 都道府県別災害救助法適用回数 および適用市町村延数					
	32年度	33	34	35	36
適用回数	36	45	57	34	58
適用市町村	100	211	787	88	512

厚生省社会局調べ

第29表 災害救助法適用状況および災害救助費国庫負担状況

第 29 表 災害救助法適用状況および災害救助費国庫負担状況					
	32年度	33	34	35	36
法適用都道府県延数	36	45	57	34	58
法適用都道府県実数	22	26	31	22	33
法適用市町村延数	100	211	787	88	512
災害救助費支出額(1,000円)	182,184	330,995	4,936,500	170,846	1,436,018
災害救助費国庫負担額(1,000円)	103,922	139,398	4,027,797	74,833	757,678
国庫負担対象都道府県実数	6	9	19	7	22

厚生省社会局調べ
(注) 36年度災害救助費支出額および国庫負担額は精算見込額である。

第30表 災害救助の実施状況

第 30 表 災 害 救 助 の 実 施 状 況

	32 年 度	33	34	35	36
収容施設の供与					
避難所への収容 (延人)	433,894	238,282	4,901,596	230,464	994,594
応急仮設住宅の設置(戸)	901	1,277	15,530	646	5,437
炊き出しその他による食品の給与および飲料水の供給(延人)	621,638	655,597	12,758,944	283,098	1,179,180
被服寝具その他生活必需品の給与または貸与(世帯)	31,324	116,077	353,934	26,499	204,881
住 宅 の 応 急 修 理(戸)	1,624	467	30,565	603	11,676
生 業 に 必 要 な 資 金 の 貸 付(件)	245	245	2,386	240	735
学 用 品 の 給 与(延人)	29,195	17,192	309,021	31,952	109,749
埋 葬(件)	735	730	4,622	56	133
住居またはその周辺に運ばれた土石竹木等の除去(戸)	—	—	1,512	33	382

厚生省社会局調べ

(注) この表に掲げるもののほか、医療、助産、救出および死体の捜索または処理などの救助が実施されているが、軒数が不明のため省略する。

資料

2 社会福祉

社会福祉機関その他

(1) 福祉事務所

福祉事務所は、昭和26年以来生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法(35年より精神薄弱者福祉法を加えた。)の福祉関係法律をつかさどる第一線現業機関として、地区住民の社会福祉のために幅の広い活動を行ないつつある。

現在これらの福祉事務所には、事務職員のほか、指導員(現業員の指導監督を行なう。)、現業員(前記4法の援護・育成または更生措置事務を行なう。)身体障害者福祉司、精神薄弱者福祉司、児童福祉司、母子相談員、婦人相談員などが配置されているが、職員の充足状況は良好とはいえない。以下最近における実績を示すと次のとおりである。

第31表 福祉事務所数

第 31 表 福 祉 事 務 所 数						
		32年10月	33. 7	34. 7	35. 7	36. 8
総	数	968	973	1,010	1,010	1,022
郡	部	385	375	370	367	377
市	部	581	596	638	641	643
町	村	2	2	2	2	2

厚生省社会局調べ
(注) 市部には東京都の特別区および五大市を含む。

第32表 福祉事務所職員設置状況

第 32 表 福 祉 事 務 所 職 員 設 置 状 況

		指 導 員					現 業 員				
		定 数 (A)	現 在 員 (B)	有 資 格 者 (C)	充 足 率 (B)/(A)	有 資 格 率 (C)/(B)	定 数 (A)	現 在 員 (B)	有 資 格 者 (C)	充 足 率 (B)/(A)	有 資 格 率 (C)/(B)
32年10月	總 数	1,557	1,068	948	68.5	88.8	8,504	7,459	5,145	87.7	68.7
	郡 部	649	410	373	63.2	91.0	3,788	3,021	2,233	79.8	73.9
	市 部	908	658	575	72.5	87.4	4,716	4,438	2,912	94.0	65.6
33. 7	總 数	1,557	1,055	930	67.7	88.1	8,504	7,422	4,710	87.8	63.0
	郡 部	649	375	342	57.7	91.2	3,788	2,973	2,151	78.4	72.3
	市 部	908	680	588	74.8	86.4	4,716	4,499	2,559	95.3	56.8
34. 7	總 数	1,219	843	767	69.2	91.6	8,524	7,486	5,179	87.8	69.2
	郡 部	471	298	282	63.2	94.6	3,291	2,717	2,072	84.1	74.9
	市 部	748	545	485	72.9	89.0	5,233	4,719	3,107	93.2	65.9
35. 7	總 数	1,435	889	740	63.2	83.5	8,571	7,632	4,998	88.9	65.5
	郡 部	545	304	265	55.8	87.2	3,703	2,838	1,980	76.6	69.8
	市 部	890	585	475	65.7	81.2	4,868	4,794	3,018	98.5	62.9
36. 8	總 数	1,415	1,285	1,078	90.8	83.9	8,367	7,803	5,169	93.3	66.2
	郡 部	536	458	393	85.4	85.8	3,544	2,887	2,025	81.2	70.1
	市 部	879	827	685	94.1	82.8	4,823	4,916	3,144	101.9	63.9

厚生省社会局調べ

資料

2 社会福祉

社会福祉機関その他

(2) 民生委員(児童委員)

民生委員(児童委員)は,各市町村の区域の社会福祉を推進するため重要な役割を果たしている。すなわち区域内の被保護階層はもちろん,生活に困窮している低所得階層について,相談を受け,または必要な援助,指導を行なうほか,福祉事務所などの業務に対して協力するなど,その職務はきわめて広範囲にわたっている。現在民生委員(児童委員)数は12万7,000人であるが,任期は3年となっており,最近の改選は去る12月1日に行なわれた。以下民生委員(児童委員)の活動実績を示すと次のとおりである。

第33表 民生委員・児童委員活動状況

第33表 民生委員・児童委員活動状況 (36年度)			
		取扱件数	民生委員1人1月平均取扱件数
総 相談・指導	数	5,141,917	3.4
	総数	2,655,995	1.8
	職業	287,523	0.2
	生活・家事	1,198,234	0.8
	児童問題	551,930	0.4
	その他	618,308	0.4
		取扱件数	民生委員1人1月平均取扱件数
各種資金の貸付あつせん・指導	総数	543,234	0.4
	世帯生資金	284,927	0.2
	福祉資金	104,876	0.1
	その他資金	153,431	0.1
	諸証明事務	1,008,237	0.8
その他		994,451	0.7
社会福祉関係諸会合行事への出席		1,263,304	0.9

資料：「厚生省報告例」による。

資料

2 社会福祉
社会福祉機関その他
(3) 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、地域住民が主体となつて地域の福祉増進を図る場合の拠点として組織されているものであつて、基本的単位としては市区町村社会福祉協議会があり、さらにその上に都道府県および全国組織が確立されている。市町村社会福祉協議会が現在行なつている実践活動のおもなるものは、(1)助け合い資金、(2)子ども会育成、(3)生活相談所開設、(4)児童遊園設置、(5)季節保育所開設、(6)長欠児対策、(7)内職あつせん、(8)老人クラブ育成、(9)環境衛生対策、(10)生活改善運動、(11)ボランティア育成、(12)母親クラブ育成、(13)住民検診協力、(14)家族計画などである。以下最近における結成状況を示すと次のとおりである。

第34表 社会福祉協議会結成状況

第34表 社会福祉協議会結成状況 (37年 6 月 1 日現在)			
	市町村数	社 協 数	結 成 率
総 数	3,537	3,443	97.3%
市	635	631	99.4
町	1,971	1,907	96.7
村	931	905	97.2

厚生省社会局調べ

資料

2 社会福祉

社会福祉機関その他

(4) 共同募金

共同募金は、民主社会における社会連帯性の自覚と社会人としての責任を強調する国民たすけあいの運動であつて、この運動が開始されて以来すでに16年になる。この運動により得られた寄付金は、社会福祉関係施設の設備の改善や老朽建物の改築と地域社会福祉協議会の育成などのため使用されている。以下最近における募金実績を示すと次のとおりである。

第35表 共同募金等全国実績

第35表 共同募金等全国実績					
	共同募金	お年玉 年賀書 寄付金	N H K たすけあ い寄付金	合 計	1世帯 平均 寄付額
	千円	千円	千円	千円	円
32年度	1,183,548	335,840	78,892	1,598,280	84
33	1,223,606	347,784	82,802	1,654,192	87
34	1,810,082	319,771	—	2,129,853	106
35	1,979,877	330,710	—	2,310,587	112
36	2,026,672	351,000	—	2,377,672	112

中央共同募金会調べ
(注) 34年度から「NHKたすけあい寄付金」は共同募金の実績に繰り入れた。

第36表 共同募金の募金方法

第36表 共同募金の募金方法							
(単位：%)							
	総数	戸別	街頭	法人	学校 職域	特殊	その他 (利子を含む)
32年度	100.0	80.8	5.9	4.9	3.6	3.7	1.1
33	100.0	81.0	5.0	5.7	3.7	3.4	1.2
34	100.0	77.7	5.9	8.7	3.2	3.1	1.4
35	100.0	76.7	5.6	9.5	3.5	2.5	2.2
36	100.0	74.4	5.2	11.4	3.7	2.4	2.9

中央共同募金会調べ

厚生白書 (昭和37年度版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

資料

2 社会福祉

社会福祉機関その他

(5) 社会福祉事業振興会

社会福祉事業振興会は、民間社会福祉施設に対し、施設の修理、改造、拡張あるいは整備などに必要な資金を融通する機関として設置されたものである。すでに設置されて以来8年を経過したが、昭和36年からは、民間社会福祉施設の職員に対する待遇改善の一環として退職手当金を支給する制度が実現、社会福祉事業振興会がこの実施機関としての業務を行なっている。以下、このうち貸付事業の最近における実績を示すと、次のとおりである。

第37表 社会福祉事業振興会における資金貸付状況

第 37 表 社会福祉事業振興会における資金貸付状況

	32 年 度		33		34		35		36	
	件数	貸 付 額	件数	貸 付 額	件数	貸 付 額	件数	貸 付 額	件数	貸 付 額
総 数	124	千円 151,970	123	千円 196,620	128	千円 238,240	128	千円 285,270	107	千円 276,240
生 活 保 護 施 設	33	49,300	27	53,150	42	91,420	30	91,600	18	60,160
児 童 福 祉 施 設	65	66,060	60	78,460	57	73,670	72	121,520	62	121,930
身体障害者更生授 護施設	1	180	5	6,560	4	4,750	3	2,150	2	2,200
精神薄弱者授護施 設	—	—	—	—	—	—	6	4,500	—	—
更 生 保 護 施 設	6	4,300	5	4,150	2	1,750	3	8,000	1	1,000
公 益 質 屋	—	—	1	200	1	1,500	2	2,000	2	6,000
社会福祉事業法に よる施設	17	27,130	23	53,100	19	52,250	13	37,700	20	83,750
そ の 他	2	5,000	2	1,000	3	12,900	4	17,800	2	1,200

社会福祉事業振興会調べ

資料

2 社会福祉
引き揚げ者などの状況

海外からの軍人・軍属や在外邦人の引き揚げ者に対しては、上陸地における援護措置はもちろん、定着後においても住宅の確保、応急家財の支給、就職あつせん、更生資金の貸付けなどの措置が行なわれ、また引き揚げ者や外地死亡の遺族に対しては、引揚者給付金(最高2万8,000円)などが支給されている。しかし、最近の引き揚げ者は、年間100人前後であつてしかも引き揚げ地は、南朝鮮や中央からがほとんどである。以下引き揚げ地別に引き揚げ者の推移を示すと次のとおりである。

未帰還者の現況は、37年10月末において未帰還者数1万3,519人となつてているが、このうち、帰還者からの情報、現地からの来信、在外公館による調査などから推定した生存者の数は約5,000人である。

第38表 引き揚げ人員

第38表 引き揚げ人員						
	32年	33	34	35	36	37 (10月 まで)
ソビエト	173	527	67	2	1	—
中 共	97	2,157	10	41	42	34
北 朝 鮮	—	—	—	—	—	—
南 朝 鮮	18	18	23	25	28	63
南 方	15	8	46	77	6	—

厚生省援護局調べ

第39表 未帰還者数

第39表 未 帰 還 者 数 (37年10月末現在)			
	総 数	30年以前 の消息資 料のもの	31年以後 の消息資 料のもの
総 数	13,519	10,830	2,689
ソビエト(千島、樺太を 含む)	1,436	1,001	435
中 共	10,265	8,041	2,219
北 朝 鮮	630	595	35
そ の 他	1,183	1,188	—

厚生省援護局調べ

資料

2 社会福祉
在日朝鮮人の送還

日本赤十字社と北朝鮮赤十字との間で在日朝鮮人の北朝鮮帰還に関する協定が締結されて以来,すでに3年を経過したが,最近では,帰還申請者も毎月500人前後となり,帰還者数も以下に示すとおり最盛期の1/10以下に減少している。

第40表 北朝鮮帰還者数の推移

第40表 北朝鮮帰還者数の推移

	出航 回数	船数	帰 還 者 数	累 計
34年12月	3	6	2,942	2,942人
35. 1	3	6	2,995	5,937
2	4	8	4,056	9,993
3	4	8	4,079	14,072

	出航 回数	船数	帰 還 者 数	累 計
35年 4月	5	10	5,356	19,428人
5	4	8	4,284	23,712
6	4	8	4,354	28,066
7	5	10	5,326	33,392
8	4	8	4,129	37,521
9	4	8	4,081	41,602
10	4	8	4,341	45,943
11	4	8	3,894	49,837
12	3	6	2,141	51,978
36. 1	3	6	2,303	54,281
2	—	—	—	インフルエンザによ り配船休止
3	—	—	—	
4	2	4	2,046	56,327
5	4	8	4,332	60,659
6	5	10	5,118	65,777
7	4	8	2,724	68,501

厚生省援護局調べ

	出航 回数	船数	帰 還 者 数	累 計
36年 8月	3	6	2,105	70,606人
9	2	4	1,164	71,770
10	4	8	1,915	73,685
11	4	6	816	74,501
12	3	3	278	74,779
37. 1	1	1	87	74,866
2	2	2	141	75,007
3	2	2	283	75,290
4	2	2	578	75,868
5	1	1	272	76,140
6	2	2	615	76,755
7	2	2	330	77,085
8	—	—	—	コレラの危険ありと して配船休止
9	—	—	—	
10	2	2	504	77,589
計	99	179	—	—

資料

3 児童福祉と母子福祉
児童福祉機関
(1) 児童相談所

児童相談所は、児童の福祉に関するケースワークの中核機関であつて、児童に関するすべての相談に応ずるとともに、児童やその家庭について必要な調査や専門的技術に基づいた判定を行なうほか、一時保護や児童福祉施設などへの入所措置も行なつている。現在全国に126か所設置されているが最近における相談受付および処理の実績を示すと次のとおりである。

第41表 児童相談所の経路別受付件数

	総 数	児童委員から通告	福祉事務所から通告	警察関係から通告	その他都道府県市町村から通告	家庭裁判所から送致	児童福祉施設から相談	学校から相談	家族、親せきから相談	児童本人	在所期間の延長意見	その他
32年度	198,301	4,352	16,826	33,759	9,183	1,636	19,492	20,600	59,450	1,703	455	30,845
33	206,465	3,032	16,205	32,957	8,902	1,148	18,489	22,986	65,476	1,364	559	35,347
34	213,864	2,798	15,121	36,885	9,093	1,044	22,882	25,309	66,872	1,408	596	31,856
35	222,723	2,440	14,309	44,223	8,372	1,013	21,269	26,264	69,329	1,657	430	33,417
36	235,297	3,103	13,652	50,426	7,609	1,274	25,274	27,859	72,214	1,072	550	32,264

資料：「厚生省報告例」による。

第42表 児童相談所の相談種類別受付件数

第42表 児童相談所の相談種類別受付件数										
	総 数	養相 護 談	保 相 護 談	し 体 不 自 相 由 談	視 聴 語 障 害 相 談	精 神 薄 弱 相 談	教 護 相 談	触 法 相 談	教 育 相 談	その他の 相談
32 年 度	198,288	45,713	2,332	9,281	2,490	15,333	26,653	23,548	53,061 〔健全育成相談〕	19,877
33	206,462	41,844	2,839	10,886	2,979	17,058	24,696	22,085	〔Ⅰ〕 33,986 〔Ⅱ〕 25,938	24,151
34	213,875	39,981	3,175	11,588	3,328	20,209	23,071	27,429	33,980 28,401	22,713
35	222,711	35,610	2,947	13,876	3,209	20,708	23,448	34,989	37,503 29,642	20,829
36	235,304	33,873	2,988	14,456	3,426	23,016	23,115	43,323	長 欠 不 性 向 適 性 しつけ 数 欠 不 性 向 適 性 しつけ 3,329 13,277 40,890 10,902	22,709

資料：「厚生省報告例」による。

(注) 健全育成相談の〔Ⅰ〕は学校教育に関する相談、〔Ⅱ〕はその他の相談をいう。

第43表 児童相談所の種類別処理件数

第 43 表 児童相談所の種類別処理件数

	総 数	訓 戒 警 戒 約	児童福祉 司の指導	社会福祉 事務所へ 送 致	児童委員 の 指 導	里 委 親 託	保護受託 者に委託	児童福祉 施設に入 所	助 言 指 導	その他	
32年度	196,985	11,165	10,340	1,803	1,676	2,240	199	18,998	150,544		
33	204,885	11,536	8,852	1,660	1,334	2,334	187	20,310	104,293	54,379	
34	212,992	12,592	10,956	1,777	1,535	2,020	139	21,084	117,710	45,179	
35	220,143	15,154	11,613	1,198	1,345	1,936	63	21,309	128,823	38,702	
36	234,401	17,984	12,254	888	4,306	2,035	100	21,708	他の機関に あつせん	面接指導	40,381
									3,420	131,325	

資料：「厚生省報告例」による。

資料

3 児童福祉と母子福祉
児童福祉機関
(2) 福祉事務所および保健所

児童福祉行政の第1線機関としては、児童相談所以外に福祉事務所と保健所がある。また、このとほか民間協力者として児童委員(民生委員をもつてあてる。)がいる。

以下最近における福祉事務所の活動状況を示すと次のとおりである。

第44表 福祉事務所種類別処理件数

第 44 表 福 祉 事 務 所 種 類 別 処 理 件 数											
	総 数	社会福 祉主事 の指導	施 設 入 所・退 所				児童福祉 法 第 22 条・第23 条・第24 条の措置 権者に報 告または 通知	児童相談 所へ送致	児童相談 所の委託 による鑑 査の完了 (法第18 条の2第 2項によ るもの)	他の機関 へ紹介あ つせん	相談助言 そ の 他
			総 数	助 産 施 設	母子寮	保育所					
32 年 度	317,100	17,721	203,724	4,191	2,203	197,330	14,556	9,689	6,430	8,582	56,398
33	298,167	16,383	189,426	4,616	2,081	182,729	13,393	7,970	6,435	8,615	53,945
34	322,544	15,427	210,609	4,683	2,117	203,809	12,116	9,697	7,471	8,816	58,408
35	338,765	18,629	213,544	4,677	1,722	207,145	12,569	10,192	7,203	10,219	64,409
36	371,986	15,924	237,212	4,719	2,096	230,397	11,721	13,171	10,038	7,809	74,211

資料：「厚生省報告例」による。

資料

3 児童福祉と母子福祉 母と子の健康

母子の健康状態を示す指標には種々のものがある。子について最もよく利用されるのは、乳幼児の死亡率である。昭和22年ごろと比較すると著しく改善されてはいるものの最近ではやや停滯傾向が見られる。

また、妊産婦の死亡率は施設内分べんなどが多くなつた関係もあつて、かなり改善されてきているが、先進諸国、たとえば、イギリス、フランス、アメリカなどと比べるとまだ数倍も高率である。

妊産婦と乳幼児に対する保健指導を担当する機関としては、保健所と市町村とがある。そのほか、医療機関に恵まれない農山村を中心に健康センターも一部地域において設置されて、母子衛生の向上が図られつつある。

なお、施策の内容を具体的にら列すると

(ア) 妊娠届出と母子手張の交付および保健所などによる保健指導の実施

(イ) 妊娠中毒症の重症化の防止のための生活指導

(ウ) 未熟児の養育指導と簡易保育器の貸出しおよび養育医療の給付

(エ) 新生児訪問指導

(オ) 3歳児健康診査の実施

(カ) 家族計画の指導など

以下、これらのうち、最近のおもなる健康状態の指標と母子衛生施策の実績などを示すと次のとおりである。

第45表 1歳から4歳までの主要死因別死亡数および死亡率

第45表 1歳から4歳までの主要死因別死亡数および死亡率(人口10万対)

	25 年	32	33	34	35
全 死 因	82,388 (926.8)	24,386 (358.0)	19,352 (296.6)	17,934 (280.7)	15,399 (246.2)
胃 炎 な ど	20,421 (229.7)	3,060 (44.9)	2,617 (40.1)	2,155 (33.7)	1,675 (26.8)
不 慮 の 事 故	7,415 (83.4)	4,997 (73.4)	4,886 (74.9)	5,171 (80.9)	4,332 (69.3)
赤 痢	8,958 (100.8)	2,055 (30.2)	1,698 (26.0)	1,261 (19.7)	987 (15.8)
肺 炎 な ど	12,812 (144.1)	4,222 (62.0)	3,019 (46.3)	2,747 (43.0)	2,466 (43.0)
麻 疹	2,107 (23.7)	1,294 (19.0)	442 (6.8)	802 (12.6)	596 (9.5)
全 結 核	5,897 (66.3)	722 (10.6)	591 (9.1)	429 (6.7)	297 (4.7)
じ ん 炎	1,723 (19.4)	695 (10.2)	515 (7.9)	402 (6.3)	274 (4.4)
髄 膜 炎	2,055 (23.1)	426 (6.3)	224 (3.4)	201 (3.1)	170 (2.7)
百 日 せ き	3,814 (42.9)	93 (1.4)	143 (2.2)	40 (0.6)	17 (0.3)
その他の全死因	17,186 (193.3)	6,822 (100.2)	5,217 (80.0)	4,726 (74.0)	4,585 (73.3)

資料：厚生省統計調査部「人口動態統計」による。

(注) かつこ内の数字は、1歳から4歳までの人口10万対死亡率である。

第46表 死因別妊産婦死亡数および死亡率

第46表 死因別妊産婦死亡数および死亡率(出産万対)

	総 数	産じよく熱	妊娠中毒症	出 血	子宮外妊娠	流産後死亡	そ の 他
31 年	2,838(15.4)	127(0.7)	1,091(5.9)	712(3.9)	358(1.9)	113(0.6)	437(2.4)
32	2,677(15.4)	130(0.7)	1,055(6.1)	671(3.8)	297(1.7)	99(0.6)	425(2.4)
33	2,560(13.9)	138(0.8)	982(5.3)	649(3.5)	283(1.5)	99(0.5)	409(2.2)
34	2,381(13.2)	116(0.6)	908(5.0)	592(3.3)	292(1.6)	76(0.4)	397(2.2)
35	2,097(11.7)	108(0.6)	809(4.5)	507(2.8)	232(1.3)	63(0.4)	378(2.1)

資料：厚生省統計調査部「人口動態統計」による。

(注) かつこ内の数字は死亡率である。

第47表 医療施設の内外別出生割合

第47表 医療施設の内外別出生割合

(単位：%)

	全 国		市 部		郡 部	
	施設内	施設外	施設内	施設外	施設内	施設外
22 年	2.4	97.6	6.5	93.5	0.5	99.5
25	4.6	95.4	11.3	88.7	1.1	98.9
30	17.6	82.4	28.2	71.8	6.6	93.4
31	22.7	77.3	34.6	65.4	9.1	90.9
32	28.7	71.3	41.7	58.3	12.3	87.7
33	35.0	65.0	48.6	51.4	16.1	83.9
34	41.7	58.3	55.1	44.9	20.6	79.4
35	50.1	50.0	63.6	36.4	27.0	73.0

資料：厚生省統計調査部「人口動態統計」による。

(注) 施設内とは病院、診療所および助産所における出生をいう。

第48表 乳幼児保健指導件数

第48表 乳幼児保健指導件数
(単位：1,000件)

		総 数	保健所活動	市町村の実施
32年	乳児	2,463	1,807	656
	幼児	744	514	230
33	乳児	2,827	2,108	719
	幼児	755	514	241
34	乳児	3,269	2,439	830
	幼児	762	528	234
35	乳児	3,306	2,456	850
	幼児	818	570	248
36	乳児	3,254	2,430	824
	幼児	1,213	887	326

資料：厚生省統計調査部「保健所運営報告」による。

第49表 妊産婦保健指導件数

第 49 表 妊 産 婦 保 健 指 導 件 数

(単位：1,000件)

	総 数	保 健 所 活 動	市 町 村 の 実 施
32 年	1,034	492	542
33	1,082	454	628
34	716	466	250
35	760	506	254
36	743	498	245

資料：厚生省統計調査部「保健所運営報告」による。

第50表 保健所における妊産婦および乳幼児保健指導件数

第 50 表 保健所における妊産婦および乳幼児保健指導件数

	32 年	33	34	35	36
総 数	2,812,856	3,075,471	3,432,696	3,531,723	3,814,959
妊 婦	425,195	383,919	384,346	433,578	426,135
産 婦	66,660	70,433	81,824	72,011	72,161
乳 児	1,807,109	2,107,599	2,438,648	2,456,023	2,429,780
幼 児	513,892	513,520	527,878	570,111	886,883

資料：厚生省統計調査部「保健所運営報告」による。

第51表 母子健康センターの設置数

第51表 母子健康センターの設置数
(単位：か所)

	設 置 数
総 数	187
33 年 度 末	53
34	45
35	44
36	45

厚生省児童局調べ

資料

3 児童福祉と母子福祉 児童の健全育成と非行対策

昭和40年以降に若年労働力の減少が見込まれることからしても幼少人口の資質向上は焦びの急とされている。

少年非行の現状をみると、少年刑法犯の検挙は、人員比率とも増加傾向が特に低年齢層において顕著となっており、しかも非行は暴力化し、かつ、中流家庭子女に増加の傾向があつて憂慮すべき事態にある。

また、児童の事故死の状況も1歳から19歳までにあつては、実に死因順位の第1位を占めており、自殺もはなはだ多い。

このような状況にかんがみ、まず一般の健全育成対策としては

- (ア) 児童福祉機関(児童相談所、福祉事務所、児童委員)による相談指導を行なうこと。
- (イ) 児童遊園、児童館などの児童厚生施設を整備して児童に健全な遊びを与えて健康の増進を図るとともに情操を豊かにすること。
- (ウ) 地域組織活動(子供会、母親クラブ、児童指導班などの有志組織)に対する助成(国は指導者養成事業に対し補助)を行なうこと。
- (エ) 児童福祉審議会による出版物、映画演劇などの優良文化財の推せんを行なうこと。

一方、非行児童に対する特別対策としては

- (ア) 児童相談所による早期発見、早期治療
- (イ) 情緒障害児短期治療施設による非行児童の早期治療
- (ウ) 非行児童の教護院への収容(保護教育)

などが行なわれている。

以下、これらに関する実績を掲げると次のとおりである。

第52表 少年・成人別刑法犯検挙人員および率(触法少年を含む。)

第 52 表 少年・成人別刑法犯検挙人員および率（触法少年を含む。）

			32 年	33	34	35	36
少年	総 数	人 員	144,506	155,373	176,899	196,682	216,456
		人 口 1,000 対	7.9	8.1	8.8	9.6	10.5
	14歳以上20歳未満	人 員	114,302	124,379	139,618	147,899	158,884
		人 口 1,000 対	10.2	11.1	12.4	13.1	14.0
	14 歳 未 満	人 員	30,204	30,994	37,281	48,783	57,572
		人 口 1,000 対	(4.1)	(3.9)	(4.2)	(5.1)	(6.3)
成 人		人 員	430,255	420,893	417,455	413,565	422,430
		人 口 1,000 対	8.1	7.8	7.6	7.1	7.3

資料：警察庁「非行少年」による。

(注) かつこ内の数字は、10歳から13歳までの人口に対する率である。

第53表 刑法犯少年の生活状態

第 53 表 刑 法 犯 少 年 の 生 活 状 態

	総 数	生 活 程 度						家 族 状 況					
		極 貧	下 流	中 流	上 流	極 豊	米軍人軍属その他	両 親 あり	父のみ	母のみ	両 親 なし	親 し	その他
32 年	114,302	7,528 (7)	65,769 (58)	39,418 (34)	1,000 (1)	24	563	86,816 (76)	6,006 (5)	16,007 (14)	4,342 (4)	1,131 (1)	
33	124,379	8,011 (6)	70,806 (57)	44,008 (35)	1,229 (1)	29	296	95,417 (77)	6,203 (5)	17,356 (14)	4,399 (4)	1,004 (1)	
34	139,618	8,436 (6)	80,405 (58)	49,378 (35)	1,181 (1)	31	187	107,758 (77)	6,950 (5)	19,437 (14)	4,514 (3)	959 (1)	
35	147,899	7,549 (5)	81,705 (55)	57,100 (39)	1,380 (1)	20	145	114,914 (78)	6,832 (5)	20,345 (14)	4,663 (4)	1,145 (1)	
36	158,884	6,892 (4)	85,243 (54)	65,096 (41)	1,480 (1)	28	145	125,937 (79)	7,030 (4)	20,624 (13)	4,261 (3)	1,032 (1)	

資料：警察庁「少年非行」による。

(注) かつこ内の数字は総数に対する百分率である。

第54表 児童厚生施設数

第 54 表 児 童 厚 生 施 設 数

(37年3月31日現在)

		総 数	児 童 遊 園	児 童 館
総	数	1,001	825	176
公	立	697	667	30
私	立	304	158	146

厚生省児童局調べ

第55表 地域児童育成組織の概況

第55表 地域児童育成組織の概況
(37年3月31日現在)

子 供 会			母 親 ク ラ ブ		児童指導班など有志指導者組織	
子供会の数	会 員 数	子 供 会 指 導 者 数	母親クラブ の 数	会 員 数	組 織 の 数	会 員 数
103,066	5,915,389	313,229	20,599	693,357	7,448	203,199

厚生省児童局調べ

第56表 不慮の事故死亡数・死亡率・死亡割合および死亡順位

第56表 不慮の事故死亡数・死亡率・死亡割合および死亡順位

	死 亡 数	死 亡 率 (人口10万対)	死 亡 割 合 (%) (死亡総数 100.0)	死 因 順 位
10 年	29,023	41.9	2.4	—
22	38,533	49.3	3.4	—
25	32,850	39.5	3.6	第 9 位
30	33,265	37.3	4.8	第 7 位
31	33,258	36.8	4.6	“
32	34,528	37.9	4.6	“
33	35,785	38.9	5.2	“
34	41,662	44.8	6.0	第 6 位
※35	38,799	41.5	5.5	“
36 (推 計)	41,100	43.6	5.9	第 5 位

資料：厚生省統計調査部「人口動態統計」による。

(注) 1 ※は概数である。 2 36年1月から9月までをもとにした推計数である。

第57表 年齢階級別にみた不慮の事故による死亡数および死亡率

第57表 年齢階級別にみた不慮の事故による死亡数および死亡率
(35 年)

	死 亡 数			死 亡 率 (人口10万対)		
	総 数	男	女	総 数	男	女
全 年 齢	38,799	29,643	9,156	41.5	64.6	19.3
0～4歳	5,584	3,356	2,228	71.2	84.0	57.9
5～9	2,634	1,977	707	29.1	42.0	15.6
10～14	1,433	1,094	338	13.1	19.6	6.3
15～19	2,628	2,233	395	28.4	47.8	8.6
20～24	3,476	3,071	405	41.9	75.0	9.7
25～29	3,352	3,020	332	40.8	73.8	8.0
30～34	2,608	2,333	275	34.8	62.1	7.4
35～39	2,057	1,762	295	34.1	63.9	9.0
40～44	1,789	1,519	270	35.5	66.4	9.8
45～49	1,941	1,598	343	40.4	71.2	13.4
50～54	1,936	1,568	368	46.1	76.4	17.1
55～59	1,862	1,462	400	50.8	81.3	21.5
60～64	1,733	1,319	414	58.9	91.2	27.6
65～69	1,568	1,127	441	72.8	109.4	39.0
70～74	1,504	945	559	94.9	133.9	63.6
75～79	1,251	642	609	130.2	167.9	105.2
80～84	901	410	491	185.2	238.6	156.0
85歳以上	481	196	285	251.4	377.6	204.4
年齢不詳	12	11	1	—	—	—

資料：厚生省統計調査部「人口動態統計」による。

第58表 年齢階級別にみた不慮の事故による死亡割合

第58表 年齢階級別にみた不慮の事故による
死亡割合

(35 年)

	総死亡に対する割合 (各年齢階級総死亡=100.0)		
	総 数	男	女
全 年 齢	5.5	7.9	2.8
0～4歳	8.6	9.3	7.8
5～9	32.7	41.3	20.7
10～14	25.8	33.5	14.8
15～19	26.8	36.3	10.8
20～24	24.0	34.9	7.1
25～29	21.4	32.4	5.2
30～34	16.8	26.5	4.1
35～39	13.3	21.6	4.0
40～44	10.3	16.4	3.3
45～49	7.6	11.3	3.0
50～54	5.5	7.5	2.6
55～59	3.8	4.9	2.2
60～64	2.8	3.5	1.7
65～69	2.1	2.6	1.5
70～74	1.7	2.0	1.4
75～79	1.4	1.5	1.3
80～84	1.3	1.4	1.2
85歳以上	1.1	1.3	1.0

資料：厚生省統計調査部「人口動態統計」による。

第59表 0歳から14歳までの自動車事故死亡率(自動車10万台当たり)の国際比較

第 59 表 0 歳から14歳までの自動車事故死亡率(自動車10万台当たり)の国際比較

	自動車事故死亡率		自動車事故死亡率
日 本	84.3	西 ド イ ツ	18.5
ア メ リ カ	6.4	フ ラ ン ス	4.8
イングランド・ウェールズ	7.9		

厚生省統計調査部調べ

(注) 日本、イングランド・ウェールズは1960年であり、その他は1959年である。

第60表 年齢区分別自殺者(既遂,未遂)因由別分布

第 60 表 年齢区分別自殺者（既遂、未遂）因由別分布

	32年	33	34	35				36			
				総 数	20歳未満	20歳以上 40歳未満	40歳以上	総 数	20歳未満	20歳以上 40歳未満	40歳以上
総 数	31,838	35,082	30,867	30,782	4,416	17,136	9,230	28,894 (17,962)	4,109 (1,912)	15,993 (8,106)	8,792 (7,944)
精 神 錯 乱	3,336	3,402	3,186	3,222	319	1,634	1,269	2,976 (2,298)	297 (187)	1,569 (1,086)	1,110 (1,025)
病 苦	5,510	5,914	5,677	5,937	313	1,947	3,676	5,857 (5,166)	289 (197)	1,831 (1,391)	3,737 (3,578)
貧 困	809	897	655	582	34	313	235	482 (289)	31 (17)	269 (123)	182 (149)
前非を悔いまたは は慚愧	525	521	524	440	80	292	68	371 (224)	62 (35)	248 (134)	61 (55)
家族または親族 の不和	2,983	3,559	3,399	3,027	361	1,985	681	3,096 (1,421)	403 (158)	2,022 (777)	671 (486)
将 来 を 苦 慮	2,473	2,877	2,758	2,481	440	1,565	476	2,297 (1,242)	420 (177)	1,444 (701)	433 (364)
業 務 の 失 敗	734	827	657	589	44	331	214	537 (285)	25 (11)	352 (152)	160 (122)
私通または妊娠	261	438	323	277	39	218	20	282 (122)	57 (18)	209 (92)	16 (12)
失 恋	2,464	3,028	2,868	2,917	681	2,255	41	2,873 (916)	741 (199)	2,077 (686)	55 (31)
淫 逸 放 蕩	333	372	351	227	26	181	20	248 (115)	39 (15)	168 (69)	41 (31)
厭 世	7,462	8,184	6,980	6,650	1,074	3,747	1,829	6,005 (3,656)	894 (439)	3,426 (1,703)	1,685 (1,514)
学 業 の 失 敗	218	284	221	210	163	71	2	216 (126)	149 (83)	65 (42)	2 (1)
競 輪 競 馬 等	98	103	78	68	—	48	20	53 (37)	1 (1)	39 (27)	13 (9)
そ の 他	4,652	4,676	3,872	4,089	862	1,548	679	3,601 (2,065)	701 (375)	2,274 (1,123)	626 (567)

資料：警察庁「犯罪統計書」による。

(注) かつこ内の数字は既遂数である。

第61表 中央児童福祉審議会推せん文化財

	26年1月 ～ 35年3月	35. 4 ～ 36. 3	36. 4 ～ 37. 3	票 計
出 版 物	986	195	293	1,474
映 画	193	23	28	244
幻 灯	112	17	28	157
印 刷 紙 芝 居	327	40	22	389
児 童 劇	24	6	5	35

厚生省児童局調べ

資料

3 児童福祉と母子福祉 要保護児童に対する施策

両親のない児童や心身に障害のある児童、あるいはあやまちを犯した児童に対する施策としては、

(ア) 児童福祉施設への収容

(イ) 里親あるいは職親(保護受託者)など民間篤志家への委託

(ウ) 障害の治療または除去のための医療や補装具などの交付修理

などが行なわれている。以下、最近におけるこれら施策の実績を示すと次のとおりである。

第62表 児童福祉施設設置状況

第 62 表 児 童 福 祉 施 設 設 置 状 況
(各 年 末 現 在)

	施 設 数					収 容 定 員				
	32年	33	34	35	36	32年	33	34	35	36
総 数	11,005	11,258	11,515	11,765	12,139	775,609	780,752	798,890	816,464	845,842
助 産 施 設	280	284	282	288	301	2,690	2,662	2,889	2,949	3,144
乳 児 院	130	130	130	131	128	3,612	3,619	3,653	3,744	3,705
養 護 施 設	544	541	555	551	547	35,505	35,817	36,606	36,796	37,660
精 神 薄 弱 児 施 設	91	105	111	131	149	5,786	6,553	6,918	8,396	9,057
精 神 薄 弱 児 通 園 施 設	7	12	21	28	37	214	420	690	1,040	1,406
虚 弱 児 施 設	23	24	27	29	30	1,377	1,422	1,617	1,739	1,739
し 体 不 自 由 児 施 設	26	32	40	45	49	1,917	2,384	3,196	3,577	4,326
盲 児 施 設	31	31	32	32	32	1,662	1,734	1,804	1,814	1,784
ろうあ児施設	40	40	41	41	41	2,993	3,058	3,124	3,140	3,100
飯 養 院	53	55	56	57	58	5,343	5,522	5,695	5,848	5,995
母 子 寮	642	649	652	650	643	13,695	13,775	13,799	13,776	13,648
保 育 所	9,138	9,355	9,568	9,782	10,018	700,815	703,786	716,899	733,645	754,485

資料：厚生省統計調査部「社会福祉施設調査」による。

(注) 母子寮の収容定員は世帯数である。

第63表 保育所設置数

第63表 保育所設置数
(各年末現在)

	32年	33	34	35	36
総数	9,138	9,355	9,568	9,782	10,018
公立	4,951	5,176	5,360	5,571	5,655
私立	4,187	4,279	4,208	4,211	4,363

資料：厚生省統計調査部「社会福祉施設調査」による。

第64表 季節保育所設置数

第64表 季節保育所設置数

	設 置 数
32年度	10,000
33	9,500
34	9,500
35	9,500
36	9,500

厚生省児童局調べ

第65表 里親制度の状況

第65表 里親制度の状況

	登録里親数	児童委託 里親数	委託児童数
32年度末	18,498	8,537	9,478
33	18,696	8,526	9,489
34	18,914	8,095	8,986
35	19,022	7,751	8,737
36	18,985	7,545	8,664

資料：「厚生省報告例」による。

第66表 保護受託者制度の状況

第66表 保護受託者制度の状況

	登録保護 受託者数	児童委託保 護受託者数	委託児童数
32年度末	2,151	239	272
33	2,355	233	265
34	2,351	170	205
35	2,391	85	93
36	2,416	87	92

資料：「厚生省報告例」による。

第67表 療育相談延べ件数

第 67 表 療 育 相 談 延 べ 件 数

	32年			33			34			35			36		
	医療相談	補装具相	具談	医療相談	補装具相	具談	医療相談	補装具相	具談	医療相談	補装具相	具談	医療相談	補装具相	具談
総 数	32,177	19,559		41,583	23,121		49,360	11,595		56,698	56,698		9,211	8,262	
し 体 不 自 由	—	—	—	—	—	—	45,576	10,840	—	52,995	52,995	—	8,569	7,735	—
視 覚 障 害	—	—	—	—	—	—	828	230	—	230	718	—	214	87	—
聴覚平衡機能障害	—	—	—	—	—	—	771	254	—	790	219	—	602	85	—
音声言語機能障害	—	—	—	—	—	—	531	147	—	500	70	—	324	24	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—	1,654	124	—	1,695	139	—	2,693	331	—

資料：32年、33年は「厚生省報告例」、34年以降は厚生省統計調査部「保健所運営報告」による。

第68表 補装具交付(修理)状況

第 68 表 補 装 具 交 付 (修 理) 状 況

	32年度		33		34		35		36	
	交 付	修 理	交 付	修 理	交 付	修 理	交 付	修 理	交 付	修 理
総 数	4,759	567	4,912	538	4,922	561	5,363	591	5,130	495
し 体 不 自 由	935	315	1,000	296	1,125	328	1,460	339	1,341	313
装 具	2,311	138	2,446	152	2,312	140	2,360	173	2,339	122
車 い す	119	10	123	4	155	5	194	11	207	9
松 葉 つ え	—	—	—	—	311	6	322	2	333	6
視 覚 障 害	132	—	149	—	123	—	176	1	78	—
(盲人安全つえ)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
聴 覚 障 害	743	104	729	84	748	78	739	64	664	42
(補聴器)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
人 工 口 頭	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—
眼 鏡	17	—	29	—	29	1	9	—	36	1
義 眼	—	—	—	—	17	—	16	—	9	—
歩 行 車	74	—	73	—	74	3	60	—	66	—
そ の 他	428	—	363	2	28	—	26	2	57	2

資料：「厚生省報告例」による。

資料

3 児童福祉と母子福祉 母子福祉

昭和36年8月に実施した母子世帯実態調査によると、全国の母子世帯数は、103万世帯と推計されている。これは全国世帯の4・4%に当たっている。母子世帯となつた原因は、夫と死別が77.1%、離別が16.8%、その他が6%となつている。また、これらの母子世帯のうち、約64万世帯は母と19歳未満の児童からなつており、しかもこの過半数の36万世帯は母と義務教育終了前の児童のみの世帯となつている。さらにこれらの母子世帯の1か月平均現金実収入をみると、19,218円と一般世帯に比べて低く、保護率も約4倍に達している。

このような母子世帯の福祉向上のための対策として現在行なわれている施策の主なものを列挙すると

- (ア) 独立自活の促進を図るための母子福祉資金の貸付
- (イ) 母子家庭の相談指導に当たる母子相談員の設置(932名)
- (ウ) 公共的施設内における売店などの優先設置(36年度までに売店1,125件とたばこ小売人の指定3,152件)
- (エ) 要保護母子世帯の母子寮への収容
- (オ) 母子住宅の建設(36年度までに3,139戸建設)
- (カ) 相談指導・技術修得・講習会の開催などにより母子家庭の生活向上を図るための施設である母子福祉センターの設置(37年度までに10か所)など
- (キ) 母子福祉年金(36年7月現在約19万件)児童扶養手当(37年4月現在約4万34件)などの支給

などが行なわれている。以下母子世帯実態調査の結果の一部と母子福祉資金の貸付状況および、母子寮の設置などの状況を示すと次のとおりである。

第69表 母子世帯になつた時期と原因別分布

第 69 表 母子世帯になつた時期と原因別分布

(単位：%)

	総 数	死 別				離 別	そ の 他
		総 数	戦 争 死	病 死	事 故 死		
総 数	100.0	77.2	14.1	56.2	6.8	16.8	6.0
20 年 以 前	20.7	18.9	12.5	5.8	0.6	1.2	0.6
21 ～ 25年	20.7	15.2	1.3	12.7	1.2	4.1	1.3
26 ～ 30	24.8	17.3	0.2	15.1	1.9	5.9	1.7
31 ～ 35	33.7	25.7	0.0	22.6	3.1	5.6	2.3
不 明	0.1	—	—	—	—	0.0	0.1

資料：厚生省児童局「全国母子世帯実態調査(36年8月)」による。

(注) 準母子世帯(母に代わるべき者と19歳以下の児童のみの世帯で児童には母に代わるべき者の孫、弟、おい、めいが1人以上含まれる世帯)を除く。

第70表 本母子世帯の平均実収入額および費目別構成割合

第70表 本母子世帯の平均実収入額および
費目別構成割合

	本母子世帯
1 世 帯 当 たり 平 均 実 収 入 額	19,218円
平 均 有 業 人 員	1.7人
総 数	100.0%
母 の 勤 労 収 入	29.4
子 の 勤 労 収 入	35.6
事 業 収 入	19.6
仕 送 り	3.5
そ の 他 の 収 入	11.9

資料：厚生省児童局「全国母子世帯実態調査(36年8月)」による。

(注) 本母子世帯とは母とその子のみの世帯でその子の中に19歳以下の子が1人以上いる世帯をいう。

第71表 本母子世帯における母の従業上の地位別構成

第71表 本母子世帯における母の従業上の
地位別構成

(単位：%)

	構 成 比
総 数	100.0
農 耕 主	11.2
農 耕 家 族 従 業 者	0.7
農 耕 以 外 の 事 業 主	11.2
農 耕 以 外 の 家 族 従 業 者	0.2
常 用 勤 労 者	29.2
日 雇 労 働 者	12.2
そ の 他 の 就 業 者	20.8
不 就 業 者	14.4

資料：厚生省児童局「全国母子世帯実態調査(36年8月)」による。

第72表 母子福祉貸付状況

第72表 母子福祉貸付状況
(36年度)

	件 数	金 額	
		実 数	百 分 率
		千円	%
総 数	406,628	1,234,715	100.0
事業開始資金 { 個人	3,041	215,818	17.4
{ 団体	3	1,500	0.0
支 度 資 金 { 母	236	3,366	0.3
{ 子	2,138	29,297	2.4
技 能 修 得 資 金	567	844	0.1
生 活 資 金	292	548	0.0
事業継続資金 { 個人	5,775	227,934	18.3
{ 団体	1	300	0.0
住 宅 資 金	4,101	235,368	18.9
修 学 資 金 { 高校	302,323	301,116	24.2
{ 大学	78,655	213,951	17.2
修 学 資 金	9,496	13,674	1.1

資料：「厚生省報告例」による。

資料
4 年金

年金制度は国民の老齡,廢疾,死亡について必要な給付を行ない,その生活の安定を図ることを目的とするものであるが制度のたてかたにより自営業者,農民などを対象とする国民年金と被用者を対象とする年金とに大別される。

被用者を対象とする公的年金制度としては,厚生年金保険,船員保険,国家公務員共済組合,公共企業体職員等共済組合,市町村職員共済組合,私立学校教職員共済組合,農林漁業団体職員共済組合,地方公務員年金条例がある。

第73表 被用者年金制度の適用人員

第73表 被用者年金制度の適用人員 (37年3月末現在) (単位:1,000人)	
	適用人員
総数	19,013
厚生年金保険	14,726
船員保険	225
国家公務員共済組合	1,217
公共企業体職員等共済組合	707
市町村職員共済組合	164
私立学校教職員共済組合	92
町村職員恩給組合	200
農林漁業団体職員共済組合	308
地方退職年金条例および恩給準用関係	1,374

社会保障制度審議会事務局調べ

資料
4 年金
国民年金

国民年金に加入する対象者は、日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の日本国民であるが、このうち、公的年金制度に加入している者は除外されており、また、公的年金制度の加入者の配偶者および学生は任意加入とされている。

拠出制国民年金の給付は、昭和36年4月1日から保険料の納付が開始されたので、37年5月から年金の支給が一部開始されたばかりである。

福祉年金は、拠出能力がなく、保険料の納付を免除されたため、拠出制年金を受けるに必要な保険料納付期間が足りない者および国民年金の発足当時すでに老齢、障害などの年金を受ける状態にあつた者に支給される。

第74表 性・適用種別別にみた国民年金被保険者数

第 74 表 性・適用種別別にみた国民年金被保険者数 (37年4月末現在)						
	総 数	強 制 適 用	任 意 適 用			
			総 数	法第75条付則7条	付則第 6 条	
総 数	18,291,410	15,813,107	2,478,303	1,191,153	1,287,150	
男	7,630,346	7,109,672	520,674	471,119	49,555	
女	10,661,064	8,703,435	1,957,629	720,034	1,237,595	

社会保険庁調べ
(注)「法第75条、付則第7条」の欄は、36年4月1日現在において50歳をこえたものの任意加入であり、「付則第6条」欄は、その他の任意加入である。

第75表 福祉年金の支給および支給停止状況

第 75 表 福祉年金の支給および支給停止状況 (37年4月末現在)				
	老齢福祉年金	障害福祉年金	母子福祉年金	準母子福祉年金
受 給 者 総 数	2,095,608	231,039	209,426	299
全 部 支 給	1,671,617	228,464	204,482	298
一 部 支 給	423,991	2,575	4,944	1
全 部 支 給 停 止 者 数	173,985	7,582	7,758	12

社会保険庁調べ

第76表 国民年金の支給状況

第76表 国民年金の支給状況
(37年4月末現在)

	老齢福祉年金		障害福祉年金		母子福祉年金		単母子福祉年金	
	年金額	平均額	年金額	平均額	年金額	平均額	年金額	平均額
支給総額	千円 23,711,188	円 11,315	千円 4,141,178	円 17,924	千円 2,876,983	円 13,737	千円 3,738	円 12,502
全部支給	20,059,404	12,000	4,112,352	18,000	2,842,435	13,901	3,735	12,533
一部支給	3,651,784	8,613	28,826	11,195	34,548	6,988	3	3,355

社会保険庁調べ

第77表 国民年金収支状況

第77表 国民年金収支状況
(36年度)

(単位: 100万円)

	金額		金額
収入総額	68,032	支出総額	35,249
保険料	18,365	保険給付費	0
国庫負担金	11,577	福祉年金給付費	30,217
	30,466	事務費	4,934
	5,331	福祉施設費	5
運用収入	544	その他の支出	93
その他の収入	749	収支差引剰余金	31,783
		翌年度へ繰越	942
		積立金へ繰入	30,469
		翌年度歳入繰入	372

社会保険庁調べ

(注) 100万円未満は四捨五入のため総額、差し引きは必ずしも一致しない。

資料

4 年金

厚生年金保険

厚生年金保険は、健康保険と同じく常時5人以上の従業員を使用している会社や工場に適用されるもので、労働者の老齢、廃疾、死亡による労働力の喪失に対して保険給付を行なう制度である

第78表 厚生年金保険の適用状況

第 78 表 厚生年金保険の適用状況

	事業所数	第 4 種 以 外 の 被 保 険 者				第 4 種 被保険者数
		総 数	第 1 種	第 2 種	第 3 種	
32年度末	321,745	10,022,771	6,976,779	2,785,382	260,610	16,463
33	326,935	10,393,102	7,198,233	2,937,253	257,616	25,433
34	360,535	11,745,733	8,050,500	3,457,254	237,979	16,334
35	399,401	13,223,618	8,992,045	3,997,342	234,231	16,670
36	435,901	14,709,806	9,959,491	4,537,013	213,302	16,462

社会保険庁調べ

- (注) 1 第1種被保険者とは、男子である被保険者（第3種および第4種被保険者を除く。）である。
 2 第2種被保険者とは、女子である被保険者（第4種被保険者を除く。）である。
 3 第3種被保険者とは、鉱山などで常時坑内作業に従事する被保険者（第4種被保険者を除く。）である。
 4 第4種被保険者とは、被保険者の資格を喪失したのちにおいて、老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たすために、特に都道府県知事に申し出て被保険者となつた者である。

第79表 厚生年金保険の年金裁定状況

第 79 表 厚生年金保険の年金裁定状況

(単位：1,000円)

	総 数		老 齢 年 金		通算老齢年金		遺 族 年 金		障 害 年 金	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
32 年 度	34,418	1,037,265	4,082	169,062	—	—	17,752	440,223	12,584	427,979
33	33,315	1,020,975	4,754	198,756	—	—	18,276	458,883	10,285	363,335
34	41,984	1,363,124	14,458	578,318	—	—	19,310	485,906	8,216	298,900
35	44,465	1,524,642	16,609	705,676	—	—	20,435	533,324	7,421	285,642
36	47,253	1,656,657	18,671	803,411	6	117,221	22,153	595,185	6,423	257,944

社会保険庁調べ

第80表 厚生年金保険積立金年度別累積状況

第 80 表 厚生年金保険積立金年度別累積状況

(単位: 1,000円)

	当 該 年 度 分	年度末現在積立		当 該 年 度 分	年度末現在積立
17 年 度	141,009	141,009	27 年 度	15,942,779	67,895,531
18	235,199	376,208	28	16,180,276	84,075,808
19	527,744	903,952	29	29,459,493	113,535,301
20	551,876	1,455,828	30	35,179,796	148,715,097
21	1,467,112	2,922,940	31	41,396,589	190,111,686
22	2,618,600	5,541,540	32	48,190,424	238,302,110
23	6,530,207	12,071,747	33	53,548,578	291,850,688
24	11,654,358	23,726,104	34	58,280,738	350,131,427
25	13,155,352	36,881,456	35	93,886,718	444,018,145
26	15,071,297	51,952,753	36	121,929,967	565,948,112

厚生省年金局調べ

(注) 1,000円未満は四捨五入のため年度末現在積立金は、必ずしも当該年度分の累計金額に一致しない。

第81表 厚生年金保険の年金受給状況

第 81 表 厚生年金保険の年金受給状況

(単位: 円)

	総 数		老 齢 年 金		通算老齢年金		遺 族 年 金		障 害 年 金	
	件 数	1件当たり金額	件 数	1件当たり金額	件 数	1件当たり金額	件 数	1件当たり金額	件 数	1件当たり金額
32年度末	218,269	26,828	8,617	41,547	—	—	130,394	22,792	79,258	31,869
33	342,420	26,872	12,875	41,126	—	—	145,953	22,670	83,592	32,014
34	272,592	27,196	26,429	40,032	—	—	161,720	22,502	84,443	32,168
35	302,485	28,509	41,408	41,714	—	—	177,154	23,068	83,923	33,477
36	337,255	28,931	57,497	111,695	6	19,500	195,002	23,129	84,750	33,622

社会保険庁調べ

第82表 厚生年金保険の一時金裁定状況

第 82 表 厚生年金保険の一時金裁定状況

(単位: 1,000円)

	総 数		脱 退 手 当 金		障 害 手 当 金		その他の一時金	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
32 年 度	215,995	2,690,715	215,293	2,661,588	590	27,960	112	1,167
33	247,075	3,230,947	246,413	3,204,455	502	24,545	160	1,947
34	244,878	3,161,675	244,366	3,142,155	361	17,872	151	1,648
35	250,657	3,354,421	250,293	3,337,019	330	17,058	34	344
36	252,784	3,650,146	252,484	3,635,437	256	14,313	44	396

社会保険庁調べ

第83表 厚生年金保険収支状況

第 83 表 厚生年金保険収支状況

(単位: 100万円)

	32年度	33	34	35	36
収 入 総 額	57,538	64,114	72,546	106,807	136,687
保 険 料	43,083	46,603	51,024	80,716	101,771
運 用 収 入	12,021	15,073	18,422	22,677	31,322
国庫負担金 { 保 険 給 付 費	1,199	1,382	1,473	1,667	1,901
事 務 費	877	782	978	1,095	1,218
そ の 他 の 収 入	357	274	648	652	476
支 出 総 額	9,343	10,236	13,991	12,915	14,404
保 険 給 付 費	7,813	9,015	9,512	10,741	12,234
事 務 費	1,133	1,022	1,195	1,346	1,596
福 祉 施 設 費	305	189	568	808	555
そ の 他 の 支 出	92	10	2,716	19	19
収 支 差 引 剰 余 金	48,195	53,878	58,555	93,892	122,284
翌 年 度 へ 繰 越	5	329	274	5	354
積 立 金 へ 繰 入	48,190	53,549	58,281	93,887	121,930
年 度 末 現 在 積 立 金	238,302	291,851	350,131	444,018	565,948

社会保険庁調べ

(注) 1 「事務費」については、厚生保険特別会計から厚生年金保険事務費相当分を予算定員数などにより推計したものを掲げた。

2 積立金へ繰入の額は、当該年度の決算の結果翌年度において積立金へ繰り入れられる額であるが、この額を当該年度の年度末現在積立金に含めて計上した。

3 100万円未満は四捨五入のため総額差引は必ずしも一致しない。

資料

4 年金
船員保険

第84表 船員保険の年金裁定状況

第 84 表 船 員 保 険 の 年 金 裁 定 状 況

(単位：1,000円)

	総 数		老 齢 年 金		障 害 年 金		遺 族 年 金		寡 婦 (か ん 夫) 年 金		遺 児 年 金	
	件数	年金額	件数	年金額	件数	年金額	件数	年金額	件数	年金額	件数	年金額
32 年 度	1,293	65,760	333	15,996	315	19,213	384	22,565	244	7,542	17	444
33	1,703	103,106	495	25,517	315	19,475	614	48,709	259	8,926	20	478
34	1,934	109,411	730	38,016	351	23,315	571	39,501	258	8,008	24	572
35	2,256	130,249	1,046	58,866	366	23,746	576	38,816	247	8,311	21	509
36	2,032	127,972	839	46,533	415	30,281	526	42,569	228	8,056	24	532

社会保険庁調べ

(注) 「通算老齢年金」については36年度末現在未発生である。

第85表 船員保険の年金受給状況

第 85 表 船 員 保 険 の 年 金 受 給 状 況

(単位：円)

	総 数		老 齢 (養 老) 年 金		障 害 年 金		遺 族 年 金		寡 婦 (か ん 夫) 年 金		遺 児 年 金	
	件数	1 件当 たり年金額	件数	1 件当 たり年金額	件数	1 件当 たり年金額	件数	1 件当 たり年金額	件数	1 件当 たり年金額	件数	1 件当 たり年金額
32 年 度	21,680	27,083	793	45,252	1,952	42,916	17,024	24,175	1,797	29,910	114	19,377
33	22,855	28,992	1,109	45,101	2,116	45,456	17,445	25,903	2,052	30,170	133	19,813
34	24,266	30,863	1,645	48,631	2,376	48,395	17,862	27,135	2,242	29,657	143	19,727
35	25,897	33,282	2,420	53,479	2,601	51,391	18,283	28,596	2,443	29,855	150	20,265
36	27,215	34,902	2,902	53,046	2,903	54,082	18,623	29,918	2,624	29,899	163	20,356

社会保険庁調べ

第86表 船員保険の一時金裁定状況

第 86 表 船 員 保 険 の 一 時 金 裁 定 状 況

(単位：1,000円)

	総 数		障害手当金		遺族一時金		脱退手当金		年金差額 一時金	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
32 年 度	1,564	223,960	994	117,505	262	92,819	290	11,218	18	2,418
33	1,816	319,650	1,084	133,137	424	172,080	288	10,565	20	3,867
34	1,932	341,934	1,253	174,384	379	156,744	287	8,187	13	2,620
35	1,860	351,007	1,199	177,068	369	161,423	264	5,752	28	6,764
36	1,662	372,250	1,118	177,637	355	188,568	178	3,706	11	2,339

社会保険庁調べ

資料

4 年金

積立金の還元(特別)融資

拠出制の国民年金および厚生年金保険では、保険料を積み立てて運用し、将来はこの積立金の運用利子によつて、年金給付の費用の大半をまかなおうとする積立方式をとつているので、本格的に保険給付が始まるまでには、ばく大な積立金が蓄積されることになつていゐる。この積立金は、資金運用部に預託され、財政投融资として公共の目的のために運用されるが、このうち毎年預託金の増加額の25%の範囲において、被保険者の福祉の向上に直接役だつような施設に還元(特別)融資される。

第87表 厚生年金保険積立金還元融資資金わく

第 87 表 厚生年金保険積立金還元融資資金わく

(単位：億円)

	33年度	34	35	36	37
総額	75	85	115	260	330
年金福祉事業団				40(60)	135
住宅	住宅 (30)	(30)	(35)	0(44)	70
病院	病院 (39)	(45)	(50)	17(13)	30
厚生福祉施設	保健厚生施設 (6)	(10)	(20)	23 (3)	35
第 1 種			医療金融公庫 10	18	28
第 2 種				5	7
特別地方債				95	117
住宅および生活環境				15	28
病院				50	57
厚生福祉施設				30	32
医療金融公庫				20	24
一般地方債				45	54

厚生省年金局調べ
 (注) 1 「33年度」、「34年度」および「35年度」は財政投融资計画に「勤労者厚生」として計上された資金わくであつて、かつこの数字は地方債方式によつて地方公共団体および事業主など(転貸)に融資した資金わくである。
 2 「36年度」のかつこの数字は、転貸方式によつて事業主などに融資した資金わくである。

第88表 国民年金特別融資資金わく

第 88 表 国民年金特別融資資金わく

(単位：億円)

	36年度	37		36年度	37
総額	75	100	特別地方債	45	58
年金福祉事業団	10	15	住宅および生活環境	10	12
住宅	0	0	病院	15	20
病院	0	5	厚生福祉施設	20	26
厚生福祉施設	10	10	医療金融公庫	8	10
第 1 種	5	5	一般地方債	12	17
第 2 種	5	5			

厚生省年金局調べ

資料

5 医療機関と医薬品
医療機関

医療法によると,病院とは患者20人以上の収容施設を有する施設で医師,歯科医師,薬剤師などの技術者の定数や構造,設備上の基準が要請されている。診療所とは患者の収容施設を全く有しないか,患者19人以下の収容施設を有するものであり,一般診療所と歯科診療所に分かれる。

医療機関の数は,全体として年々増加の傾向にあるが,結核療養所,伝染病院は減少の傾向にある。

第89表 種類別病院数

第 89 表 種 類 別 病 院 数							
	総 数	精 神	結 核	ら い	伝 染	その他	人口10 万対 病院数
32年末	5,648	371	697	14	63	4,503	6.2
33	5,833	408	681	14	62	4,668	6.3
34	6,000	476	654	14	63	4,793	6.5
35	6,094	506	595	14	58	4,921	6.5
36	6,229	543	559	14	53	5,060	6.6
	(100.0)	(8.7)	(9.0)	(0.2)	(0.9)	(81.2)	

資料：厚生省統計調査部「医療施設調査」による。
(注) かつこ内の数字は、36年末の総数に対する百分率である。

第90表 開設者別病院数

第90表 開設者別病院数

	総 数	国		公 的		社会保険 関係団体	会 社	私 的
		厚生省	その他	地方公共 団体	その他			
32 年 末	5,468	275	153	1,068	314	170	340	3,328
33	5,833	275	155	1,108	306	176	336	3,477
34	6,000	274	156	1,113	300	185	339	3,633
35	6,094	273	179	1,120	322	183	278	3,739
36	6,229 (100.0)	270 (4.3)	179 (2.9)	1,137 (18.3)	326 (5.2)	189 (3.0)	260 (4.2)	3,868 (62.1)

資料：厚生省統計調査部「医療施設調査」による。

(注) 開設者区分を35年より次のとおり改めたので年次比較について留意すること。

- 1 「国」の「その他」とは、厚生省を除く各省庁、労働福祉事業団および三公社をいう。ただし、34年以前には労働福祉事業団が含まれていない。
- 2 「公的」の「その他」とは、日赤、済生会、厚生連北海道社会事業協会および国民健康保険組合団体連合会をいう。ただし、北海道社会事業協会は34年以前は私的に、国民健康保険団体連合会は34年以前は社会保険関係団体に、それぞれ含まれている。
- 3 「社会保険関係団体」とは、全国社会保険協会連合会、厚生団、船員保険会、健康保険組合および連合会、共済組合および連合会ならびに国民健康保険組合をいう。ただし、労働福祉事業団および国民健康保険団体連合会が34年まで含まれている。
- 4 「私的」とは、公益法人、医療法人、学校法人、その他の法人および個人をいう。ただし、北海道社会事業協会が34年まで含まれている。
- 5 かつこ内の数字は、36年末総数に対する百分率である。

第91表 種類別病床数

第 91 表 種 類 別 病 床 数

	総 数	精 神 病 床	結 核 病 床	ら い 病 床	伝 染 病 床	一 般 病 床
32 年 末	598,892	64,725	261,375	14,260	21,370	237,162
33	631,397	74,460	263,235	14,260	22,055	257,387
34	662,233	84,971	260,104	14,260	22,220	280,678
35	686,743	95,067	252,208	14,260	22,713	302,495
36	716,372 (100.0)	106,265 (14.8)	245,975 (34.3)	14,260 (2.0)	22,749 (3.2)	327,123 (45.7)

資料：厚生省統計調査部「医療施設調査」による。

(注) かつこ内の数字は、36年末の総数に対する百分率である。

第92表 開設者別病床数

第92表 開設者別病床数

	総 数	国		公 的		社会保険 関係団体	会 社	私 的
		厚生省	その他	地方公共 団体	その他			
32 年 末	598,892	109,308	27,065	138,737	49,783	29,283	27,062	217,654
33	631,397	109,487	28,256	148,879	51,032	32,226	27,361	234,156
34	662,233	109,659	29,211	155,634	52,474	36,054	28,126	251,075
35	686,743	110,180	36,104	161,636	58,834	31,263	22,942	265,784
36	716,372 (100.0)	110,999 (15.5)	35,981 (5.0)	169,092 (23.6)	60,872 (8.5)	32,811 (4.6)	22,040 (3.1)	284,577 (39.7)

資料：厚生省統計調査部「医療施設調査」による。

(注) 開設者区分を35年より次のとおり改めたので、年次比較について留意すること。

- 1 「国」の「その他」とは厚生省を除く各省庁、労働福祉事業団および三公社をいう。ただし、34年以前には労働福祉事業団が含まれていない。
- 2 「公的」の「その他」とは、日赤、済生会、厚生連、北海道社会事業協会および国民健康保険団体連合会をいう。ただし、34年以前には、北海道社会事業協会および国民健康保険団体連合会が含まれていない。
- 3 「社会保険関係団体」とは、全国社会保険協会連合会、厚生団、船員保険会、健康保険組合および連合会、共済組合および連合会ならびに国民健康保険組合をいう。ただし、労働福祉事業団および国民健康保険団体連合会が34年まで含まれている。
- 4 「私的」とは、公益法人、医療法人、学校法人、その他の法人および個人をいう。ただし、北海道社会事業協会が34年まで含まれている。
- 5 かつこ内の数字は、36年末総数に対する百分率である。

第93表 病床数別一般病院数

第 93 表 病床数別一般病院数

	総 数	20~ 29床	30~49	50~99	100~ 199	200 床 以 上
32 年 末	4,503	1,512	897	918	666	510
33	4,668	1,463	954	993	705	553
34	4,793	1,438	979	1,033	747	596
35	4,921	1,391	1,013	1,089	794	634
36	5,060 (100.0)	1,371 (27.1)	1,066 (21.1)	1,108 (21.9)	829 (16.4)	686 (13.6)

資料：厚生省統計調査部「医療施設調査」による。

(注) かつこ内の数字は、36年末総数に対する百分率である。

第94表 都道府県別全病床数

第 94 表 都道府県別全病床数 (人口万対)

	32年末	33	34	35	36
全国平均	65.8	68.6	71.2	73.5	76.0
北海道	76.0	80.8	83.8	88.1	90.9
青森	63.9	70.4	73.2	77.2	82.3
岩手	63.1	70.8	72.9	74.9	78.7
宮城	80.9	83.1	86.8	89.0	91.6
秋田	51.9	56.5	59.1	61.6	65.4
山形	59.5	61.5	65.2	66.3	67.1
福島	51.3	54.0	56.6	60.6	64.7
茨城	47.8	48.6	51.7	55.8	57.9
栃木	49.1	51.0	55.1	58.5	61.7

	32年末	33	34	35	36
群馬	48.7	52.4	54.8	58.9	59.6
埼玉	51.3	52.7	52.9	52.7	53.1
千葉	81.0	81.5	81.8	81.9	80.1
東京都	87.9	79.0	80.3	79.7	79.8
神奈川	71.8	73.2	74.3	74.3	72.9
新潟	56.1	59.7	61.2	63.4	64.8
富山	65.8	71.7	75.6	76.9	79.6
石川	82.6	86.1	87.7	91.9	93.5
福井	56.6	60.2	61.3	64.8	66.6
山梨	55.1	59.0	62.8	62.8	66.6
長野	57.6	59.1	61.7	65.6	69.5
岐阜	53.8	58.0	60.7	60.0	62.7
静岡	45.8	49.2	52.5	54.2	54.5
愛知	61.8	64.7	66.2	68.0	70.4
三重	66.7	70.9	74.1	76.5	82.8
滋賀	48.8	51.6	55.0	57.0	57.7
京都	87.4	90.0	90.0	95.0	96.4
大阪	76.6	77.8	79.8	78.5	79.5
兵庫	61.2	65.4	67.4	68.3	71.6
奈良	52.9	57.7	59.5	61.5	64.0
和歌山	61.0	67.3	68.5	71.0	76.1
鳥取	64.5	65.8	70.3	72.8	77.2
島根	51.7	54.7	57.4	61.7	66.1
岡山	92.6	95.8	98.3	105.2	110.3

	32年末	33	34	35	36
広島	67.7	68.7	73.5	75.0	81.9
山口	72.9	75.0	77.8	82.6	85.5
徳島	65.3	69.5	75.0	81.8	86.6
香川	72.4	74.1	78.7	82.6	88.9
愛媛	49.7	53.4	58.5	62.4	64.7
高知	81.4	86.1	91.6	94.7	103.7
福岡	81.2	83.0	85.9	88.4	91.8
佐賀	65.9	67.8	68.5	74.1	77.1
長崎	56.6	58.9	65.0	68.8	74.7
熊本	67.5	69.8	72.5	76.6	79.9
大分	42.3	45.9	50.9	56.9	60.6
宮崎	61.4	65.1	69.0	75.2	79.2
鹿児島	52.8	56.4	60.0	65.2	70.1

資料：厚生省統計調査部「病院報告」による。

第95表 病床利用率

第 95 表 病 床 利 用 率
(単位：%)

	総 数	精神 病床	結核 病床	らい 病床	伝染 病床	一般 病床
32 年	80.7	103.4	83.1	76.0	23.7	77.4
33	81.0	105.4	82.0	76.1	24.5	78.2
34	80.4	104.7	79.4	76.1	24.6	78.9
35	80.7	106.2	78.1	75.3	26.4	79.7
36	81.3	107.0	77.7	74.0	24.8	80.4

資料：厚生省統計調査部「病院報告」による。

第96表 医療保健業における労働争議状況

第 96 表 医療保健業における労働争議状況

	労働争議		同盟罷業(4時間以上)		
	発生件数	参加人員	件 数	参加人員	損失日数
33 年	21	2,175	—	—	—
34	25	2,338	4	533	642
35	85	61,523	46	11,789	49,262
36	75	30,253	45	11,554	75,147
37 (1～8)	—	—	25	2,325	7,137

労働省調べ

(注)1 労働争議件数は、病院数によらず労働組合（連合会）の組織ごとに1件として数えたものである。

2 同盟罷業の37年欄は、1月から8月までの合計数であつて、月次に繰り越された件数も含まれているものである。

第97表 一般診療所数および一般診療所の病床数

第 97 表 一般診療所数および一般診療所の病床数

	一 般 診 療 所 数				病床数
	総 数	無 床	有 床	人 口 10万対	
32年末	54,790	35,233	19,557	60.2	130,914
33	56,048	34,609	21,439	60.9	144,177
34	57,508	34,812	22,696	61.9	155,044
35	59,008	35,188	23,820	63.2	165,161
36	60,301	35,463	24,838	64.0	173,735

資料：厚生省統計調査部「医療施設調査」による。

第98表 歯科診療所数

第98表 歯科診療所数

	総 数	有 床	無 床	人 口 10万対
32 年 末	26,028	28	26,000	28.6
33	26,367	44	26,323	28.7
34	26,681	40	26,641	28.7
35	27,020	45	26,975	28.9
36	27,263	48	27,215	28.9

資料：厚生省統計調査部「医療施設調査」による。

第99表 薬局数

第 99 表 薬 局 数

	総 数	薬剤師の開設 するもの	その他の開設 するもの
32 年	20,175	13,143	7,032
33	20,732	13,061	7,671
34	20,917	13,293	7,624
35	21,119	13,640	7,479
36	21,210	13,106	8,104

資料：厚生省統計調査部「厚生省報告例」による。

第100表 薬局における社会保険分処方せん調剤状況

第 100 表 薬局における社会保険
分処方せん調剤状況

	件 数	枚 数	金 額
			千円
32 年	70,178	112,829	68,044
33	102,504	171,016	119,020
34	225,562	366,160	250,632
35	433,582	729,042	515,329
36	588,762	973,966	736,351

厚生省薬局調べ

(注) 1 社会保険分とは、政府管掌健康保険、船員保険、日雇労働者健康保険、共済組合および健康保険組合の5つの保険分をいう。

3 件数とは、患者1人が同一薬局において処方せんにより投薬を受けた場合の請求明細書の枚数である。

3 枚数とは、医師が診察の結果、投薬を要するものと認めて処方せんを交付した場合の処方せん枚数である。

資料

5 医療機関と医薬品
医療関係者

国民の医療を担当する医療関係者は、医療内容の高度化、専門化が進むにつれて、医療関係業務も専門分化の傾向にある。

第101表 医療関係者数

第101表 医 療 関 係 者 数

	医 師	歯科医師	薬剤師	保健婦	助産婦	看護婦 看護士 看護人	歯 科 衛生士	歯 科 技工士	あんま師 はり師 きゅう師	柔道整 復 師
32 年 末	98,268	31,971	54,853	11,821	51,709	145,090	785	—	—	—
33	99,876	32,484	56,518	12,201	52,319	160,352	935	6,930	109,295	5,499
34	101,449	32,811	58,389	12,519	52,402	169,998	1,160	7,235	108,958	5,525
35	103,131	33,177	60,257	13,010	52,337	185,592	1,390	7,701	110,267	5,627
36	104,280	33,617	61,626	13,248	51,181	194,614	1,647	8,062	114,124	6,019

資料：厚生省統計調査部「医師・歯科医師・薬剤師調査」および「厚生省報告例」による。

(注) 1 保健婦、助産婦、看護婦、あんま師、はり師、きゅう師、柔道整復師は従業者数を計上した。

2 あんま師、はり師、きゅう師は延べ数を計上した。

第102表 業務の種類別医師数

第102表 業 務 の 種 類 別 医 師 数

	総 数	医 療 機 関 の 従 事 者			医 療 機 関 以 外 の 従 事 者		
		医療機関の開 設者	医療機関付属 以外の医療機 関の勤務者	医療機関付属 の医療機関の 勤務者	臨床以外の医 学の教育また は研究	衛生行政また は保険衛生業 務	そ の 他
32 年 末	98,268	46,716	34,210	9,653	2,671	2,457	2,561
33	99,876	47,907	35,042	9,421	2,515	2,415	2,576
34	101,449	49,090	35,983	9,242	2,279	2,488	2,367
35	103,131	50,298	36,346	9,394	2,137	2,632	2,324
36	104,280 (100.0)	50,917 (48.8)	37,027 (35.5)	9,385 (9.0)	2,029 (1.9)	2,504 (2.4)	2,418 (2.3)

資料：厚生省統計調査部「医師・歯科医師・薬剤師調査」による。

(注) かつこ内の数字は、36年末の総数に対する百分率である。

第103表 業務の種類別歯科医師数

第103表 業務の種類別歯科医師数

	総 数	医療機関の従事者			医療機関以外の従事者		
		医療機関の開 設者	医療機関付属 以外の医療機 関の勤務者	医療機関付属 の医療機関の 勤務者	臨床以外の医 学の教育また は研究	衛生行政また は保健衛生業 務	そ の 他
32 年 末	31,971	24,416	5,510	556	186	234	1,069
33	32,484	24,798	5,621	613	184	218	1,050
34	32,871	25,100	5,697	695	198	217	964
35	33,177	25,404	5,686	707	166	205	1,009
36	33,617 (100.0)	25,589 (76.1)	5,864 (17.4)	796 (2.4)	197 (0.6)	200 (0.6)	971 (2.9)

資料：厚生省統計調査部「医師・歯科医師・薬剤師調査」による。

(注) かつこ内の数字は、36年末の総数に対する百分率である。

第104表 業務の種類別薬剤師数

第104表 業務の種類別薬剤師数

	総 数	薬 局 の 開 設 者	薬 局 の 勤 務 者	病院また は診療所 の勤務者	大学の薬 学教室の 勤務者	衛生行政 または保 健衛生業 務の従事 者	医薬品営 業従事者	毒劇営 従 事 者	物 物 業 業 従 事 者	その他の 化学工業 従事者	そ の 他
32 年 末	54,853	14,231	7,818	8,714	922	2,748	9,590	660	1,226	8,944	
33	56,518	14,381	8,251	8,957	1,026	2,845	10,086	627	1,216	9,129	
34	58,389	14,347	8,625	9,238	1,107	2,917	10,586	620	1,279	9,670	
35	60,257	14,486	8,862	9,575	1,147	2,999	11,232	621	1,405	9,928	
36	61,626 (100.0)	14,056 (22.8)	9,378 (15.2)	9,804 (15.9)	1,229 (2.0)	3,002 (4.9)	11,412 (18.5)	635 (1.0)	1,358 (2.2)	10,752 (17.4)	

資料：厚生省統計調査部「医師・歯科医師・薬剤師調査」による。

(注) かつこ内の数字は36年末の総数に対する百分率である。

資料

5 医療機関と医薬品
医療機関整備の財政措置

医療機関整備のための国庫補助は、病床不足地区における公的医療機関整備費補助6,900万円、へき地における出張診療所2,700万円の設置費の補助、精神病院1億9,000万円、伝染病院隔離病舎7,300万円、国民健康保険直営診療施設19億4,000万円の施設整備費補助などである。

公的融資の融資ルートは、昭和36年度において厚生年金保険積立金および国民年金積立金の還元融資50億円、医療金融公庫、70億円、年金福祉事業団23億円、国民金融公庫22億円、地方公共団体の公営企業債病院事業分2億円、中小企業金融公庫3億円などとなっている。

第105表 経営主体別公的融資額および国庫補助額

第 105 表 経営主体別公的融資額および国庫補助額								
(単位：100万円)								
	33 年		34		35		36	
	公的融資額	国庫補助額	公的融資額	国庫補助額	公的融資額	国庫補助額	公的融資額	国庫補助額
総 額	9,288	635	10,698	531	13,868	498	20,165	660
公 的 医 療 機 関	4,627	602	5,074	499	6,216	498	9,321	641
地方公共団体立病院	3,778	595	4,111	470	5,034	470	6,725	594
その他の公的病院	849	7	963	29	1,182	28	2,596	47
社会保険関係団体	322	—	409	—	255	—	54	—
公 社 立 病 院	563	—	586	—	766	—	1,067	—
その他の私的病院	3,776	33	4,629	32	6,631	—	9,723	19

厚生省医務局調べ

第106表 病床不足地区における公的医療機関整備補助状況

第 106 表 病床不足地区における公的 医療機関整備補助状況		
	国 庫 補 助 額	整 備 病 床 数
	千円	
32 年 度	20,000	414
33	45,329	405
34	55,000	708
35	53,350	664
36	68,598	712
37	68,544	600

厚生省医務局調べ

(注) 37年度の国庫補助額は予算額であり、整備病床数は予定数である。

第107表 医療金融金庫の貸付状況

第107表 医療金融公庫の貸付状況
(1) 施設種類別

	35. 7. 1～ 36. 3. 31		36. 4. 1～ 37. 3. 31	
	件 数	金 額	件 数	金 額
		百万円		百万円
総 数	1,929	4,152	2,738	6,915
病 院	497	3,045	955	5,370
一般診療所	1,068	899	1,394	1,278
歯科診療所	364	208	382	253
共同利用施設	—	—	7	14

医療金融公庫調べ

(2) 資金種類別

	35. 7. 1～ 36. 3. 31		36. 4. 1～ 37. 3. 31	
	件 数	金 額	件 数	金 額
		百万円		百万円
総 数	1,929	4,152	2,738	6,915
新 築 資 金	332	1,256	489	2,038
増 改 築 資 金	745	2,305	732	3,264
機械購入資金	716	549	1,095	1,403
長期運転資金	136	42	422	210

医療金融公庫調べ

資料

5 医療機関と医薬品
医薬品等

わが国の医薬品等の生産額は、年々著しい増加を示し、昭和36年には遂に2,000億円の大台を突破、また、一方輸出入額も同様に顕著な増加を遂げつつある。これらの医薬品等の製造、販売業も一部の業態を除いて微増の傾向を示している。

国民に適正な医薬品を供給することができるようこれらの製造業者、薬局などについて薬事監視員による監視が行なわれているが、違反発見件数は、ここ数か年間の推移では特に顕著な傾向的变化は見られない。医薬品のうち、麻薬はきわめて高い治療価値がある反面、乱用する場合はゆゆしい事態に立ち至る。このため取り締まりも国際的な規模で行なわれているが、麻薬事犯は、年ごとに増加傾向がみられ、積極的な取り締まりの強化が図られつつある。毒物、劇物も危害の発生のおそれ大きい、ことに農作物に使用する有機燐製剤による事故の発生件数はかなりの数にのぼり適正な取り扱いの指導を要する。

最後に、血液問題についてみると、近代医学の進歩に伴って、輸血用血液の需要はますます増大の傾向にある。現在これらの輸血用血液は、血液銀行によつて製造される保存血液(採血後凝固、変質しないよう保存されている血液)と供血あつせん業者の手を経て提供される生の血液によつてまかなわれているが、供給の大半は保存血液によつて占められている。しかし、供血適格率は供血者の固定化などのため低下傾向にあり、今後の供血対策は、売血から献血方式へと移行せしめる必要がある。

第108表 医薬品薬効大分類別生産額

第108表 医薬品薬効大分類別生産額										
	生産金額					対前年増加率				
	32年	33	34	35	36	32年	33	34	35	36
総額	百万円 125,147	百万円 134,476	百万円 149,258	百万円 176,012	百万円 218,075	% 21	% 7	% 11	% 8	% 24
ビタミン剤	10,060	20,692	23,667	29,205	39,144	35	29	14	23	34
抗生物質製剤	16,750	18,398	14,180	17,224	22,010	39	9	△ 23	21	28
外皮用薬	16,559	16,865	18,456	21,198	24,090	11	2	9	15	14
中枢神経系用薬	13,323	11,926	13,105	15,933	21,699	38	△ 10	10	22	36
消化器管用薬	10,199	11,254	12,596	14,906	17,169	12	10	12	18	15
化学療法剤	8,334	8,016	9,294	9,799	9,984	10	△ 4	16	5	2
その他の代謝性医薬品	4,509	6,354	7,853	8,272	8,534	28	41	24	5	3
その他	39,213	40,971	50,107	59,475	75,445	12	4	22	19	27

資料：厚生省薬務局「薬事工業生産動態統計調査」による。

第109表 主要生物学的製剤生産額

第109表 主要生物学的製剤生産額

	32 年	33	34	35	36
コレラワクチン(1)	436	224	276	2,299	775
痘苗(1,000人分)	7,299	8,058	8,074	7,656	7,952
百日ぜき, ジフテリヤ, 混合ワクチン(1)	—	—	3,416	3,931	4,768
百日ぜきワクチン(1)	6,252	8,770	4,041	238	101
日本脳炎ワクチン(1)	2,533	3,667	5,094	5,756	7,413
インフルエンザワクチン(1)	603	748	733	1,617	3,542
腸チフス, パラチフス, 混合ワクチン(1)	5,681	6,281	6,978	5,967	6,901
ジフテリヤトキソイド(1)	5,025	1,103	3,816	1,928	4,091
乾燥 B.C.G. ワクチン(1,000人分)	26,547	25,415	18,881	10,214	11,403
急性灰白髄炎ワクチン(1)	—	—	—	—	8,311

資料: 厚生省薬務局「薬事工業生産動態統計調査」による。

第110表 医薬品および医療用具輸出入額

第110表 医薬品および医療用具輸出入額

(単位: 100万円)

	32 年	33	34	35	36
輸出					
{ 総額	5,258	4,952	5,541	6,460	7,979
{ ビタミン	1,648	1,320	1,674	1,531	1,793
{ 抗生物質	908	853	1,040	1,027	961
{ サルフア剤	331	349	271	402	475
{ パス製剤	391	123	92	97	168
{ 家庭薬	387	471	593	701	802
{ 生物学的製剤	22	30	26	26	67
{ その他の医薬品	1,570	1,800	1,847	2,677	3,711
{ 医療用具	4,011	3,943	5,221	6,851	7,625
{ 総額	4,000	4,027	5,132	6,266	9,781
{ ビタミン	693	654	654	834	1,102
{ 抗生物質	638	580	648	1,009	1,294
{ ホルモン剤	1,284	1,361	1,770	1,849	2,527
{ 抗ヒスタミン剤	54	81	63	70	172
{ サルフア剤	6	31	279	112	26
{ あへん, アルカロイド類	198	271	284	286	465
{ 家庭薬	133	149	210	324	488
{ 生物学的製剤	24	21	57	193	744
{ その他の医薬品	970	880	1,166	1,589	2,964
{ 医療用具	—	606	1,067	1,007	1,864

厚生省薬務局調べ

(注) 100万円未満四捨五入である。

第111表 医薬品の生産および輸出入額などの状況

第111表 医薬品の生産および輸出入額などの状況

	生産額(最終製品) (A)	輸 出 額 (B)	輸出率(B)/(A)	輸 入 額 (C)	輸入率(C)/(A)
32 年	百万円	百万円	%	百万円	%
	125,147	5,258	4.2	4,001	3.2
33	134,476	4,952	3.7	4,027	3.0
34	149,258	5,541	3.7	5,132	3.4
35	176,012	6,460	3.7	6,266	3.6
36	218,075	7,979	3.7	9,781	4.5

厚生省薬務局調べ

第112表 医療用具の生産および輸出入額などの状況

第112表 医療用具の生産および輸出入額などの状況

	生産額(A)	輸出額(B)	輸出率(B)/(A)	輸入額(C)	輸入率(C)/(A)
	百万円	百万円	%	百万円	%
32 年	15,181	4,011	26.4	—	—
33	15,615	3,943	25.3	606	3.9
34	18,341	5,221	28.5	1,067	5.8
35	22,331	6,851	30.7	1,007	4.5
36	23,558	7,625	32.4	1,864	7.9

厚生省薬務局調べ

第113表 薬事関係業態数

第113表 薬事関係業態数

	32 年	33	34	35	36
医薬品製造業	20,668	20,790	21,028	21,015	20,879
医療用具製造業	2,023	1,473	1,507	1,490	1,575
化粧品製造業	1,138	1,050	1,133	1,207	1,209
医薬部外品製造業	—	—	—	—	68
毒物劇物製造業	1,321	1,411	1,457	1,508	1,563
医薬品輸入販売業	376	395	370	364	380
医療用具輸入販売業	104	110	108	110	124
化粧品輸入販売業	85	97	94	101	105
医薬部外品輸入販売業	—	—	—	—	1
毒物劇物輸入販売業	222	237	248	255	263
薬局	20,174	20,721	20,674	21,121	21,210
医薬品一般販売業	5,172	5,590	6,073	6,388	6,547
薬種商販売業	14,350	14,812	14,733	14,894	15,395
特例販売業	88,002	92,905	96,098	106,788	104,755
配置販売業	1,507	1,616	1,733	1,879	2,065
毒物劇物販売業	51,283	53,693	53,038	56,846	57,292

厚生省薬務局調べ

第114表 薬事監視立入検査施行か所数・違反か所数・違反処分・告発件数

第114表 薬事監視立入検査施行か所数・違反か所数・違反処分・告発件数

	32 年	33	34	35	36
立入検査施行か所数	251,156	246,789	235,452	218,162	201,470
違反発見か所数	35,386	38,823	44,087	44,281	31,565
違反発見件数	14,848	15,380	11,419	10,687	2,568
無登録業者	666	623	436	589	556
無許可、無登録品	3,698	3,039	3,053	3,817	2,454
不正表示品	3,458	3,325	3,637	3,303	1,859
虚偽誇大広告	1,130	1,169	1,734	1,688	940
その他	20,396	23,964	45,123	48,830	46,706
処分件数	2	4	—	—	2
登録業務の取停止	52	25	33	8	23
営業設備の改善命令	53	43	78	105	297
その他	2,907	2,712	2,412	2,822	1,809
告発件数	17,267	20,283	28,002	28,902	19,752
告発件数	41	17	37	16	20

資料：「厚生省報告例」による。

(注) 36年は、薬事法改正に伴い様式が変更となつたため「無登録業者」には、「無許可業、無届業」を、「無許可、無登録品」には、「無許可品」をそれぞれ便宜計上した。

第115表 麻薬事犯取締り状況

第115表 麻薬事犯取締り状況

	件数	人員	中毒者	再犯者	押収麻薬		
					ヘロイン	モルヒネ	生あへん
					g	g	g
32 年	1,182	1,567	776	297	6,543	148	57,096
33	1,686	2,162	1,296	373	5,136	210	2,343
34	1,559	1,891	965	407	5,522	4,049	5,784
35	1,986	2,312	1,073	449	5,112	24,209	3,693
36	2,235	2,665	1,401	548	3,363	108	9,387

厚生省薬務局調べ

(注) 中毒者再犯者は人員の内数である。

第116表 有機燐製剤事故件数

第116表 有機燐製剤事故件数

	中毒	死亡	自殺又は他殺
32 年	593	47	686(31)
33	895	53	724(65)
34	538	37	710(54)
35	616	41	723(67)
36	636	47	816(92)

厚生省薬務局調べ

(注) かつこ内の数字は未遂である。

第117表 保存血液製造状況

第117表 保存血液製造状況

	製造量	前年比増減
	l	%
32 年	284,923	1.25
33	362,288	1.27
34	433,110	1.20
35	472,356	1.09
36	523,166	1.11

厚生省薬務局調べ

第118表 供血者に関する状況

第118表 供血者に関する状況

	32 年	33	34	35	36
供血者受付数	1,935,000	2,243,000	2,597,000	3,053,000	3,198,000
採血適格供血者数	1,102,000	1,250,000	1,425,000	1,500,000	1,577,000
同上受付数に対する比(%)	57.0	55.7	54.8	49.1	49.3
不適格者数	833,000	993,000	1,173,000	1,553,000	1,621,000
比重不足	763,000	901,000	1,093,000	1,477,000	1,548,000
その他	70,000	92,000	79,000	76,000	73,000
採血量(ℓ)	269,000	375,000	447,000	487,000	532,000
供血者1人当たりの採血量(cc)	269	300	314	324	337

厚生省薬務局調べ

第119表 地域別にみた血液銀行数,製造量比率および採血適格率

第119表 地域別にみた血液銀行数,製造量比率および採血適格率

	血液銀行数	製造量比率	採血適格率		血液銀行数	製造量比率	採血適格率
		%	%			%	%
総数	39	100.0	49	北海道	2	1.9	76
北海道	3	3.2	75	東北	2	7.3	50
東北	4	1.2	90	近畿	5	16.9	51
関東(東京を除く。)	5	15.1	46	中国	3	3.1	64
東京	10	41.8	43	九州	5	9.5	72

厚生省薬務局調べ

- (注) 1 採血適格率とは、当該地区の血液銀行における被検査件数に対して血液比重が硫酸銅法により、1.052以上の者の占める率をいう。なお、警視庁の健康な男子群について調査したところでは、血液の比重が1.052以上の者の率は90.8%となつてゐる。
 2 血液銀行数は、36年度末現在である。

資料

6 医療保険

医療保険は、国民の病気やけがなどの事故について必要な給付を行なうことを目的とするもので、制度としては、被用者とその家族を対象とするいわゆる被用者保険と農民や自営業者などを対象とする国民健康保険の二つに大別される。被用者保険と呼ばれているものには、健康保健、船員保険、日雇労働者健康保険、国家公務員共済組合市町村職員共済組合(ただし昭和37年12月1日から地方公務員共済組合法が施行。)公共企業体職員等共済組合、私立学校教職員共済組合がある。

第120表 医療保障適用人口

第120表 医療保障適用人口

(単位：1000人)

	総人口	医 療 保 障 適 用 人 口							未適用人口
		総 数	被 用 者 保 険			国民健康保険	生 活 保 護	そ の 他	
			総 数	被保険者	被扶養者				
32 年 度	91,380	69,218	36,332	14,478	21,854	2,021	33,576	(250)1,431	150 (400)21,712
33	92,220	75,195	38,160	15,341	22,819	1,593	37,239	(250)1,459	150 (400)16,625
34	93,030	84,435	40,689	16,671	23,818	1,074	43,437	(250)1,485	150 (400) 9,195
35	93,840	91,016	43,506	18,415	25,091		46,171	(250)1,439	150 (400) 2,424
36	94,710	94,117	45,920	19,929	25,991		46,795	(250)1,459	150 (400) 193

厚生省保険局調べ

(注)1 「総人口」は36年度までは総理府統計局の推計人口による。37年度以降は人口問題研究所の推計人口を補正して用いた。

2 「医療保障適用人口」の36年度までは実績である。

3 「国民健康保険」のかつこ内の数字は政府管掌健康保険など家族の二重加入者で内数である。

4 「その他」は児童福祉施設その他施設収容者である。

5 「生活保護」のかつこ内の数字は生活保護法の生活扶助と医療保険との二重加入者で内数である。

6 「未適用人口」のうち、かつこ内の数字は外国人で医療保障の適用を受けないものの概数で外数である。

第121表 医療保険の制度別適用状況

第 121 表 医療保険の制度別適用状況

(36年度末現在)

(単位：1000人)

	総 数	被用者	被扶養者	一般国民
総 数	92,791	19,962	26,031	46,798
被 用 者 保 険	45,993	19,962	26,031	—
政 府 管 掌	19,986	9,755	10,231	—
組 合 管 掌	13,625	5,630	7,995	—
日 雇 健 保	1,978	899	1,079	—
船 員 保 険	626	225	401	—
各種共済組合	9,778	3,453	6,325	—
国民健康保険	46,798	—	—	46,798

厚生省保険局調べ

(注) 国民健康保険の適用者数は37年4月1日現在である。

資料

6 医療保険

国民健康保険

国民健康保険には被用者保険の対象となる者を除き、特別区や市町村地区の住民は原則として強制的に加入することになっており、被保険者数は昭和37年4月1日現在で約4,680万人となっている。

国民健康保険事業を行なう保険者には、市町村又は特別区と都道府県知事の認可を受けて同種の事業または業務に従事する組合員(300人以上)をもつて組織する国民健康保険組合とがある。

市区町村における国民健康保険の実施状況は、医療機関がないため国民健康保険の実施が困難な地域として認められている奄美大島の二か町村を除き、全市町村において実施されている。

保険給付については当分の間給付を行なわなくてもよいとされている往診、歯科診療の補てつなどがあるが、これらの保険給付の制限は逐次緩和されており、内容の充実化が見られる。

保険の財政は、保険料(税)、療養の給付費国庫補助金、財政調整交付金、事務費などに対する国庫補助金、都道府県の補助金、市町村の一般会計からの繰入金などによつてまかなわれている。財政状況は逐年かなり好転しつつあるが、昭和36年度における決算において赤字となっている保険者は278となっている。

第122表 国民健康保険の保険者数

第122表 国民健康保険の保険者数								
	市町村数	実施市 町村数	普及率 %	保険者数	保険者の内訳			
					公 営	普通組合	社団法人	特別国 保組合
32 年 度 末	3,747	2,795	74. 59	2,941	2,795	33	25	80
33	3,645	3,020	82. 85	3,167	2,983	23	14	147
34	3,559	3,194	89. 74	3,365	3,175	12	7	171
35. 4. 1	3,513	3,508	99. 86	3,659	3,499	—	—	160
37. 4. 1	3,483	3,481	99. 94	3,633	3,474	—	—	159

厚生省保険局調べ

第123表 給付範囲制限の状況

第123表 給付範囲制限の状況

	市 町 村		国民健康 保険組合	
	36.4.1. 年月日	37.4.1	36.4.1	37.4.1
総 数	3,499	3,474	160	159
制限のないもの	2,381	3,076	145	151
歯科補てつを制限	314	116	10	7
寝具を制限	29	11	1	—
給食を制限	42	25	—	—
往診を制限	15	26	1	—
寝具, 歯科補てつを制限	56	16	1	—
給食, 歯科補てつを制限	14	13	—	—
給食, 寝具を制限	282	87	—	—
往診, 歯科補てつを制限	30	9	—	—
往診, 寝具を制限	4	2	—	—
往診, 給食を制限	16	4	—	—
給食, 寝具, 歯科補てつを制限	144	47	—	—
往診, 寝具, 歯科補てつを制限	21	8	—	—
往診, 給食, 歯科補てつを制限	1	2	—	—
往診, 給食, 寝具を制限	64	16	1	1
四つを全部制限	86	16	1	—

厚生省保険局調べ

第124表 医療給付の給付率の状況

第124表 医療給付の給付率の状況

	市 町 村 数		国民健康保険組 合数	
	36年4月1日 現在	37.4.1 現在	36.4.1 現在	37.4.1 現在
総 数	3,499	3,474	160	159
50 %	3,271	3,271	30	13
60	80	139	2	1
70	6	13	2	2
80	1	—	—	1
100	1	1	—	—
世帯主 100 } 家 族 50 }	2	1	81	83
世帯主 70 } 家 族 50 }	3	2	10	12
世帯主 70 } 家 族 50 }	93	160	16	18
そ の 他	42	31	19	29

厚生省保険局調べ

第125表 国民健康保険の受診率・医療・給付費

第125表 国民健康保険の受診率・医療・給付費

	受 診 率(1000人当たり)				1人当たり 医療給付費	1 件 当 た り 金 額			
	入 院	入 院 外	歯 科	合 計		入 院	入 院 外	歯 科	平 均
32年度	60.7	1,727.3	255.5	2,043.6	円 1,679	円 7,694	円 551	円 559	円 765
33	65.1	1,667.0	289.9	2,021.9	円 1,861	円 8,467	円 603	円 694	円 869
34	69.8	1,829.7	335.4	2,234.9	円 2,219	円 9,740	円 651	円 857	円 966
35	73.1	2,003.9	370.5	2,442.5	円 2,570	円 10,719	円 692	円 927	円 1,027
36	74.4	2,098.2	402.7	2,575.3	円 3,305	円 13,984	円 834	円 1118	円 1,258

厚生省保険局調べ

(注)1 受診率は、療養の給付につき、診療報酬請求明細書1枚を1件とし、年間の入院件数、入院外件数、歯科件数および総件数をそれぞれ年間平均被保険者数で除して、被保険者1000人当たりの数としたものである。

2 1人当たり医療給付費と、1件当たり金額には被保険者の負担する一部負担金が含まれている。なお、36年度は概数である。

第126表 国民健康保険の財政状況

第126表 国民健康保険の財政状況

(単位: 億円)

	32 年 度	33	34	35	36 (概数)
収 入	416	494	622	815	1,085
保 険 税 (料)	197	240	311	392	482
一 部 負 担 金	27	22	7	4	3
国 庫 補 助 金	131	165	228	324	464
都 道 府 県 補 助 金	1	1	4	14	20
一般会計繰入金または市 町村費補助	36	34	33	36	51
そ の 他 の 収 入	82	29	39	45	64
支 出	402	474	603	774	1,020
役 所 費・事 務 所 費	42	50	63	81	104
保 険 給 付 費	312	371	478	620	838
保 険 施 設 費	13	17	18	22	26
そ の 他 の 支 出	33	34	44	51	51
収支差引残決算剰余金	13	20	35	41	65
翌年度繰入繰上充用金	10	11	16	14	15

厚生省保険局調べ

第127表 被保険者1人当たりおよび1世帯あたり保険料

第127表 被保険者1人当たりおよび1世帯あたり保険料(税)

	1世帯当 り調定額	被保険者1 人当たり調 定額	被保険者1 人当たり収 納額	収納率
	円	円	円	%
32 年 度	3,046	623	569	91.3
33	3,310	696	636	91.6
34	3,567	781	721	92.3
35	3,857	884	821	92.9
36(概数)	4,329	1,042	974	93.5

厚生省保険局調べ

(注) 1円未満は4捨5入による

第128表 被保険者1人当たりの国庫補助金などの額

第128表 被保険者1人当たりの国庫補助金などの額
(単位: 円)

	国 庫 補 助 金	被保険者1 人当たり都 道府県費補 助	被保険者1 人当たり一 般会 計繰入金 市町村費 補助
	被保険者1 人当たり事 務費補助 金	被保険者1 人当たり療 養給付費補 助金	
32 年 度	85	308	4
33	90	326	4
34	90	378	10
35	108	497	31
36(概数)	—	—	43

厚生省保険局調べ

(注) 33年度および34年度の被保険者1人当たり療養給付費補助金には、財政調整交付金を含む。

資料

6 医療保険
健康保険

健康保険は、常時5人以上の従業員を使用している会社や工場などに適用されるものであるが、健康保険事業を行う保険者に政府と健康保険組合の2つがある。健康保険組合は被保険者数300人以上(実際には約1,000人以上)の事業所について設立を認可し、厚生大臣の監督のもとに保険事業の運営を行なうものである。健康保険組合の設立されていない事業数については、政府が保険者となつて保険事業を運営している。

保険給付には、現物給付として行なわれる療養の給付(病院や診療所における診療、薬剤の支給、看護などの医療サービスの現物給付)と療養費、傷病手当金、分べん費、埋葬料などの現金給付がある。

健康保険においては、法律によつて義務づけられた給付のほかに付加給付の制度があり組合管掌健康保険の特色の1つとなつている。付加給付として実施されているものには、家族療養付加金、埋葬料付加金、分べん付加金、傷病手当付加金、育児手当付加金などがある。

第129表 政府管掌健康保険被保険者数および被扶養者数

第 129 表 政府管掌健康保険被保険者数および被扶養者数					
	32 年 度 末	33	34	35	36
適 用 事 業 所 数	298,178	316,922	348,410	382,782	416,201
被 保 険 者 数	6,631,384	7,037,441	7,961,182	8,902,213	9,754,683
強 制 適 用	6,488,436	6,854,553	7,749,343	8,646,411	9,435,845
任 意 包 括 適 用	135,588	168,809	206,457	249,776	311,865
任 意 継 続 適 用	7,360	4,079	5,382	6,026	6,973
被 扶 養 者 数	7,843,219	8,331,579	8,873,534	9,676,500	10,230,793

社会保険庁調べ

- (注)1 「強制適用」とは、法律で定める一定種類の事業を営み、常時5人以上の従業員を使用する事業所に雇用される者の場合である。
- 2 「任意包括適用」とは、上記以外の事業所に雇用される者で、事業主が従業員の過半数の同意を得、厚生大臣の認可によりその事業所のすべての従業員を包括的に被保険者とした場合である。
- 3 「任意継続適用」とは、以上の被保険者がその資格を失つた場合に自から保険料を支払つて6か月を限つて資格を継続する場合である。

第130表 組合管掌健康保険被保険者数など

第130表 組合管掌健康保険被保険者数など

	32年度末	33	34	35	36
組 合 数	968	1,010	1,046	1,091	1,129
被 保 険 者 数	3,751,953	4,002,906	4,495,661	5,046,091	5,629,444
被 扶 養 者 数	6,794,787	7,017,094	7,318,936	7,690,243	7,993,810
1組合当たり被保険者数	3.876	3.963	4.298	4.625	4.986

厚生省保険局調べ

第131表 政府管掌健康保険給付費

第131表 政府管掌健康保険給付費(決定額)

(単位:1,000円)

	32年度	33	34	35	36
総 額	57,220,735	64,494,531	76,050,282	87,388,728	112,747,080
診 療 費 { 被保険者分	37,698,849	42,904,399	51,781,214	60,130,670	79,351,172
被扶養者分	10,066,209	11,123,531	13,192,925	14,845,499	18,358,458
療 養 諸 費 { 被保険者分	398,541	422,683	518,167	669,386	827,301
被扶養者分	108,610	116,730	137,005	157,751	176,973
傷 病 手 当 金	7,779,950	8,587,238	8,944,488	9,882,718	11,201,244
そ の 他 の 給 付 費	1,168,576	1,339,950	1,476,463	1,702,704	2,831,931

社会保険庁調べ

第132表 健康保険における受診率

第132表 健康保険における受診率

		被 保 険 者				被 扶 養 者			
		総 数	入 院	入 院 外	歯 料	総 数	入 院	入 院 外	歯 料
政府管掌 健康保険	32年度	4,464.1	198.0	3,609.4	656.7	3,122.6	76.6	2,653.6	392.4
	33	4,219.9	199.6	3,351.4	668.9	2,981.7	79.9	2,484.1	417.7
	34	4,489.0	197.8	3,587.3	703.9	3,134.6	79.4	2,626.7	428.5
	35	4,586.7	190.8	3,685.4	710.5	3,254.3	76.8	2,742.1	435.4
	36	4,725.8	188.6	3,804.7	732.5	3,310.8	73.8	2,785.5	451.5
組合管掌 健康保険	32年度	5,326.6	178.2	4,417.3	731.1	3,793.9	87.9	3,212.9	493.1
	33	5,011.4	170.7	4,091.3	749.4	3,652.1	91.0	3,034.0	527.1
	34	5,187.1	164.1	4,248.0	775.0	3,883.5	93.5	3,240.8	549.2
	35	5,219.8	153.7	4,287.1	779.0	4,056.4	91.3	3,396.9	568.2
	36	5,233.8	148.6	4,294.3	790.9	4,087.1	88.2	3,407.7	591.2

社会保険庁および厚生省保険局調べ

(注)1. 被保険者は、被保険者1,000人当り年間受診件数である。

2. 被扶養者は、被扶養者1,000人当り年間受診件数である。

第133表 組合管掌健康保険給付費

第133表 組合管掌健康保険給付費(決定額)

(単位: 1,000円)

	32年度	33	34	35	36
総 額	42,067,359	46,225,311	53,768,026	60,974,174	76,851,346
診 療 費					
被保険者分	20,602,329	22,794,607	27,020,761	31,111,466	40,506,505
被扶養者分	9,827,274	10,809,775	12,837,362	14,498,055	17,795,785
療 養 諸 費					
被保険者分	340,735	345,426	364,818	443,068	526,241
被扶養者分	154,245	162,692	170,735	190,437	212,975
傷 病 手 当 金	5,372,168	5,573,424	5,717,670	5,858,962	6,515,678
その他の法定給付費	1,010,011	1,117,300	1,188,962	1,310,841	2,055,667
附 加 給 付 費	4,760,597	5,422,087	6,467,718	7,561,345	9,238,495

厚生省保険局調べ

第134表 健康保険における被保険者および被扶養者1人当たり医療給付費

第134表 健康保険における被保険者および被扶養者1人当たり医療給付費

(単位: 円)

	32年度	33	34	35	36
政府管掌健康保険					
被 保 険 者	5,856	6,249	6,846	7,050	8,398
被 扶 養 者	1,288	1,370	1,518	1,580	1,818
組合管掌健康保険					
被 保 険 者	5,640	5,914	6,391	6,524	7,567
被 扶 養 者	1,465	1,574	1,795	1,927	2,256

社会保険庁および厚生省保険局調べ

第135表 健康保険における診療1件当たり金額

第135表 健康保険における診療1件当たり金額

(単位: 円)

		被 保 険 者				被 扶 養 者			
		入 院	入 院 外	歯 料	平 均	入 院	入 院 外	歯 料	平 均
政府管掌 健康保険	32年度	11,749	713	1,363	1,298	4,781	285	386	409
	33	12,611	791	1,526	1,467	5,160	306	440	455
	34	13,603	829	1,581	1,510	5,623	322	494	479
	35	13,932	870	1,559	1,520	5,790	329	495	480
	36	16,493	1,035	1,725	1,759	6,640	381	552	544
組合管掌 健康保険	32年度	11,404	595	1,214	1,042	4,505	270	363	380
	33	12,424	655	1,370	1,162	4,937	290	418	424
	34	13,564	698	1,436	1,216	5,448	309	475	456
	35	13,980	739	1,430	1,232	5,775	324	483	469
	36	16,392	878	1,599	1,427	6,841	382	549	546

社会保険庁および厚生省保険局調べ

第136表 政府管掌健康保険収支状況

第136表 政府管掌健康保険収支状況

(単位: 100万円)

	32 年 度	33	34	35	36
収 入 総 額	73,244	76,485	83,685	96,310	118,002
保 険 料	63,712	70,534	80,359	93,082	114,030
国 庫 負 担 金	3,960	2,115	2,253	1,967	2,442
借 入 金	5,000	3,000	—	—	—
そ の 他 の 収 入	572	836	1,073	1,261	1,530
支 出 総 額	65,247	71,541	81,353	90,702	114,700
保 険 給 付 費	57,397	64,284	75,445	87,037	110,759
事 務 費	1,239	1,464	1,713	2,206	2,493
借 入 金 償 還 金	6,002	5,001	3,000	—	—
保 険 施 設 費	126	136	147	174	224
福 祉 施 設 費	475	643	1,029	1,259	1,203
そ の 他 の 支 出	7	13	19	27	22
収 支 差 引 剰 余 金	7,997	4,944	2,332	5,608	3,303
翌 年 度 へ 繰 越	—	21	58	99	336
積 立 金 へ 繰 入	7,997	4,923	2,273	5,509	2,966
年 度 末 現 在 積 立 金	13,373	18,296	20,569	26,078	29,044

社会保険庁調べ

(注) 1 積立金へ繰入の額は、当該年度の決算の結果、翌年度において積立金へ繰入れられる額であるが、この額を当該年度の年度末現在積立金に含めて計上した。

2 100万円未満は4拾5入のため総額差引は必ずしも一致しない。

第137表 組管掌健康保険収支状況

第137表 組管掌健康保険収支状況

(単位: 100万円)

	32 年 度	33	34	35	36
収 入 総 額	62,740	69,539	78,315	92,035	112,353
保 険 料	56,385	61,519	68,406	79,949	95,761
国 庫 負 担 金	494	532	551	577	701
そ の 他 の 収 入	5,861	7,488	9,358	11,509	15,890
支 出 総 額	54,895	60,041	69,668	79,701	98,776
事 務 費	2,128	2,466	2,876	3,433	4,150
法 定 給 付 費	37,563	39,653	45,439	51,709	64,469
付 加 給 付 費	4,973	5,504	6,566	7,637	9,422
保 健 施 設 費	5,182	7,338	8,961	11,531	14,105
そ の 他 の 支 出	5,049	5,080	5,826	5,391	6,629
収 支 差 引 剰 余 金	7,845	9,498	8,647	12,333	13,576

健康保険組合連合会調べ

(注) 100万円未満は4拾5入のため、総額差引は必ずしも一致しない。

資料

6 医療保険
日雇労働健康保険

日雇労働者健康保険は、臨時に使用される者であつて、日日雇い入れられる者、または2カ月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に使用される者、臨時的事業の事業所に使用される者などの短期雇用者を対象とする健康保険制度であつて、保険事業の運営は政府が行なつている。

第138表 日雇労働者健康保険適用状況

第 138 表 日雇労働者健康保険適用状況			
	事業所数	被保険者数	被扶養者数
32年度末	32,390	733,839	890,846
33	35,793	837,432	1,021,667
34	42,625	905,127	1,086,152
35	46,959	898,655	1,078,386
36	48,125	866,487	1,039,784

社会保険庁調べ
(注) 被保険者数および被扶養者数は、推定数である。

第139表 日雇労働者健康保険における受診率

第 139 表 日雇労働者健康保険における受診率								
	被 保 険 者				被 扶 養 者			
	総 数	入 院	入 院 外	歯 科	総 数	入 院	入 院 外	歯 科
32 年 度	2,820.7	122.2	2,107.6	590.9	1,335.4	62.1	1,090.1	183.2
33	2,930.6	130.3	2,214.6	585.7	1,581.6	67.1	1,292.4	222.1
34	3,177.1	139.8	2,451.1	586.2	1,917.9	69.3	1,591.4	257.2
35	3,514.7	150.1	2,753.1	611.5	2,169.8	68.8	1,814.1	286.9
36	3,810.0	160.6	3,029.4	620.0	2,312.4	67.7	1,930.8	313.8

社会保険庁調べ
(注) 1 被保険者については被保険者1,000人当り年間受診件数である。
2 被扶養者については被扶養者1,000人当り年間受診件数である。

第140表 日雇労働者健康保険における診療1件当たり金額

第140表 日雇労働者健康保険における診療1件当たり金額

(単位:円)

	被 保 険 者				被 扶 養 者			
	入 院	入 院 外	歯 科	平 均	入 院	入 院 外	歯 科	平 均
32 年 度	11,516	860	1,746	1,507	5,181	348	461	588
33	12,552	913	1,862	1,620	5,516	343	477	582
34	13,550	943	1,845	1,664	5,961	336	494	561
35	14,122	976	1,798	1,680	6,108	337	496	541
36	17,129	1,185	2,003	1,991	7,197	392	555	614

社会保険庁調べ

第141表 日雇労働者健康保険における被保険者および被扶養者1人当たり医療給付費

第141表 日雇労働者健康保険における被保険者および被扶養者1人当たり医療給付費

(単位:円)

	被 保 険 者	被 扶 養 者		被 保 険 者	被 扶 養 者
32 年 度	4,298	795	35 年 度	5,967	1,185
33	4,797	929	36	7,662	1,435
34	5,340	1,086			

社会保険庁調べ

第142表 日雇労働者健康保険収支状況

第142表 日雇労働者健康保険収支状況

(単位:100万円)

	32 年 度	33	34	35	36
収 入 総 額	4,058	4,961	6,496	7,334	9,025
保 険 料	2,549	3,204	3,912	4,115	4,584
国 庫 負 担 金	796	1,440	2,123	2,509	3,450
借 入 金	—	—	250	578	825
積 立 金 より 受 入	631	243	125	46	51
そ の 他 の 収 入	83	73	85	86	113
支 出 総 額	4,033	4,914	6,442	7,285	8,999
保 険 給 付 費	3,826	4,705	6,222	6,777	8,120
事 務 費	160	188	207	244	289
借 入 金 償 還 金	—	—	—	251	579
福 祉 施 設 費	47	21	13	14	11
そ の 他 の 支 出	0	0	0	0	0
収 支 差 引 剰 余 金	25	46	53	49	26
翌 年 度 へ 繰 越	—	—	2	0	2
積 立 金 へ 繰 入	25	46	51	48	24
年 度 末 現 在 積 立 金	125	46	51	48	21

社会保険庁調べ

(注)1 積立金へ繰入の額は、当該年度の決算の結果、翌年度において積立金へ繰入れられる額であるが、この額を当該年度の年度末現在積立金に含めて計上した。

2 100万円未満は4捨5入のため総額差引は必ずしも一致しない。

資料

6 医療保険

船員保険

船員保険は、船員を対象としたわが国唯一の総合保険で、他の医療保険と異なり疾病給付、年金給付、失業給付をあわせて行なっており、保険事業の運営は政府が行なっている。

第143表 船員保険適用状況

第143表 船員保険適用状況					
	32年度末	33	34	35	36
適用船舶所有者数	8,947	9,353	9,701	9,821	10,070
漁船	2,450	2,580	2,593	2,641	2,636
その他の	6,497	6,773	7,108	7,180	7,434
被保険者数	189,450	199,407	206,406	216,160	224,816
漁船	85,290	93,339	94,423	98,609	99,338
その他の	104,160	106,068	112,043	117,551	125,478
被扶養者数	318,114	335,884	351,866	381,117	401,318

社会保険庁調べ

第144表 船員保険における疾病給付決定額

第144表 船員保険における疾病給付決定額					
(単位：1,000円)					
	32年度	33	34	35	36
総額	2,715,717	3,215,678	3,738,033	4,019,087	4,860,099
診療費	1,659,667	1,900,593	2,241,354	2,414,213	2,980,854
被保険者分	1,231,140	1,409,738	1,659,215	1,767,168	2,197,781
被扶養者分	428,526	490,855	582,139	647,045	783,073
療養費	59,904	68,933	81,807	82,523	105,547
被保険者分	56,794	65,507	77,546	77,421	99,555
被扶養者分	3,109	3,426	4,260	5,102	5,992
傷病手当金	902,628	1,136,629	1,300,564	1,401,880	1,605,232
その他の	93,518	109,523	114,308	120,471	168,466

社会保険庁調べ

第145表 船員保険における受診率

第145表 船員保険における受診率

		総 数	入 院	入 院 外	歯 科
被保険者	32 年 度	5,098.85	294.25	4,139.00	665.60
	33	4,560.54	309.33	3,590.90	660.30
	34	4,879.69	320.85	3,854.96	703.88
	35	4,905.57	311.64	3,882.55	711.38
	36	5,144.44	315.02	4,090.66	738.76
被扶養者	32 年 度	3,301.30	92.28	2,849.05	359.97
	33	3,244.73	98.74	2,752.77	393.22
	34	3,533.45	100.52	3,008.35	424.58
	35	3,694.79	98.24	3,157.25	439.30
	36	3,778.14	94.78	3,220.09	463.27

社会保険庁調べ

(注) 1 被保険者は、被保険者1,000人当たり年間受診件数である。

2 被扶養者は、被扶養者1,000人当たり年間受診件数である。

第146表 船員保険における被保険者および被扶養者1人当たり医療給付費

第146表 船員保険における被保険者および被扶養者1人当たり医療給付費

(単位：円)

	32 年 度	33	34	35	36
被 保 険 者	6,707	7,360	8,357	8,525	10,301
被 扶 養 者	1,332	1,466	1,662	1,735	1,994

社会保険庁調べ

第147表 船員保険における診療1件当たり金額

第147表 船員保険における診療1件当たり金額

(単位：円)

		入 院	入院外	歯 科	平 均
被保険者	32年度	11,233	569	1,127	1,257
	33	12,318	659	1,297	1,542
	34	13,343	716	1,339	1,636
	35	13,624	764	1,340	1,665
	36	15,930	915	1,479	1,915
被扶養者	32年度	4,500	270	382	400
	33	4,907	292	427	449
	34	5,301	305	472	467
	35	5,355	313	470	466
	36	6,113	361	514	524

社会保険庁調べ

第148表 船員保険における保険料率

第148表 船員保険における保険料率

(単位:%)

	総 数	船舶所有者負担	被保険者負担
疾病保険分	91.0	65.5	25.5
年金給付分	56.0	35.0	21.0
失業給付分	11.0	5.5	5.5
福祉施設分	7.0	7.0	—
事務費分	2.0	2.0	—
赤字償還財源	2.0	1.5	0.5
失業保険の適用ある者	169.0	116.5	52.5
失業保険の適用ない者	158.0	111.0	47.0

社会保険庁調べ

第149表 船員保険収支状況

第149表 船 員 保 険 収 支 状 況

(単位:100万円)

	32 年 度	33	34	35	36
収 入 総 額	5,769	6,654	7,475	8,564	10,463
保 険 料	5,162	5,872	6,543	7,445	9,060
利 子 収 入	283	401	502	623	887
国 庫 負 担 金	297	349	360	446	446
そ の 他 の 収 入	27	33	70	50	70
支 出 総 額	3,884	4,663	5,445	5,811	6,826
保 険 給 付 費	3,587	4,347	4,967	5,332	6,253
事 務 費	121	129	147	174	183
福 祉 施 設 費	176	188	299	303	387
そ の 他 の 支 出	—	—	32	2	3
収 支 差 引 剰 余 金	1,884	1,992	2,030	2,753	3,636
翌 年 度 へ 繰 越	—	24	—	—	7
積 立 金 へ 繰 入	1,884	1,968	2,030	2,753	3,629
年 度 末 現 在 積 立 金	6,729	8,696	10,726	13,479	17,109

社会保険庁調べ

(注)1 積立金へ繰入の額は、当該年度の決算の結果翌年度において積立金に繰入れられる額であるが、この額を当該年度の年度末現在積立金に含めて計上した。

2 100万円未満は4捨5入のため総額差引は必ずしも一致しない。

資料

7 公衆衛生

各種疾患などの状況

戦後における公衆衛生対策は、着実に成果を上げ、健康水準の向上には著しいものがある。

まず結核についてみると、罹患率、死亡率とも漸減の傾向をたどり、特に人口10万対死亡率は29.9と30台を割るに至った。しかし、30歳台の死亡では死因の第1位を占めており、また、有病率は、低所得階層において改善の跡がみられない。しかも、年々新たに結核患者として登録される者の数もかなりの数に及んでいる。結核に対する具体的施策としては、

- (1) 健康診断と予防接種の実施
- (2) 患者を社会復帰まで一貫して指導援助する患者管理
- (3) 濃厚感染源対策として結核療養所などの命令入所措置

などが行なわれている。一方、結核患者の受療状況をみると、入院および、外来ともむしろ減少の傾向を示し、病床利用率も、低下しつつある。しかし、医学と治療医薬品の進歩とによつて結核医療費は、増加の推移をたどっている。

次に、精神障害について、昭和29年の調査によつてみると人口100人中1.5人の精神障害者がいると推計されている。その後は、調査が行なわれていないので現在どの程度の数があるかは明確でないが、精神病院数、病床および在院患者数の推移などからみて、増加しつつあるといえるであろう。これらの精神障害者に対する主な施策としては、

- (1) 措置入院
- (2) 精神衛生相談所による相談指導

などを行なっている。また、優生上の見地から優生保護法は、優生手術、人工妊娠中絶および受胎調節の三つを規定している。次に成人病についてみよう。最近の死の動向の特徴としては、結核その他の伝染性疾患による死亡が減少し、これに代わつて中枢神経系の血管損傷、悪性新生物、および心臓の疾患などの壮年期以後におけるいわゆる成人病といわれる一群の慢性疾患による死亡が増加してきたことである。

成人病対策は、従来の伝染性疾患とは異なつて、成因に未解明な点が多い。したがつて、なによりも、成因の究明が前提とされなければならない。また、これと並行して、早期発見、早期治療の処置などを講じていくことが必要である。すでに、がんについては国立がんセンターの設置が実現したが、今後さらに成人病全般について積極的な施策を樹立し急速に充実させる必要があろう。

次に伝染病の推移についてみると、その発生状況は、ましん、インフルエンザといった疾患を除いては、おおむね着実に減少しつつある。急性灰白髄炎については、予防接種の実施により37年においては著しい減少をみた。しかし、赤痢は減少の傾向にあるが、なおかなりの発生がみられている。このような伝染病の発生に対しては、予防接種の励行、衛生管理対策の充実ならびに各種伝染源対策の実施を図ることが必要であるが、同時に37年度にみられた南方地域のコレラ発生に対処して採られた海外からの感染源防止のための検疫業務の充実なども図かつていくことが必要である。

次に歯が疾患については、健康保持のうえからもゆるがせにできないが、32年の資料によると、男の84パーセント、女の86パーセントにうしよくがみられることが明らかにされている。歯が疾患対策としては児童福祉法により乳幼児や妊産婦に対して検診や予防措置あるいは指導が行なわれているほか、36年度からは、3歳児に対する歯科保健指導を行なっている。最後に、原子爆弾被爆による傷病についてみると、37年3月末現在原爆者手帳の交付を受けている者は、約24万9,000人となつている。これらの被爆者のうち認定患者に対しては、現在、治療を全額国庫負担によつて実施しているほか、特別被爆者に対しては、原爆症以上の医療も国が負担している。

また、原爆症により受療中の低所得者に対しては、医療手当(月2,000円程度)の支給も行なわれている。

以上各種疾患などの状況についてみてきたが、これに関する最近の実績などを示すと次のとおりである。

第150表 公衆衛生の主要指標

第150表 公衆衛生の主要指標

		22 年	25	30	36
平 均 寿 命	男 (歳)	※ 50.1	58.0	※ 63.6	66.0
	女 (歳)	※ 54.0	61.5	※ 67.8	70.8
出 生 率	(人口1,000対)	34.3	28.1	19.4	16.8
死 亡 率	(人口1,000対)	14.6	10.9	7.8	7.4
50才以上死亡の総死亡に対する割合(%)		41.6	49.0	63.8	73.9
乳 児 死 亡 率	(出生1,000対)	76.7	60.1	39.8	28.6
細菌感染性疾患死亡率	(人口1,000対)	6.2	3.9	1.6	1.0
結 核	死 亡 率 (人口10万対)	167.2	146.4	52.3	29.5
	り 患 率 (人口10万対)	—	635.6	579.6	445.9
赤 痢 患 率	(人口10万対)	50.2	59.8	90.3	97.1
食 中 毒 発 生 件 数		—	—	3,277	2,631
身 長	男 { 1 歳 (cm)	75.4	75.1	76.4	78.1
	男 { 14 (cm)	143.8	147.3	151.2	154.5
	女 { 1 歳 (cm)	72.9	74.0	75.2	77.0
	女 { 14 (cm)	144.0	145.8	148.3	150.6
動物性たんぱく摂取量 (g)		11.0	17.0	22.3	25.2

厚生省公衆衛生局調べ

(注) 1 平均寿命※印は完全生命表(第8回、第10回)その他は簡易生命表による。

2 30年の食中毒発生件数には、森永粉ミルク事件、北陸方面のいかおよびたこ中毒を含む。

第151表 主要公衆衛生事業の状況

第151表 主要公衆衛生事業の状況
(各年末現在)

	22 年	25	30	36
保 健 所 (か所)	675	691	781	796
衛生行政従事医師 (人)	1,598	1,840	2,622	2,504
衛生行政従事歯科医師 (人)	92	165	258	200
就業保健婦 (人)	12,675	14,691	12,369	13,248
栄養士 (人)	3,379	5,781	16,648	—
食品衛生監視員 (人)	1,767	1,502	1,952	4,473
結核病床 (床)	53,399	101,644	236,183	245,975
精神病床 (床)	17,196	17,686	44,250	106,265
伝染病床◎ (床)	—	11,587	24,303	22,749
乳児保健指導 (個別) ※ (件)	799,864	798,140	1,196,821	1,582,476
環境衛生監視指導※ (か所)	—	—	986,766	756,628
衛生教育集会※ (回)	29,591	83,469	124,314	151,966
保健婦家庭訪問※ (件)	802,929	1,738,885	2,088,382	1,512,451

厚生省公衆衛生局調べ

(注) 1 ◎印は伝染病予防法に基づく伝染病院および隔離病舎の病床数である。

2 ※印は全国保健所の事業実績である。

第152表 年齢階級別結核り患率

第152表 年齢階級別結核り患率 (人口10万対)

	32 年	33	34	35	36
歳					
0~4	212.4	207.5	221.1	206.8	185.3
5~9	364.3	334.9	345.6	327.5	287.5
10~14	251.2	217.0	214.7	196.4	168.3
15~19	420.0	389.5	353.6	336.2	289.5
20~24	703.0	629.7	579.0	530.0	433.9
25~29	827.2	748.9	679.6	645.9	529.6
30~34	888.3	810.6	775.1	702.7	571.0
35~39	798.5	749.6	754.0	698.2	589.0
40~44	757.4	733.6	708.4	654.1	555.5
45~49	706.2	702.5	706.0	706.2	594.9
50~54	692.3	709.0	723.8	771.7	638.3
55~59	765.0	770.0	781.0	838.1	698.4
60~64	744.1	781.3	844.3	900.1	751.2
65~69	724.8	762.2	831.5	897.9	772.1
70~74	588.8	612.8	733.1	857.6	769.1
75~79	383.4	436.1	568.7	689.9	637.5
80~84	227.0	239.0	375.5	404.9	369.0
85 歳以上	248.3	(80歳以上)	240.2	256.1	352.3

厚生省公衆衛生局調べ

(注) 当該年次において、医師により保健所に届出られた結核患者の率である。

第153表 年齢階級別結核死亡率

第153表 年齢階級別結核死亡率(人口10万対)

	32 年	33	34	35	36
歳					
0~4	11.1	9.3	6.9	5.2	4.0
5~9	3.7	2.9	2.3	1.7	1.2
10~14	3.8	2.7	2.1	1.8	1.3
15~19	11.4	7.4	6.2	4.7	4.1
20~24	28.0	20.2	15.5	12.4	8.0
25~29	49.2	38.1	30.4	25.2	19.7
30~34	66.1	52.8	45.7	37.7	31.0
35~39	69.0	59.3	50.2	47.2	38.8
40~44	72.9	61.6	51.5	50.6	42.5
45~49	79.1	66.0	59.6	56.6	46.5
50~54	89.7	76.3	68.7	68.1	56.4
55~59	112.7	96.6	86.7	84.0	72.3
60~64	137.8	113.0	106.2	105.5	95.3
65~69	156.7	139.0	135.0	135.7	118.3
70~74	163.4	149.0	144.9	158.0	150.6
75~79	135.3	127.4	145.2	163.2	150.5
80 歳以上	82.8	82.8	93.4	99.3	107.2

資料：厚生省統計調査部「人口動態統計」による。

第154表 登録結核患者全国推計数

第154表 登録結核患者全国推計数

(単位：1,000人)

	総 数	活動性 肺結核	活動性 肺外結 核	不活動 性	活動性 等不明
36 年 中 新 登 録 患 者 数	428	362	19	—	47
36 年 未 登 録 患 者 数	1,614	917	43	308	346

資料：厚生省公衆衛生局「結核登録患者に関する定期報告」による。

(注) 36年中新登録患者数の活動性肺外結核欄には、「肺外結核」を便宜計上した。

第155表 実施義務者別健康診断実施成績

第155表 実施義務省別健康診断実施成績

(単位:1,000人)

	32年	33	34	35	36
総 数	33,152	37,103	35,714	38,838	37,165
定 期 分	32,155	36,070	34,452	37,503	35,911
使 用 者	3,876	4,365	4,334	4,672	4,631
学 校 長	18,967	19,569	18,727	18,569	17,618
施 設 の 長	559	527	435	514	472
市 町 村 長	8,753	11,609	10,956	13,748	13,190
定 期 外 分	997	1,033	1,262	1,335	1,254
患 者 家 族	317	371	457	501	443
業 態 者 など	680	662	805	834	811
発 見 患 者 数	108	127	132	142	128
発見率(総数対)	0.3%	0.3%	0.4%	0.4%	0.3%

資料:厚生省統計調査部「保健所運営報告」による。

第156表 命令入所実施状況(法第35条による医療費公費負担)

第156表 命令入所実施状況(法第35条による医療費公費負担)

	年 間 承 認 件 数	年 末 現 在 公 費 負 担 患者数
32 年	2,563	1,352
33	2,796	1,775
34	6,329	3,936
35	8,810	5,865
36	55,000	52,468

資料:32年および33年は、厚生省統計調査部「保健所運営報告」34年から37年までは「厚生省報告例」による。

(注)1 従業禁止によるものは除いてある。
2 12月末現在数である。

第157表 病院および診療所の結核患者全国推計数

第157表 病院および診療所の結核患者全国推計数

	32年 7 月10日	33 7.16	34 6.17	35 7.13	36. 7. 12	
					患者数	構成比
入 院	千人 263	千人 265	千人 237	千人 233	千人 210	% 100.0
健保本人	90	85	84	77	68	32.5
健保家族	29	29	27	24	21	9.8
国保	35	38	31	40	41	19.5
生保	86	93	81	83	72	34.3
自費・その他	23	20	14	9	8	3.9
生保(再掲)	99	106	90	90	77	36.6
外 来	104	112	90	102	90	100.0
健保本人	34	33	29	28	28	30.9
健保家族	23	26	19	21	16	17.8
国保	19	23	20	33	32	35.4
生保	7	8	7	8	6	6.8
自費・その他	20	22	15	12	8	9.1
生保(再掲)	7	8	7	8	6	7.0

資料：厚生省統計調査部「患者調査」による。

(注) 1 調査日当日実際に治療を受けた者の数である。

2 「労災」は、健保本人に、「家族+国保」および「家族+生保」は、健保家族に、「国保+生保」は国保にそれぞれ含めてあり、生保(再掲)は「生保単独」に「家族+生保」「国保+生保」を加えたものである。「自費・その他」の「その他」は大部分結核予防法単独のものである。

第158表 結核病床数と利用率

第158表 結核病床数と利用率
(各年12月末現在)

	結核病床数	入院患者数	病床利用率
	千床	千人	%
27 年	154	148	96
28	178	171	96
29	210	200	95
30	236	215	91
31	253	218	86
32	261	217	83
33	263	216	82
34	260	200	79
35	252	197	78
36	246	193	78

資料：厚生省統計調査部「病院年報」による。

第159表 国民総医療費と結核医療費の推計

第159表 国民総医療費と結核医療費の推計
(単位：億円)

	31年	32	33	34	35
国民総医療費	2,915	3,245	3,531	3,899	4,426
結核医療費	627	633	654	711	—
入院	467	479	502	538	—
外来	160	154	152	173	—
公費負担	178	180	197	217	—
保険者負担	305	307	306	337	—
患者負担	144	147	151	157	—

資料：厚生省統計調査部推計による。

第160表 診断別在院および退院別精神障害者数

第160表 診断別在院および退院別精神障害者数
(単位：%)

	在院精神障害者	退院精神障害者
総数	100.0	100.0
精神分裂病	70.0	51.5
そううつ病	3.7	10.1
てんかん	3.8	2.9
梅毒性精神障害	8.3	5.9
慢性アルコール中毒	1.0	2.3
アルコール精神病	0.6	1.7
麻薬中毒	0.1	0.7
覚せい剤中毒	0.6	1.2
その他の中毒精神障害	0.0	0.4
症状精神病	0.1	0.3
脳器質性精神障害	0.8	0.9
初老期精神障害	1.0	2.4
老年期精神障害	1.7	2.4
脳動脈硬化精神障害	0.7	1.3
その他の精神病	—	0.0
精神病質	1.4	1.5
神経症	2.9	11.8
精神薄弱	3.0	1.8
その他	0.5	0.8

資料：厚生省公衆衛生局「在院精神障害者実態調査(31年)」による。

第161表 精神障害の治療効果百分率

第161表 精神障害の治療効果百分率

(単位：%)

					百分率
在院精神障害の予後	総	数			100.0
	寛	解	見	込	15.5
	軽	快	見	込	29.5
	不変または増悪見込				53.5
	不			明	1.5
退院精神障害者の治療効果	総	数			100.0
	寛	解			38.0
	軽	快			40.7
	不変または増悪				21.3

資料：厚生省公衆衛生局「在院精神障害者実態調査（31年）」による。

第162表 年度別1日平均在院措置患者数

第162表 年度別1日平均在院措置患者数

	32	33	34	35	36	
	年 度				上 期	下 期
措置患者数	8,455	9,663	10,791	11,681	12,999	34,332

厚生省公衆衛生局調べ

(注) 措置患者数とは、年間延べ措置患者数を365日で除した数である。

第163表 精神病床数

第163表 精 神 病 床 数

	総 数	精神病院 病床数	一般病院精 神病床数	年間平均 利用率		総 数	精神病院 病床数	一般病院精 神病床数	年間平均 利用率
32 年 末	64,725	51,196	13,529	103.4%	35年末	95,067	73,839	21,228	106.2%
33	74,460	59,390	15,070	105.4%	36	106,265	81,960	24,305	107.0%
34	84,971	67,319	17,652	104.7%	37年 6月末	112,748	86,395	26,353	(109.3%)

資料：厚生省統計調査部「病院報告」による。

(注) 病院報告により各年末現在数を精神病院の病床数と一般病院に併設されている精神病室の病床数を記載した。

第164表 経営主体別単科精神病院数および百分率

第164表 経営主体別単科精神病院数および百分率

	32 年		33		34		35		36	
	実 数	百分率	実 数	百分率	実 数	百分率	実 数	百分率	実 数	百分率
総 数	371	100.0	408	100.0	476	100.0	485	100.0	520	100.0
国 立 (厚生省)	4	1.1	4	1.0	4	0.8	4	0.8	4	0.8
国 立 (その他)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
都 道 府 県 立	29	7.8	31	7.6	31	6.5	29	6.0	30	5.8
市 町 村 立	5	1.3	4	1.0	3	0.6	4	0.9	7	1.3
日 赤 会	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
済 生 会	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
農 協	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
社 会 保 険	—	—	—	—	1	0.2	—	—	—	—
公 益 法 人	40	10.8	44	10.8	47	9.9	49	10.1	49	9.4
医 療 法 人	133	35.8	161	39.5	189	39.7	192	39.6	213	41.0
会 社	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 法 人	9	2.4	8	2.0	8	1.7	8	1.6	9	1.7
個 人 立	151	40.7	156	38.2	193	40.5	199	41.0	208	40.0

資料：厚生省統計調査部「病院報告」による。

(注) 35, 36年は、6月末現在である。

第165表 精神病院病床数の国際比較

第165表 精神病院病床数の国際比較

			病床数	人口万対 普及率				病床数	人口万対 普及率
カ	ナ	ダ(1958年)	67,276	39.5	ア	イル	ランド(1957)	20,971	72.7
ア	メ	リカ(1958)	640,287	36.6	イ	タ	リア(1957)	110,395	22.8
セ	イ	ロン(1959)	2,373	2.4	オ	ラ	ンダ(1956)	27,395	25.2
日		本(1961)	106,030	11.3	ス	ウ	エーデン(1958)	32,166	43.4
デ	ン	マーク(1958)	9,611	21.3	ス	イ	ス(1956)	17,820	35.4
フ	ラ	ンス(1958)	84,000	18.8	イ	ン	グランドクエールズ(1958)	156,339	34.6
東	ド	イツ(1958)	24,771	15.2	オ	ー	ストラリア(1956)	30,748	32.6
西	ド	イツ(1958)	92,470	17.7	ニ	ュ	ー ジ ラ ン ド(1958)	9,161	40.1

厚生省公衆衛生局調べ

第166表 優生手術および人工妊娠中絶実施件数

第166表 優生手術および人工妊娠中絶実施件数

		優 生 手 術 実 施 件 数							人工妊娠中絶実 施件数
		総 数	当事者の同意によるもの				医師の申請によるもの		
			総 数	遺伝性疾患	らい疾患	母体保護	遺伝性疾患	非遺伝性精神疾患	
32 年	総 数	44,400	43,296	312	89	42,895	1,029	75	1,122,316
	男	1,864	1,429	57	7	1,365	419	16	
	女	42,536	41,867	255	82	41,530	610	59	1,122,316
33	総 数	41,985	40,904	334	72	40,498	1,027	54	1,126,231
	男	1,641	1,232	49	9	1,174	398	15	
	女	40,344	39,672	285	63	39,324	633	39	1,126,231
34	総 数	40,092	39,137	273	55	38,809	898	57	1,098,853
	男	1,205	860	31	8	821	335	10	
	女	38,887	38,277	242	47	37,988	563	47	1,098,853
35	総 数	38,722	37,887	332	65	37,490	770	65	1,063,256
	男	1,130	917	57	7	853	203	10	
	女	37,592	36,970	275	58	36,637	567	55	1,063,256
36	総 数	35,483	34,603	272	46	34,285	814	66	1,035,329
	男	1,049	770	33	13	723	270	9	
	女	34,434	33,833	239	33	33,561	544	57	1,035,329

資料：厚生省統計調査部「優生保護統計」による。

第167表 精神障害者入院医療費推計

第167表 精神障害者入院医療費推計

(単位：億円)

	32年度	33	34	35	36
入院総医療費	83.9	107.2	133.9	145.9	199.8
精神衛生法関係	13.3	14.1	15.6	23.2	53.9
公費負担費	12.8	13.6	15.0	22.3	51.4
国費	6.4	6.8	7.5	11.2	37.5
地方費	6.4	6.8	7.5	11.2	13.9
患者負担費	0.5	0.5	0.6	0.9	2.5
生保関係	70.6	93.1	118.3	61.0	78.7
保険関係				61.7	67.2

厚生省公衆衛生局調べ

- (注) 1 精神病院および精神病床を有する一般病院の入院患者のみにについての推計である。
 2 36年度推計は当初予算による。
 3 全額自費分を含まない。

第168表 年齢階級別死因別順位および死亡数割合

第168表 年齢階級別死因順位および死亡数割合
(35年)

(単位:%)

	第 1 位	第 2 位	第 3 位	第 4 位	第 5 位
総 数	脳 卒 中 21.2	が ん 13.3	心臓の疾患 9.7	老 衰 7.7	肺炎・気管 支炎 6.5
30 ~ 34歳	全 結 核 18.1	不慮の事故 16.7	が ん 10.9	自 殺 9.6	心臓の疾患 8.1
35 ~ 39	全 結 核 18.3	が ん 16.4	不慮の事故 13.3	心臓の疾患 8.5	自 殺 6.1
40 ~ 44	が ん 21.7	全 結 核 14.6	脳 卒 中 11.0	不慮の事故 10.3	心臓の疾患 9.3
45 ~ 49	が ん 24.7	脳 卒 中 17.2	全 結 核 10.6	心臓の疾患 9.0	不慮の事故 7.6
50 ~ 54	が ん 25.0	脳 卒 中 23.4	心臓の疾患 9.5	全 結 核 8.1	不慮の事故 5.5
55 ~ 59	脳 卒 中 27.6	が ん 24.6	心臓の疾患 10.1	全 結 核 6.3	不慮の事故 3.8
60 ~ 64	脳 卒 中 30.3	が ん 22.7	心臓の疾患 10.9	全 結 核 5.0	肺炎・気管 支炎 3.4
65 ~ 69	脳 卒 中 32.1	が ん 19.4	心臓の疾患 11.4	肺炎・気管 支炎 4.1	全 結 核 3.9
70 ~ 74	脳 卒 中 31.8	が ん 14.8	心臓の疾患 12.1	老 衰 5.9	肺炎・気管 支炎 5.2
75 ~ 79	脳 卒 中 28.6	老 衰 13.6	心臓の疾患 12.4	が ん 9.4	肺炎・気管 支炎 6.4
80 ~ 84	老 衰 24.8	脳 卒 中 23.0	心臓の疾患 11.9	肺炎・気管 支炎 7.2	が ん 5.3
85 歳以上	老 衰 39.3	脳 卒 中 15.8	心臓の疾患 10.4	肺炎・気管 支炎 7.4	胃 腸 炎 4.9

資料: 厚生省統計調査部「人口動態統計」による。

(注) 総数は全年齢のものである。

第169表 主要死因別死亡数および死亡率

第169表 主要死因別死亡数および死亡率(人口10万対)

	32 年	33	34	35	36
総 数	752,445 (826.1)	684,189 (743.6)	689,959 (742.1)	706,599 (756.4)	695,374 (737.5)
中 枢 神 經 系 の 血 管 損 傷	138,181 (151.7)	136,767 (148.6)	142,858 (153.7)	150,109 (160.7)	155,683 (165.1)
悪 性 新 生 物	83,155 (91.3)	87,895 (95.5)	91,286 (98.2)	93,773 (100.4)	96,314 (102.2)
心 臓 の 疾 患	66,571 (73.1)	59,603 (64.8)	62,954 (67.7)	68,400 (73.2)	67,447 (71.5)
老 衰	73,283 (80.5)	51,046 (55.5)	52,687 (56.7)	54,139 (58.0)	54,855 (58.2)
不 慮 の 事 故	34,528 (37.9)	35,785 (38.9)	41,662 (44.8)	38,964 (41.7)	41,354 (43.9)
肺 炎 お よ び 気 管 支 炎	53,923 (59.2)	43,832 (47.6)	42,018 (45.2)	46,045 (49.3)	39,131 (44.5)
全 結 核	42,718 (46.9)	36,274 (39.4)	32,992 (35.5)	31,959 (34.2)	27,841 (29.5)
胃炎、十二指腸炎、腸炎および大腸炎	23,425 (25.7)	23,128 (25.1)	21,674 (23.3)	19,791 (21.2)	18,350 (19.5)
自 殺 お よ び 自 傷	22,136 (24.3)	23,641 (25.7)	21,090 (22.7)	20,143 (21.6)	18,126 (19.2)
その他の新生児固有の疾患および性別 不明未熟児	24,042 (26.4)	21,488 (23.4)	19,512 (21.0)	17,279 (18.5)	16,422 (17.4)

資料: 厚生省統計調査部「人口動態統計」による。

(注) かつこ内の数字は死亡率である。

第170表 部位別悪性新生物死亡率(人口10万対)および死亡割合の国際比較

第170表 部位別悪性新生物死亡率(人口10万対)および死亡割合の国際比較
(1960年)

国際基本 分類番号	死 因	死 亡 率						死 亡 割 合					
		男			女			男			女		
		日 本	アメリ カ (白人)	イング ラ ン ド ウ エ ル ズ	日 本	アメリ カ (白人)	イング ラ ン ド ウ エ ル ズ	日 本	アメリ カ (白人)	イング ラ ン ド ウ エ ル ズ	日 本	アメリ カ (白人)	イング ラ ン ド ウ エ ル ズ
140—205	総 数	111.0	163.6	239.1	90.2	140.0	194.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
140—148	口腔および咽頭	1.1	5.6	5.1	0.6	1.5	2.8	1.0	3.4	2.1	0.6	1.1	1.4
150—159	消化器および腹膜	85.4	57.7	86.2	55.2	47.5	77.9	76.9	35.2	36.0	61.2	33.9	40.1
150	食 道	5.4	3.9	5.9	2.1	1.2	4.3	4.9	2.4	2.5	2.3	0.8	2.2
151	胃	57.3	14.9	35.6	34.6	8.8	25.8	51.6	9.1	14.9	38.4	6.3	13.3
152・153	小腸および大腸	2.2	15.8	16.9	2.6	18.3	23.6	2.0	9.7	7.1	2.9	13.1	12.1
154	直 腸	3.2	7.4	13.7	3.2	5.4	10.3	2.9	4.5	5.7	3.5	3.9	5.3
155・156	胆路および肝臓	12.6	5.4	4.1	8.8	6.6	5.0	11.3	3.3	1.7	9.8	4.7	2.6
160・165	呼 吸 器	10.5	38.5	89.5	4.5	6.6	14.5	9.5	23.5	37.4	5.0	4.7	7.5
162・163	気管、気管支 および肺	7.9	34.9	85.6	3.2	5.7	13.2	7.1	21.3	35.8	3.6	4.1	6.8
170	乳 房	0.0	0.2	0.3	3.5	26.7	38.2	0.0	0.1	0.1	3.9	19.0	19.7
171—179	性 器	1.4	17.0	18.1	16.5	26.4	32.0	1.3	10.4	7.6	18.3	18.9	16.5
171—174	子 宮	—	—	—	14.9	15.0	17.3	—	—	—	16.5	10.7	8.9
180・181	泌 尿 器	2.1	10.1	12.9	1.3	4.8	6.1	1.9	6.2	5.4	1.5	3.4	3.2
190—199	その他および部位不 明	5.1	17.2	13.4	4.9	14.5	12.3	4.6	10.5	5.6	5.4	10.3	6.3
200—205	リンパ組織および造 血組織	5.3	17.3	13.7	3.6	12.1	10.4	4.8	10.6	5.7	4.0	8.7	5.4
204	白血病および無 白血病	0.2	8.6	6.7	2.4	6.0	5.1	2.9	5.3	2.8	2.7	4.3	2.6

資料：日本は厚生省統計調査部「人口動態統計」、アメリカは「Vital Statistics of the United States (1959年)」、
イングランド・ウェールズは「Statistical Review of England and Wales (1960年)」による。
(注) アメリカは1959年である。

第171表 成人病の死亡率(人口10万対)の国際比較

第171表 成人病の死亡率(人口10万対)の国際比較

	中枢神経系の血管損傷	悪 性 新 生 物	心 臓 の 疾 患
日 本 (1961年)	165.1	102.2	71.5
ア メ リ カ (1959)	108.4	147.3	324.1
デ ン マーク (1958)	116.0	211.4	263.5
フ ラ ン ス (1959)	136.8	196.8	207.7
西 ド イ ツ (1958)	171.1	203.3	202.0
イ タ リ ア (1958)	132.0	143.6	213.6
オ ラ ン ダ (1959)	92.9	168.4	198.1
ス エ ー デ ン (1958)	137.9	178.8	280.0
イングランド・ウェールズ (1959)	166.6	215.9	356.0

資料：「Demographic Year Book (1961年)」による。

第172表 疾病別年間患者数および死者数

第172表 疾病別年間患者数および死者数

	32 年		33		34		35		36	
	患者数	死者数	患者数	死者数	患者数	死者数	患者数	死者数	患者数	死者数
法定伝染病										
コレラ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
赤痢	74,780	3,763	81,577	3,176	85,695	2,457	93,971	2,048	91,538	1,636
腸チフス	2,113	76	1,901	54	1,546	37	1,572	39	1,061	34
パラチフス	344	7	1,149	8	411	8	319	6	213	3
痘 そ う	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
発しんチフス	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
しょう紅熱	14,499	44	13,734	31	9,882	38	8,786	23	6,251	32
ジフテリア	15,423	887	15,641	619	17,936	706	14,921	497	9,790	286
流行性脳脊髄膜炎	760	155	638	135	573	124	526	112	504	97
ベ ス ト	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
日本脳炎	1,793	744	3,900	1,349	1,979	723	1,607	650	2,053	826
指定伝染病										
急性灰白髄炎	1,718	255	2,610	243	2,917	201	5,606	317	2,436	168
届出伝染病										
マラリア	33	14	28	13	16	10	16	10	22	6
ましん	65,886	2,772	29,351	974	75,417	1,882	48,395	1,346	39,192	975
百日咳	20,112	340	29,948	478	9,742	178	3,890	65	5,225	46
インフルエンザ	983,105	7,735	32,944	1,973	19,401	1,001	142,892	4,012	111,830	1,592
黄熱	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
破傷風	945	755	853	648	853	633	820	605	760	592
狂犬病	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
炭そ	—	—	3	3	5	3	3	—	2	—
伝染性下痢症	37	1	45	2	131	2	226	2	47	—
つつが虫病	41	—	35	1	40	—	63	—	109	—
フィラリア病	61	53	122	46	39	50	59	44	80	38

資料：患者は、厚生省統計調査部「伝染病統計」により、死者は同省統計調査部「人口動態統計」による。

第173表 週別ポリオ患者発生件数

第173表 週別ポリオ患者発生件数

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
35 年	2	31	30	30	38	38	28	29	21	33	16	25	26	36	26	34	33	49
36	29	36	26	38	33	27	29	39	24	28	28	27	27	31	22	30	30	27
37	3	3	4	1	5	6	2	7	4	9	5	3	4	7	3	6	4	4
	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
35 年	44	47	52	75	104	89	107	122	180	151	234	238	288	261	238	275	257	305
36	53	51	60	101	107	123	146	134	141	149	179	141	130	102	56	49	46	22
37	8	7	5	6	6	6	4	7	6	10	12	6	6	5	7	8	11	7
	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	計
35 年	174	209	186	246	150	152	106	157	75	97	82	60	84	59	50	52	75	5,606
36	17	15	13	4	7	5	10	8	—	4	7	5	5	3	5	2	3	2,436
37	14	8	6	12														241

厚生省公衆衛生局調べ

第174表 検疫実施件数

第174表 検 疫 実 施 件 数

	32 年			33			34		
	船 舶 数	総トン数	人 員	船 舶 数	総トン数	人 員	船 舶 数	総トン数	人 員
船舶関係	13,314	65,515,189	780,999	12,567	61,217,346	765,909	13,705	72,602,015	757,622
	航空機数		人 員	航空機数		人 員	航空機数		人 員
航空機関係	3,934		143,720	4,459		173,974	5,058		211,239
	35			36					
	船 舶 数	総 ト ン 数	人 員	船 舶 数	総 ト ン 数	人 員			
船舶関係	16,281	92,113,242	855,373	18,931	117,252,262	973,819			
	航 空 機 数		人 員	航 空 機 数		人 員			
航空機関係	5,688		261,800	6,491		357,551			

厚生省公衆衛生局調べ

第175表 おもなる申請業務実施件数

第175表 おもなる申請業務実施件数

(単位: 件)

	32年	33	34	35	36
ねずみ族駆除施行船舶数	1,222	1,080	1,144	1,148	1,066
ねずみ族駆除免除船舶数	1,815	2,024	2,282	2,737	3,348
総合的衛生状態に関する検査船舶数	2,081	1,544	880	655	375

厚生省公衆衛生局調べ

第176表 検疫上の予防接種実施件数

第176表 検疫上の予防接種実施件数

(単位: 件)

32 年	33	34	35	36
99,707	97,087	83,345	82,330	80,014

厚生省公衆衛生局調べ

第177表 地域別検疫伝染病発生状況

第177表 地域別検疫伝染病発生状況

(36 年)

	総 数	コレラ	ペスト	痘 ぞ う	黄 熱	発しんチブス	回 帰 熱
総 数	(100.0) 130,585	(100.0) 49,720	(100.0) 800	(100.0) 71,788	(100.0) 84	(100.0) 5,404	(100.0) 2,789
アフリカ州	(23.3) 30,476		(1.3) 11	(33.5) 24,045	(4.8) 4	(67.2) 3,631	(99.9) 2,785
アメリカ州	(2.4) 3,142		(42.9) 343	(2.6) 1,923	(95.2) 80	(14.7) 792	(0.1) 4
アジア州	(73.6) 96,106	(100.0) 49,720	(55.8) 446	(63.8) 45,795		(2.6) 145	
ヨーロッパ州	(0.7) 861			(0.0) 25		(15.5) 836	
大 洋 州	—	—	—	—	—	—	—

資料: WHO「伝染病および人口統計報告(1962年) No.4」による。

(注) かつこ内の数字は%を示す。

第178表 居住地別原爆被爆者健康手帳被交付者数

第178表 居住地別原爆被爆者健康手帳被交付者数
(37年3月31日現在)

	被爆者総数	内	
		特別被爆者	特別被爆者以外の被爆者
総計	249,526	92,312	157,214
広島県	48,716	19,882	28,834
広島市	87,752	41,959	45,793
広島県市計	136,468	61,841	74,627
長崎県	15,564	4,388	11,176
長崎市	72,355	12,274	60,081
長崎県市計	87,919	16,662	71,257
その他の都道府県	25,139	13,809	11,330

厚生省公衆衛生局調べ

(注) 特別被爆者とは次の各号のいずれかに該当する被爆者をいう。

- 1 爆心地より3kmの区域内にあつた者およびその当時その者の胎児であつた者
- 2 原爆症の認定を受けた者
- 3 爆心地より3km以上の区域内にあつた者または原爆投下時は広島、長崎市の区域およびそれらに隣接する区域外にあつたが、その後2週間以内に爆心地より2kmの区域内に立ち入つた者であつて、健康診断の結果、造血機能障害、肝臓機能障害、悪性新生物、内分泌系の障害、中枢神経系の血管損傷、循環器系の障害および腎臓機能障害のうちいずれかの障害があると認められた者

資料

7 公衆衛生
栄養と体位

国民の食生活は、年々かなり大きな変化を見せているが、これは主として食糧構成の面であつて、栄養摂取量の面では、ここ数年、あまり目だつた伸びは見られない。一方体位についてみると、ここ十数年来、向上を継続している。しかし体重においては、停滞ないし減少を示している年齢層などが見られる。

以下、最近におけるこれらの指標を示すと次のとおりである。

第179表 業態別食品摂取状況の比較

第 179 表 業態別食品摂取状況の比較（1人1日当たり）

（単位：g）

	32 年			33			34			35			36		
	消費者 世帯(a)	生産者 世帯(b)	(b)/(a) %	消費者 世帯(a)	生産者 世帯(b)	(b)/(a) %	消費者 世帯(a)	生産者 世帯(b)	(b)/(a) %	消費者 世帯(a)	生産者 世帯(b)	(b)/(a) %	消費者 世帯(a)	生産者 世帯(b)	(b)/(a) %
米	337.6	373.9	110.8	333.1	390.0	117.1	342.7	396.1	115.6	346.6	382.8	110.4	340.5	399.4	117.3
大 麦	33.4	58.4	174.9	29.5	52.2	176.9	20.8	47.4	227.9	17.3	44.3	256.1	11.1	36.5	328.8
小 麦	70.7	45.3	64.1	78.3	47.9	61.2	74.7	50.1	67.1	73.9	52.1	70.5	74.0	49.2	66.5
さつまいも	16.9	39.6	234.3	12.9	33.8	262.0	11.7	26.4	225.6	10.7	25.7	240.2	8.6	23.0	267.4
じゃがいも	25.9	31.1	120.1	26.3	35.0	133.1	23.6	28.8	122.0	22.5	35.8	159.1	25.1	31.2	124.3
砂糖	10.1	10.7	105.9	11.9	12.6	105.9	11.9	13.3	111.8	12.1	12.7	105.0	12.6	13.3	105.6
油 脂	5.5	3.8	69.1	6.5	4.7	72.3	6.7	4.6	68.7	6.4	5.6	87.5	7.3	5.6	76.7
み そ	25.2	30.3	120.2	25.1	34.5	137.5	24.4	33.0	135.2	23.2	30.7	132.3	23.2	30.2	130.2
大豆製品	40.6	25.3	62.3	39.4	25.3	64.2	40.9	26.1	63.8	42.9	28.0	65.3	40.3	29.4	73.0
魚介類	82.8	65.5	79.1	81.6	64.7	79.3	78.1	65.3	83.6	81.6	67.8	83.1	78.6	65.9	83.8
肉 類	20.1	8.3	41.3	23.7	8.7	36.7	26.0	8.9	34.2	24.8	9.0	36.3	29.4	10.3	35.0
卵 類	16.1	8.7	54.0	18.0	10.3	57.2	20.9	11.2	53.6	22.6	13.1	58.0	28.1	15.5	55.2
乳 類	21.5	14.9	69.3	28.1	20.0	71.2	34.7	21.4	61.8	37.3	27.1	72.7	44.6	24.0	53.8
緑黄野菜	45.3	55.4	122.3	40.9	52.6	128.6	38.2	49.9	130.6	33.9	48.0	141.6	34.9	46.8	134.1
その他の野菜	104.0	128.7	123.8	106.3	131.4	123.6	110.0	144.3	131.2	111.8	141.9	126.9	108.9	133.1	122.2
柑きつ類	26.1	13.1	50.2	29.2	14.5	49.7	30.6	15.3	50.0	30.6	17.6	57.5	30.2	13.7	45.4
その他の果実	47.7	39.9	83.6	51.8	58.8	113.5	52.7	56.6	107.4	56.7	51.6	91.0	61.4	63.5	103.4

資料：厚生省公衆衛生局「国民栄養調査」による。

第180表 常用勤労者世帯および日雇・家内労働者世帯の食品摂取量の比較(1人1日当たり)

第180表 常用勤労者世帯および日雇・家内労働者世帯の食品摂取量の比較(1人1日当たり)

(単位: g)

	32 年			33 年			34 年			35 年			36 年		
	常用勤 労者世 帯(a)	日雇 内労働 者世帯 (b)	家内労働 者世帯 (b)/(a) %	常用勤 労者世 帯(a)	日雇 内労働 者世帯 (b)	家内労働 者世帯 (b)/(a) %	常用勤 労者世 帯(a)	日雇 内労働 者世帯 (b)	家内労働 者世帯 (b)/(a) %	常用勤 労者世 帯(a)	日雇 内労働 者世帯 (b)	家内労働 者世帯 (b)/(a) %	常用勤 労者世 帯(a)	日雇 内労働 者世帯 (b)	家内労働 者世帯 (b)/(a) %
米	340.3	349.1	102.6	332.3	339.4	102.1	334.0	363.8	108.9	337.3	385.4	114.3	331.5	365.6	110.3
大 麦	30.8	64.3	208.8	28.3	58.6	207.1	21.8	47.1	216.1	16.0	36.9	230.6	11.3	27.9	246.9
小 麦	69.7	50.9	73.0	75.0	65.3	87.1	72.6	59.1	81.4	74.6	55.3	74.1	73.7	56.9	77.2
さつまいも	7.9	14.9	188.6	4.2	8.9	211.9	4.7	10.2	217.0	5.7	9.9	173.7	3.1	3.7	119.4
じゃがいも	25.1	20.7	82.5	33.3	36.2	108.7	29.1	29.2	100.3	26.1	21.2	81.2	28.9	37.2	128.7
砂糖	10.7	7.6	71.0	12.1	11.0	90.9	13.0	7.9	60.8	13.4	7.9	59.0	14.1	11.1	78.7
油脂	6.3	2.5	39.7	7.7	3.6	46.8	7.6	4.2	55.3	7.7	4.2	54.5	8.6	4.6	53.5
大豆製品	38.5	31.2	81.0	35.3	32.5	92.1	37.3	34.2	91.7	37.1	36.6	98.7	35.3	37.3	105.4
魚介類	79.4	76.7	96.6	80.7	65.9	81.7	75.8	67.0	88.4	79.4	82.2	103.5	75.1	72.0	95.9
肉 類	18.2	11.2	61.5	22.7	10.5	46.3	26.6	15.8	59.4	26.0	13.5	51.9	28.7	13.5	47.0
卵 類	19.4	10.9	56.2	24.0	12.4	51.7	24.9	15.3	61.4	27.3	14.4	52.7	32.2	19.4	60.2
乳 類	22.1	9.1	41.2	29.0	17.9	61.7	36.9	11.4	30.9	38.3	17.7	46.2	46.8	18.4	39.3
緑黄野菜	44.0	42.3	96.1	39.0	41.5	106.4	36.3	44.3	122.0	33.5	31.2	93.1	33.4	35.4	106.0
その他の野菜	102.1	95.5	93.5	113.6	98.4	86.6	126.7	118.5	93.5	117.8	119.0	101.0	119.5	112.0	93.7
柑きつ類	16.2	11.4	70.4	20.8	9.6	46.2	20.6	8.3	40.3	23.0	9.0	39.1	24.6	8.2	33.3
その他の果実	27.9	15.0	53.8	30.1	14.7	48.8	31.6	13.6	43.0	28.7	11.8	41.1	42.6	19.9	46.7

資料: 厚生省公衆衛生局「国民栄養調査」による。

第181表 食品群別摂取量

第181表 食品群別摂取量(1人1日当たり)

(単位: g)

		32 年	33	34	35	36
総 量		1,097.6	1,120.8	1,125.9	1,128.4	1,133.3
穀 類	総 量	458.2	461.1	462.4	452.6	450.0
	米	351.2	354.7	364.4	358.4	363.6
	大 麦	45.2	39.8	33.3	28.2	22.6
	小 麦	59.7	65.5	63.7	65.1	63.4
	雑 穀	2.1	1.2	0.9	1.0	0.5
堅 果 類		0.6	0.5	0.4	0.5	0.4
いも類	総 量	78.0	73.0	66.7	64.4	64.4
	さつまいも	27.5	22.1	18.5	17.1	15.4
	じゃがいも	29.3	29.7	26.3	27.3	28.3
	その他のいも類	11.2	11.2	11.0	8.4	9.3
	いも類加工品	10.0	10.0	10.9	11.7	11.4
砂 糖 類		10.3	12.3	12.5	12.3	12.9
油 脂 類		4.8	5.7	5.8	6.1	6.6
豆 類	総 量	69.9	71.0	69.9	71.2	69.4
	大 豆	2.1	1.8	1.6	1.5	1.5
	み 豆	27.5	28.9	28.0	26.0	26.1
	大豆製品	34.0	33.7	34.5	37.3	35.8
	その他の豆類	6.3	6.6	5.9	6.4	6.0
動物性 食 品	総 量	122.1	131.8	136.1	147.4	152.7
	魚 介 類	75.9	74.9	72.6	76.9	73.8
	獣 鳥 肉 類	15.0	17.6	18.5	18.7	21.0
	卵 類	12.8	14.8	16.5	18.9	22.6
	乳 類	16.7	22.0	25.4	29.5	31.0
	乳 製 品	1.7	2.6	3.1	3.4	4.3
	その他の乳製品	1.7	2.6	3.1	3.4	4.3
野菜類	緑黄色野菜	49.7	45.8	43.1	39.0	40.0
	その他の野菜	114.6	116.6	125.5	123.6	119.6
	乾 物	1.9	2.3	2.0	2.0	2.2
	漬 物	54.0	52.7	49.2	49.5	48.3
果実類	柑きつ類, トマト	20.3	23.0	23.6	25.5	22.8
	その他の果実	43.7	54.2	53.8	54.1	61.5
海 草 類		5.1	5.0	4.7	4.7	4.5
調味 嗜好品	菓 子	17.3	18.0	18.6	20.4	21.0
	醬 油	29.0	28.8	29.8	28.1	27.4
	そ の 他	10.8	19.1	22.0	27.1	29.7

資料: 厚生省公衆衛生局「国民栄養調査」による。

第182表 摂取栄養量

第182表 摂取栄養量(1人1日当たり)

		32 年	33	34	35	36
熱	量 (cal)	2,039	2,118	2,117	2,096	2,106
蛋白質 (g)	総 量	69.6	70.1	69.9	69.7	69.7
	動 物 性	23.2	23.8	23.5	24.7	25.2
	植 物 性	46.5	46.4	45.8	45.0	44.4
脂	肪 (g)	21.9	23.7	23.8	24.7	26.1
含	水炭素 (g)	404	406	406	399	399
無機質	カルシウム (mg)	384	388	385	389	393
	磷 (g)	1.35	1.37	1.36	1.33	1.34
	鉄 (mg)	14	15	14	13	13
ビタミン	A (I, U)	1,253	1,240	1,225	1,180	1,228
	B ₁ (mg)	1.09	1.07	1.05	1.05	1.04
	B ₂ (mg)	0.71	0.73	0.74	0.72	0.73
	C (mg)	77	77	78	75	76

資料：厚生省公衆衛生局「国民栄養調査」による。

(注) 栄養量は、すべて調理による損耗を考慮していない。

第183表 身長

第183表 身長						(2) 女					
(1) 男						(単位: cm)					
	32 年	33	34	35	36		32 年	33	34	35	36
0 歳	65.2	64.9	65.0	65.4	66.0	0 歳	64.0	63.7	63.3	64.2	64.0
1	76.8	76.9	77.5	77.9	78.1	1	75.1	75.6	75.6	76.6	77.0
2	85.4	85.4	85.9	85.7	86.7	2	83.7	83.7	84.6	84.3	85.4
3	92.2	92.2	92.9	93.4	93.3	3	90.8	91.5	91.4	92.6	91.9
4	98.6	98.4	99.0	99.6	100.1	4	97.6	97.7	98.0	98.5	98.2
5	104.2	104.5	104.9	104.7	105.0	5	103.4	103.7	104.1	104.0	104.0
6	110.0	110.3	110.2	110.8	110.9	6	108.6	109.2	109.6	109.7	110.2
7	115.5	115.8	116.1	116.7	117.3	7	114.3	114.6	115.5	115.5	115.8
8	120.6	120.9	121.2	121.5	121.8	8	119.7	119.7	120.6	120.6	120.9
9	125.4	125.4	126.0	126.6	126.6	9	124.8	125.1	125.4	126.0	126.0
10	129.0	130.2	130.8	130.8	131.1	10	129.6	129.9	131.1	131.7	131.4
11	134.1	134.4	135.3	135.9	136.2	11	134.7	136.2	136.5	138.0	137.4
12	140.1	139.2	140.4	141.0	141.9	12	141.3	141.3	142.2	143.7	144.0
13	145.5	146.4	147.0	147.6	147.9	13	145.8	146.1	146.7	147.9	148.2
14	151.5	152.7	153.3	153.6	154.5	14	148.2	149.4	149.4	149.4	150.6
15	157.2	157.5	158.1	158.7	158.7	15	150.6	150.6	151.2	151.5	151.8
16	160.2	160.8	159.9	161.1	162.0	16	151.2	151.2	151.8	152.1	151.8
17	161.1	162.0	163.2	163.2	162.9	17	151.8	151.8	151.8	151.8	152.4
18	162.6	162.0	162.9	162.9	162.6	18	151.5	151.5	152.1	152.4	152.7
19	162.6	162.9	162.9	163.2	163.5	19	151.8	152.1	152.7	152.7	152.4
20	162.0	162.3	162.6	161.1	163.5	20	151.5	151.8	151.5	151.5	152.1
21	161.7	162.6	162.6	162.6	162.9	21	151.2	151.5	152.1	151.5	152.4
22	162.0	162.0	163.5	162.9	163.2	22	151.2	152.1	151.8	151.8	152.1
23	162.6	162.9	163.2	163.2	164.1	23	151.5	150.9	151.8	152.1	151.2
24	162.0	162.3	162.6	163.2	163.8	24	150.9	150.6	151.2	151.5	152.1
25	161.1	161.4	162.0	162.9	163.5	25	150.9	150.9	150.3	151.5	151.8
26~29	162.0	162.0	161.7	162.3	162.3	26~29	150.9	150.6	150.9	150.9	151.2
30~39	161.4	161.4	161.4	162.0	161.7	30~39	149.7	150.0	150.0	150.3	150.3
40~49	159.9	159.9	159.9	159.9	160.2	40~49	148.5	148.5	148.5	149.1	148.8
50~59	158.7	158.4	158.4	158.7	159.0	50~59	146.1	146.4	147.0	147.0	147.0
60~69	156.6	156.9	156.9	156.3	157.2	60~69	143.7	143.7	144.0	144.3	144.3
70歳以上	153.9	153.3	154.2	154.5	154.2	70歳以上	140.4	140.7	140.7	141.0	140.1

資料：厚生省公衆衛生局「国民栄養調査」による。

第184表

第184表 体 重
(1) 男 (単位: kg)

	32 年	33	34	35	36
0 歳	7.39	7.24	7.34	7.44	7.66
1	10.04	10.11	10.04	10.27	10.30
2	12.09	12.02	12.01	12.20	12.17
3	13.85	13.90	13.88	14.02	14.00
4	15.42	15.29	15.44	15.52	15.64
5	16.81	16.93	16.94	17.12	16.85
6	18.46	18.74	18.67	19.01	18.99
7	20.80	20.76	20.74	21.04	21.10
8	22.82	22.98	22.92	23.28	23.06
9	25.26	25.10	25.38	25.64	25.36
10	26.90	27.44	27.78	27.64	27.72
11	30.16	29.92	30.32	30.48	30.66
12	33.60	33.08	33.52	34.18	34.58
13	38.22	38.42	38.14	39.10	39.30
14	42.80	43.40	44.32	43.94	44.32
15	48.12	48.48	48.42	49.44	49.00
16	51.58	52.04	50.98	52.76	52.74
17	52.94	53.78	54.86	54.86	54.36
18	55.44	55.06	55.32	55.98	54.98
19	55.98	55.56	55.52	55.44	55.80
20	55.54	55.54	55.46	55.58	55.40
21	55.36	55.84	55.56	55.60	55.96
22	55.56	55.76	57.30	56.38	57.18
23	56.50	56.00	56.16	56.98	56.28
24	55.26	56.46	55.98	57.60	56.88
25	55.88	55.74	55.92	56.14	56.74
26~29	55.68	55.76	55.88	56.46	56.06
30~39	55.78	56.04	56.02	56.48	56.20
40~49	55.34	55.10	55.78	56.10	56.14
50~59	54.48	54.00	54.18	54.68	54.64
60~69	51.98	52.32	52.10	52.26	52.46
70歳 以上	49.58	49.18	49.50	49.38	49.40

資料: 厚生省公衆衛生局「国民栄養調査」による。

(2) 女 (単位: kg)

	32 年	33	34	35	36
0 歳	6.93	6.88	6.85	7.00	6.97
1	9.28	9.49	9.51	9.59	9.76
2	11.48	11.43	11.52	11.50	11.68
3	13.26	13.45	13.10	13.58	13.41
4	14.79	15.01	14.99	15.04	15.00
5	16.40	16.50	16.68	16.51	16.36
6	17.82	18.34	18.26	18.40	18.19
7	19.98	20.04	20.32	20.58	20.28
8	22.14	22.38	22.46	22.56	22.70
9	24.62	24.58	24.84	25.12	24.98
10	27.02	27.10	27.66	28.16	28.02
11	30.20	30.98	31.22	32.12	31.74
12	35.24	34.96	35.38	36.54	36.60
13	40.14	39.92	40.16	40.70	40.92
14	42.80	44.40	44.20	44.36	44.46
15	45.70	46.56	47.36	47.94	47.66
16	48.28	48.42	48.90	48.56	48.56
17	49.44	49.56	49.32	50.10	49.58
18	50.26	49.98	50.16	49.78	50.66
19	50.22	50.40	50.50	50.60	50.26
20	50.38	50.36	50.28	50.10	50.42
21	49.84	50.76	49.58	50.28	49.36
22	49.68	50.82	49.58	49.92	49.40
23	49.38	49.04	48.92	49.66	49.40
24	48.86	48.96	49.42	49.68	49.84
25	48.96	49.00	48.26	49.98	49.28
26~29	49.24	48.74	48.92	49.06	49.20
30~39	48.90	48.90	48.92	49.44	49.36
40~49	48.86	49.28	49.14	50.18	49.40
50~59	47.28	47.76	47.60	48.14	47.86
60~69	45.16	45.30	45.24	46.00	45.96
70歳 以上	42.06	41.86	42.28	42.88	42.06

資料

7 公衆衛生

保健所

保健所の業務には、個別健康相談、集団技術活動(集団検診予防接種および集団治療など)、家庭訪問、監視指導、教育集会、試験検査などがあり、地方の公衆衛生の最も中核的な機関として活動している。昭和37年8月現在、保健所は全国に802か所であるが、これらは地域や階層などの実情に即するとともに総合性のある運営を図るため管内の人口密度、産業構成などを勘案して、5つの型別に分類され、それぞれの特殊性に応じた業務の運営が行なわれている。すなわち、都市の保健所(U型)、農山漁村の保健所(R型)、両者の中間の保健所(UR型)、人口希薄な地域の保健所(L型)、管内の人口がきわめて少く面積の狭い支所型的な保健所(S型)の5つである。最近公衆衛生施策の推進に伴って業務量は、年々増加の一途をたどっているが、職員特に技術職員の不足は著しい。以下最近における実績などを示すと次のとおりである。

第185表 職種別保健所職員数

第 185 表 職種別保健所職員数			
	35年末	36	対増減
医 師	1,793	1,760	△ 33
歯 料 医 師	116	107	△ 9
保 健 婦	5,534	5,570	36
栄 養 士	817	816	△ 1
食 品 衛 生 監 視 員	1,700	1,729	29
環 境 衛 生 監 視 員	1,189	1,215	26
狂犬病予防員と畜検査員	862	875	13
エックス線技術者	1,408	1,436	28
試験検査技術者	1,079	1,128	31
衛生教育指導員	402	398	△ 4
医療社会事業員	181	183	2

資料：厚生省統計調査部「保健所運営報告」による。

第186表 保健所のおもな活動

第186表 保健所のおもな活動

		事 業 量			1 保健所平均		
		34 年	35	36	34	35	36
個 別 健 康 相 談 開 設 回 数	{ 所 内 外 }	321,383	284,656	260,578	408	360	328
		28,299	24,631	22,756	36	31	29
間 接 撮 影 開 設 回 数	{ 使 用 者 学 校 長 施 設 の 長 市 長 村 長 }	45,651	216,466	45,730	58	59	58
		48,611	46,172	43,888	62	58	55
		4,887	4,715	1,546	6	6	6
		70,044	76,432	71,342	89	97	90
	結核予防法によらない集団	18,764	17,085	15,221	24	22	19
エックス線検査(胸部)	{ 間 接 撮 影 件 数 }	27,394,422	28,276,565	26,395,016	34,776	35,740	33,222
	{ 直接撮影(断層を含む)件数 }	1,630,211	1,655,183	1,594,251	2,069	2,092	2,007
妊 婦 個 別 検 診 件 数	{ 実 数 }	286,081	271,758	266,913	363	343	336
	{ 延 べ 数 }	384,346	363,185	334,556	488	459	446
妊 婦 集 団 検 診 件 数	{ 実 数 }	63,072	57,929	59,042	80	73	74
	{ 延 べ 数 }	73,072	70,393	71,579	93	89	90
乳 児 個 別 検 診 件 数	{ 実 数 }	657,450	660,272	675,313	835	835	850
	{ 延 べ 数 }	1,582,512	1,623,178	1,582,476	2,009	2,052	1,992
乳 児 集 団 検 診 件 数	{ 実 数 }	638,921	631,212	635,295	811	798	800
	{ 延 べ 数 }	856,136	836,013	847,304	1,087	1,057	1,066
栄 養 集 団 指 導 回 数		67,609	71,709	69,445	86	91	87
予 防 接 種 延 べ 件 数		8,730,361	8,866,826	10,891,854	11,083	11,207	13,709
赤 痢 保 菌 者 検 査 延 べ 件 数		3,759,575	4,159,229	4,097,694	4,773	5,257	5,158
寄 生 虫 検 査 延 べ 件 数		6,414,732	5,866,012	5,478,634	8,143	7,414	6,896
食 品 衛 生 監 視 指 導 延 べ 件 数		2,775,810	2,837,607	2,830,580	3,524	3,587	3,563
回 収 去 検 体 数	{ 乳 }	132,854	137,412	136,708	169	174	172
	{ 乳 以 外 の 食 品 な ど }	139,496	173,275	126,501	177	219	159
環 境 衛 生 職 員 所 外 監 視 指 導 業 務 量		395,274	378,231	371,382	502	478	467
衛 生 教 育 集 会 回 数	{ 所 内 外 }	40,613	40,681	41,687	52	51	52
		119,346	119,380	110,279	152	151	139
医 療 社 会 事 業 面 接 訪 問 延 べ 件 数		95,608	81,344	87,803	121	103	111
保 健 婦 家 庭 訪 問 (保 健 所 保 健 婦 の み)	{ 実 数 }	979,222	1,029,308	1,027,537	1,243	1,301	1,293
	{ 延 べ 数 }	1,499,577	1,546,832	1,512,451	1,904	1,955	1,904

資料：厚生省統計調査部「保健所運営報告」による。

第187表 特別清掃地域におけるし尿処理方式別日量

第187表 特別清掃地域におけるし尿処理方式別日量

(単位：kl/日)

	し尿排出 総 量	下 水 道 運 送	浄化そう	マンホー ル 投 入	消化そう	農村還元	海洋投棄	不 衛 生 分	自家処分
30 年	42,019	2,697	1,402	2,270	787	15,010	4,106	3,280	12,467
33	47,796	3,296	2,161	3,361	2,424	12,628	6,248	8,100	9,578
35	55,231	3,501	3,202	3,753	5,745	13,423	9,798	8,386	7,419
	(100)	(6.3)	(5.8)	(6.8)	(10.4)	(24.3)	(17.7)	(15.2)	(13.4)

厚生省環境衛生局調べ

(注) かつこ内の数字は、35年のし尿処理方式別日量の構成比を示す。

資料

8 環境衛生

汚物処理

し尿やごみは,われわれの生活から毎日排出されてくるもので,この汚物処理の問題は,近時都市化の急速な進展とともに日常の市民生活の切実な問題となっており,国民の健康な生活を維持増進していくためにその衛生的な処分が強く望まれている。

現行の清掃法によると,特別区市および特別清掃地域に指定された町村は,それぞれ地域の住民の排出する汚物を計画的に収集処分する義務が課せられている。この特別清掃地域における汚物の排出量は,年々増加してきているが,し尿処理についてみると農村還元および自家処分による処分が減少し消化そうによる処理が著しく伸びている。ごみ処理についてみると,たい肥による処理の減少が見られるほか,焼却処分などの占める割合は余り変わっていない。

第188表 下水道終末処理施設およびし尿処理施設の設置状況

第 188 表 下水道終末処理施設およびし尿処理施設の設置状況		
(37年 6 月現在)		
	下水道終末処理施設	し尿処理施設
	(都市数)	
運 転 中	45	138
建 設 中	32	107
37年度実施計画数	18	104
合 計	95	349

厚生省環境衛生局調べ

第189表 下水道終末処理施設およびし尿処理施設の国庫補助額および起債額

第189表 下水道終末処理施設およびし尿処理施設の国庫補助額および起債額

(単位：1,000円)

	下水道終末処理施設		し尿処理施設	
	国庫補助額	起債額	国庫補助額	起債額
33年度	381,250	3,900,000	329,000	776,000
34	549,000	6,000,000	428,566	900,000
35	710,000	9,000,000	550,000	1,150,000
36	1,056,000	13,500,000	743,000	1,800,000
37	1,339,000	17,500,000	1,000,100	1,800,000

厚生省環境衛生局調べ

(注) 下水道終末処理施設の起債額には管渠分(建設省所管)を含む

第190表 特別清掃地域におけるごみ処理方式別処理日量

第190表 特別清掃地域におけるごみ処理方式別処理日量

(単位：t/日)

	ごみ排出 総量	焼却	埋立	たい肥	飼料	自家処分	その他
30年	17,022	3,686	7,431	1,100	141	4,401	263
33	20,671	5,392	9,431	1,114	195	4,186	353
35	24,399	7,577	10,465	865	230	4,450	812
	(100)	(31.1)	(42.9)	(3.5)	(0.9)	(18.2)	(3.3)

資料：厚生省環境衛生局調べ

(注) かつこ内の数字は、35年のごみ処理方式別日量の構成比を示す。

第191表 ごみ処理施設に対する国庫補助額および起債額

第191表 ごみ処理施設に対する国庫補助額および起債額

(単位：1,000円)

	ごみ焼却施設		高速たい肥化処理施設	
	国庫補助額	起債額	国庫補助額	起債額
33年度	—	283,000	—	—
34	—	358,000	25,000	—
35	—	410,000	61,000	—
36	—	1,700,000	71,000	—
37	32,000	2,000,000	62,000	—

厚生省環境衛生局調べ

(注) 高速たい肥化処理施設の起債額は37年度までし尿処理施設のわくに含まれている。

資料

8 環境衛生

水道施設

住民を伝染病から守るとともに、快適な日常生活を送るために、水道の果たす役割はきわめて大きく、水道の普及率はその地域の生活文化の水準を表わす重要な一つの要素となつている。

昭和36年3月末現在における水道の普及状況をみると、上水道(給水人口が5,000人をこえる水道)、簡易水道(給水人口が100人をこえ5,000人以下の水道)および専用水道の給水普及率は53.4パーセントとなつているが、このほかに飲料水供給施設による給水人口が約60万人と想定されるので、これらを含めると給水普及率は、54.1パーセント推定される。

水道施設の財源は、簡易水道は国庫補助(補助率1/2)と起債とにより、上水道は国庫補助はなくもつぱら起債により主たる資金を捻出している。簡易水道に対する国庫補助は、事業費に対し1/4とされているが、離島振興法による簡易水道は、事業費に対して4/10とされている。

第192表 水道の普及状況

第192表 水道の普及状況 (36年3月末現在)						
	地区人口 (A)		施設能力 (B)		給水人口 (C)	
	万人	%	万人	%	万人	%
上水道	5,521	94.5	5,218	76.7	4,002	72.5
簡易水道	3,559	27.6	981	74.0	726	20.4
専用水道	262	100.0	262	100.0	262	100.0
計	9,342	69.2	6,461	77.2	4,990	53.4

厚生省環境衛生局調べ

第193表 上水道認可実績

第193表 上水道認可実績 (単位：100万円)						
	総 数		新 設		拡 張	
	か所	事業費	か所	事業費	か所	事業費
31年度	126	14,990	57	5,349	69	9,641
32	160	12,508	69	4,498	91	8,010
33	141	13,399	51	4,950	90	8,449
34	170	23,500	50	5,250	120	18,250
35	200	40,654	43	5,169	157	35,486

厚生省環境衛生局調べ

(注) 100万円未満は4捨5入のため総数は必ずしも一致しない。

第194表 水道施設に対する国庫補助額および起債額

第 194 表 水道施設に対する国庫補助額および起債額
(単位：100万円)

	簡 易 水 道		上水道起債額
	国庫補助額	起 債 額	
32 年度	1,000	2,000	20,900
33	1,096	2,100	20,500
34	1,157	2,500	24,556
35	1,282	2,700	30,000
36	1,365	3,500	38,145
37	1,547	3,700	—

厚生省環境衛生局調べ

第195表 水道による赤痢の集団発生

第 195 表 水道による赤痢の集団発生(50人以上)

	件 数	患 者 数	死 亡 数
32 年	4	2,410	5
33	13	2,462	2
34	3	383	0
35	15	4,425	0
36	15	7,486	0

厚生省環境衛生局調べ

資料

8 環境衛生
環境衛生関係営業

公衆浴場業,旅館業,美容業などの営業施設は,多数の人が利用するものであるから,その衛生状態を常に良好に保つことが環境衛生上特に必要である。このため関係業者に一定の基準以上の衛生措置を遵守させ,あるいは一定の資格者以外は業務に従事することを禁止し,環境衛生上必要な指導および取締りを行なっている。

資料
8 環境衛生
公害

工業および交通の発展は、近年めざましいものがあり、大きな経済成長をもたらしているが、その反面、大気汚染、騒音、水質汚濁、粉じんなどの公害問題は、国民の健康や快適な市民生活をおびやかすに至っており、その対策が強く望まれている。

第196表 営業関係施設種類別、施設数・立入検査件数および測定検査・収去検査件数

第 196 表 営業関係施設種類別、施設数・立入検査件数および測定検査・収去検査件数

	35 年			36		
	施設数	立入検査監視指導件数	測定検査収去検査件数	施設	立入検査監視指導件数	測定検査収去検査件数
公 衆 浴 場	22,798	47,970	2,307	23,074	47,454	3,325
旅館、ホテルなど	62,341	121,819	907	63,242	116,953	1,180
興業場（除仮設）	9,273	32,037	1,183	9,126	29,742	1,288
理容所	103,902	192,752	1,208	106,877	179,158	1,738
美容所	65,241	126,676	882	68,649	126,431	1,035
クリーニング所	36,561	64,752	45	38,376	73,894	202
食品衛生法による許可営業施設	893,981	2,189,856	173,275	916,136	2,210,803	126,501
食品衛生法による許可を要しない営業施設	1,042,640	647,751		1,061,876	619,777	76,590
						（保健所） （衛 研）

資料：厚生省統計調査部「厚生省報告例」および「保健所運営報告」による。

（注）表側の「営業施設」の行の「測定検査収去検査件数」欄には検体数を計上した。

第197表 都市別降下媒じん量

第197表 都市別降下煤じん量

		降下煤塵計 設置所数	降下煤塵量	備 考
			トン/km ² /月	
旭	川	—	26.1	34年工業地帯のみ
札幌	幌	6	38.1	35年中央値
釜	石	32	38.5	35年平均
東京	崎	26	19.7	33 "
川	崎	15	26.7	34 "
横浜	浜	20	13.9	34 "
名古屋	屋	13	12.7	35 "
大阪	阪	15	20.7	35 "
尼崎	崎	15	18.7	35 "
神戸	戸	20	13.6	36 "
宇部	部	19	16.0	36 "
小野	田	10	20.3	35 "
徳山	山	10	12.5	35 "
門司	司	10	13.1	35 "
小倉	倉	10	13.6	35 "
戸畑	畑	8	24.8	35 "
若松	松	10	26.8	35 "
八幡	幡	14	23.2	35 "
大牟田	田	10	26.1	34 "
四日市	市	12	12.5	34 "

厚生省環境衛生局調べ（各地方の報告および学会報告により整理）

資料

8 環境衛生

食品衛生

食品衛生は、飲食に起因する衛生上の危害を防止し、安全な食生活を通じて、国民の健康を守ることを目的とするものである。飲食に起因する衛生上の危害としては、急性的なものとして食中毒の問題があり、慢性的なものとして食品の添加物の問題が掲げられる。食品の添加物については、厚生大臣がその品目の指定を行っているが、添加物の毒性のは握は慢性的性格を有するため、きわめて困難な状況である。

輸入食品については、貿易の自由化に伴って輸入件数は年々増加の傾向にあるが、輸出国の多くは輸出食品についてなんらの規制を加えてない現状であるので、輸入港における食品衛生監視員の衛生監視業務の充実が望まれる。

最近における食肉の消費量は、著しく増大しているが、食肉衛生の基本的施設であると畜場の現状は、老朽施設が多く設備も狭小である。このため、昭和32年にと畜場再建整備10ヶ年計画を立てて整備が行なわれているが、その財源措置としては、国庫補助はなく、もっぱら起債によつてゐる。

第198表 食中毒の発生状況

第 198 表 食中毒の発生状況			
	件 数	患 者 数	死 亡 数
32 年	1,716	24,164	300
33	1,711	31,056	332
34	2,468	39,899	318
35	1,877	37,253	218
36	2,631	53,362	238

資料：厚生省統計調査部「食中毒精密統計」による。

第199表 食中毒病因物質の判明・不明別事件数

第 199 表 食中毒病因物質の判明・不明別事件数 (単位：%)		
	判 明	不 明
32 年	24.1	75.9
33	27.1	72.9
34	23.2	76.8
35	24.8	75.2
36	33.8	66.2

厚生省環境衛生局調べ

第200表 食品添付物の指定品目件数

第 200 表 食品添付物の指定品目件数

32 年	33	34	35	36
201	220	229	246	258

厚生省環境衛生局調べ

第201表 食品輸入件数

第 201 表 食 品 輸 入 件 数

32 年	33	34	35	36
30,495	32,725	36,942	43,449	55,043

厚生省環境衛生局調べ

第202表 設立主体別と畜場数および起債額

第 202 表 設 立 主 体 別 と 畜 場 数 お よ び 起 債 額

	と 畜 場							簡易と畜場 (再 掲)	起 債 額
	総 数	都道府県	市	町	村	組 合	そ の 他		
32 年	843	5	303	281	132	122	126	126	百万円 400
33	863	7	320	263	150	123	161	161	500
34	857	5	327	249	145	131	160	160	520
35	875	6	334	247	150	138	145	145	700
36	873	7	328	255	147	136	144	144	1,000

厚生省環境衛生局調べ

資料

8 環境衛生

自然公園と温泉

近年国民の間に自然公園や温泉地にレクリエーションの場を求める気運が強く現われてきており、いまや国民全体の保健、休養を増進させるためにも、これらの整備促進は重要な課題となつている。

このうち、まず自然公園から見ると、その種類には3種類ある。その1つはわが国の風景を代表する自然の風景地たる国立公園であり、その2はこれに準ずる風景地としての国定公園であり、その3は地方的景観の地である都道府県立自然公園である。

公園行政は、これらの自然公園の保護と、正しい利用の促進とに向けられているが、このために国や地方公共団体が一定の公園計画を樹立し、これに基づいて基本的公共施設(登山道、避難小屋、野営場など)については国または都道府県が公的資金により整備を行ない、その他の施設(宿泊施設やスキー場など)の整備は、ほとんどが民間企業によつて行われている。しかし、その結果一般国民の快適な利用が妨げられる面も見られるので、昭和31年からは自然公園をはじめ景勝地、休養地において低廉かつ快適な宿泊施設を国民宿舎として定め建築費については厚生年金保険積立金および国民年金積立金から還元融資を行なつてこれを助成しているほか、36年度からは公園利用の根拠地となる地区で一定の条件を備えた地域を国民休暇村として定め厚生年金および国民年金の還元融資を財源として各種有料施設の整備を行なうこととなり、36年に設立された財団法人国民休暇村協会にこれら国民休暇村の建設、運営に当らせている。

次に温泉についてみると、現在温泉数は1万2,941を数え利用もまた盛んである。また温泉法の規定に基づいて厚生大臣が指定した保養温泉地は、29年以来全国で26カ所を数え国民温泉の名で一般に親しまれている。しかし最近では温泉使用量の増大の結果、ゆう出量の減少、温度の低下、泉質の変化などの現象が見られ、これを防止するための適切な対策が望まれている。以下、自然公園および温泉についての最近の状況を示すと次のとおりである。

第203表 自然公園の現況

第203表 自然公園の現況 (37年4月現在)			
	公園数	公園面積 万ha	対国土総 面積比率 [※]
総 数	262	416	12.2
国 立 公 園	19	175	4.7
国 定 公 園	20	52	1.4
都道府県立自然公園	223	189	6.1

厚生省国立公園部調べ

第204表 国立・国定公園および保養温泉地利用状況

第204表 国立・国定公園および保養温泉地利用状況 (単位：1,000人)			
	利 用 者 数 (推定)		
	国立公園	国定公園	保養温泉地
31 年	58,565	—	2,952
32	64,546	—	5,556
33	68,504	43,250	6,054
34	77,983	44,497	7,129
35	90,163	53,122	9,460

厚生省国立公園部調べ

第205表 地域別温泉数の推移

第205表 地域別温泉数の推移					
	9 年	15	26	31	36
北 海 道	277	291	294	453	571
東 北	1,057	1,092	1,095	1,358	1,584
関 東	427	511	512	733	976
北 陸	257	321	329	375	441
中 部	994	1,080	1,081	2,734	3,203
近 畿	146	159	161	235	409
中国四国	289	430	430	508	662
九 州	2,403	2,422	2,421	4,538	5,095
計	5,888	6,305	6,323	10,934	12,941

厚生省国立公園部調べ

(注) 表側の地域区分は次のとおりである。
東北—青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東—茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川
北陸—新潟、富山、石川、福井
中部—山梨、長野、岐阜、静岡、愛知
近畿—三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国・四国—鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
九州—福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島

第206表 厚生年金保険積立金および国民年金積立金還元融資による国民宿舎の設置および利用状況

第206表 厚生年金保険積立金および国民年金積立金還元融資による国民宿舎の設置および利用状況

		32年	33	34	35	36
		件数	事業費	件数	事業費	件数
設置状況	設置場所数	8	5	14	20	31
	収容定員	905	445	1,373	1,645	3,309
	建設費総額(1,000円)	204,683	199,216	424,271	506,379	1,247,056
	融資総額(1,000円)	133,000	110,000	299,000	376,000	959,900
利用状況	総数	—	74,117	240,602	433,925	731,015
	宿泊利用延員	—	25,716	100,865	186,155	337,399
	休養利用延員	—	48,401	139,737	247,770	393,616

厚生省年金局調べ
(注) 設置場所総数は31年度(初年度)分を加えると82か所となる。

第207表 事業の主体および事業の方法別国立公園事業執行状況

第207表 事業の主体および事業の方法別国立公園事業執行状況											
		32年度		33		34		35		36	
		件数	事業費	件数	事業費	件数	事業費	件数	事業費	件数	事業費
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
総数		317	3,225,967	397	5,757,003	280	7,471,563	380	10,248,970	336	11,067,733
厚生省(直轄)		27	50,000	29	70,000	27	75,000	26	75,000	33	95,000
地方公共団体	総数	116	476,810	145	691,370	116	1,258,950	128	1,338,020	129	2,829,000
	補助	52	80,117	69	130,160	66	120,000	73	150,000	76	290,595
	融資	6	147,526	4	150,790	6	185,000	7	136,000	8	320,382
	単独	58	249,167	27	410,420	44	953,950	48	1,052,020	45	2,218,023
その他の行政庁または公法人		4	332,562	6	2,584,400	2	1,935,000	5	2,995,860	5	2,487,900
民間		170	2,366,595	217	2,411,233	135	4,202,613	221	5,840,090	169	5,655,833

厚生省国立公園部調べ
(注) 1 「補助」とは、厚生省の補助事業(他省の補助事業は含まない。)をいう。
2 「融資」とは、厚生年金保険積立金および国民年金積立金の融資による国民宿舎の建設事業(国立公園区域のみ)をいう。
3 「単独」とは、地方公共団体が自己資金または起債など(2の「融資」を除く)により単独で行なう事業をいう。

第208表 財政投融资使途別分類表

第208表 財政投融资使途別分類表									
(単位 億円)									
		施設会計	資金運用部資金				簡保資金	公債借入金	財投計
			年資金等	基金等	貯蓄等	計			
(1) 住	宅	37	170	328	301	629	153	268	1,220
36			160	213	231	444	140	215	959
(2) 生活環境整備		37	1	240	233	473	242	268	984
36			—	185	207	392	218	238	848
(3) 厚生福祉施設		37	—	263	20	283	5	—	288
36			—	222	21	243	5	—	248
(4) 文教施設		37	—	46	62	108	102	—	210
36			—	44	70	114	80	—	194
(5) 中小企業		37	20	360	496	866	265	—	1,141
36			20	248	400	648	210	—	878
(6) 農林漁業		37	125	174	239	413	27	—	565
36			85	159	258	417	57	—	559
(1)~(6) 小計		37	316	1,411	1,351	2,762	794	536	4,408
36			265	1,071	1,187	2,258	710	453	3,686
(7) 国土保全災害復旧		37	—	112	154	266	148	—	414
36			—	72	117	189	106	—	295
(8) 道路		37	—	59	81	140	75	275	490
36			—	70	114	184	40	190	414
(9) 運輸通信		37	3	154	213	367	223	440	1,033
36			3	137	221	358	215	387	963
(10) 地域開発		37	9	114	157	271	130	217	627
36			6	90	145	235	129	202	572
(7)~(10) 小計		37	12	439	605	1,044	576	932	2,564
36			9	369	597	966	490	779	2,244
(11) 基幹産業		37	4	—	666	666	130	14	814
36			4	—	623	623	160	5	792
(12) 輸出入振興		37	200	—	610	610	—	—	810
36			120	—	450	450	—	—	570
合 計		37	552	1,850	3,232	5,082	1,500	1,482	8,596
36			398	1,440	2,857	4,297	1,360	1,237	7,292

(注) 1 37は37年度計画、36は36年度当初計画の計数(「その他」区分に計上されていたものは、それぞれの該当区分に組み替えられている。)による。
2 開港銀行、地方債についてあらかじめ使途別に配分困難なものについては、実績等を基礎として比例配分した。
3 年資金等は、厚生年金、国民年金、船員保険および共済組合の新規増加分を計上した。

第209表 厚生省所管一般会計歳出予算額

第209表 厚生省所管一般会計歳出予算額

(単位: 百万円)

	32年度	33	34	35	36	37
生活保護費	36,696	38,223	41,638	46,733	58,315	61,191
児童保護その他社会福祉費	9,294	9,761	10,285	11,120	14,576	23,070
児童保護費	7,049	7,635	8,202	9,000	11,830	15,278
母子福祉費	590	556	415	320	324	324
身体障害者保護費	375	407	417	439	504	596
社会福祉諸費	577	614	625	725	872	1,004
その他	703	549	626	636	1,046	5,868
社会保険費	17,009	22,573	29,361	36,006	52,172	66,130
社会保険国庫負担金	7,473	6,177	7,214	7,641	9,614	10,745
健康保険組合補助	494	738	654	684	954	1,102
国民健康保険助成費	9,042	15,659	21,492	27,680	41,604	54,284
国民年金費	—	—	11,053	28,918	47,376	51,141
保健衛生対策費	23,136	24,144	24,747	26,197	37,886	52,209
精神衛生対策費	874	914	952	1,065	3,960	8,558
伝染病予防費	984	959	930	936	1,215	1,430
結核対策費	2,495	2,883	3,122	3,361	8,150	15,389
保健所費	2,156	2,170	2,252	2,253	2,520	2,794
医染機関整備費	15,885	16,427	16,721	17,704	20,978	22,300
その他	743	791	770	878	1,063	1,738
科学技術振興費	573	468	665	728	1,002	1,217
遺族及び留守家族等援護費	7,047	7,150	7,752	8,708	9,023	8,894
環境衛生対策費	1,723	1,755	2,098	2,410	3,010	3,775
その他	5,984	3,184	2,946	3,896	4,266	4,702
厚生省所管一般会計予算総額(A)	101,462	107,258	130,543	164,715	227,625	272,329
一般会計予算総額(B)	1,137,465	1,312,131	1,419,248	1,569,674	1,952,776	2,426,801
(A)/(B)×100(%)	8.9	8.2	9.2	10.5	11.7	11.2

厚生省企画室調べ

(注) 1 この表は、各年度一般会計歳出予算書記載の数字を重要項目ごとにまとめて作成したものである。

2 各年度は補正分を含まない。

3 百万円未満の額は、四捨五入による。

第210表 国民総医療費

第210表 国民総医療費

(単位: 億円)

	30 年 度	31	32	33	34	35
医 療 費 総 額	2,715	2,915	3,243	3,531	3,899	4,426
公 費 負 担 分	279	292	303	343	400	451
生 活 保 護 法	244	241	242	273	323	364
結 核 予 防 法	31	30	37	40	43	48
精 神 衛 生 法	—	11	12	16	18	21
そ の 他	5	10	12	14	16	18
保 険 者 負 担 分	1,185	1,317	1,489	1,686	2,065	2,415
政 府 管 掌 健 康 保 険	386	425	483	546	656	758
組 合 管 掌 健 康 保 険	290	309	345	383	456	523
船 員 保 険	15	16	17	20	23	25
口 雇 労 働 者 健 康 保 険	25	32	37	47	59	68
国 家 公 務 員 共 済 組 合	206	163	173	180	203	219
公 共 企 業 体 職 員 等 共 済 組 合		50	53	56	67	75
市 町 村 職 員 共 済 組 合		27	31	34	39	44
私 立 学 校 教 職 員 共 済 組 合	5	5	6	6	8	8
国 民 健 康 保 険	188	228	275	339	461	598
労 働 者 災 害 補 償 保 険	43	52	60	66	76	87
そ の 他	2	8	8	10	16	9
患 者 負 担 分	1,251	1,307	1,451	1,502	1,434	1,559
医 師 ・ 歯 科 医 師	923	975	1,105	1,202	1,160	1,229
全 額 自 費	495	500	517	535	521	514
公 費 また は 保 険 の 一 部 負 担	428	475	588	667	839	1,015
買 薬	250	265	281	220	211	243
あ ん ま 等	77	67	65	81	64	87
(別掲) 物 品 ・ 付 添 ・ 交 通 費	185	233	—	—	208	—
(参考) 物 品 費 等 を 含 む 医 療 費 総 額	2,900	3,148	—	—	4,108	—

厚生省統計調査部推計による。

(注) 医療費の範囲は次のとおりである。

- 1 推計された医療費は、傷病を直接の対象とした狭義の医療費であつて、予防のための費用、正常分娩費などは含まれていない。
- 2 医療機関の救急措置は含まれていない。患者または支払基金などが直接支払った額によつて推計を行なつた。

第211表 国の予算における社会保障関係費など

第211表 国の予算における社会 保障関係費など

	28 年 度	29	30	31	32	33	34	35	36	37
分 配 国 民 所 得 (億 円)	57,477	60,224	67,189	76,274	82,859	85,190	100,373	119,037	141,177	—
一 般 会 計 予 算 (百 万 円)	1,027,271	999,880	1,013,314	1,089,652	1,184,614	1,333,083	1,512,095	1,765,163	2,107,382	2,426,801
厚 生 省 予 算 (百 万 円)	73,177	83,802	86,669	94,204	103,065	109,860	139,819	175,473	237,859	272,329
社 会 保 障 費 (百 万 円)	75,342	90,968	99,416	110,346	117,887	130,483	157,462	191,037	254,508	292,648
生 活 保 護 費	26,755	35,753	37,280	36,461	36,696	39,614	45,388	50,490	60,719	64,524
児 童 福 祉 そ の 他 社 会 福 祉 費	6,829	6,597	7,371	7,535	9,090	9,585	10,272	11,248	14,750	19,572
結 核 お よ び 精 神 衛 生 対 策 費	12,885	13,808	14,020	14,410	15,984	17,042	17,845	19,444	29,353	41,595
失 業 対 策 費	19,099	23,930	28,524	34,797	34,362	40,457	41,895	39,491	44,678	49,685
社 会 保 険 費	9,774	10,880	12,221	17,139	21,755	23,785	31,009	41,318	57,632	66,130
国 民 年 金 費	—	—	—	—	—	—	11,053	29,046	47,376	51,141
防 衛 関 係 費 (億 円)	1,231	1,328	1,328	1,408	1,412	1,462	1,533	1,576	1,809	2,058
一 般 会 計 予 算 / 国 民 所 得 (%)	17.87	16.60	15.08	14.29	14.30	15.65	15.07	14.83	14.93	—
厚 生 省 予 算 / 国 民 所 得 (%)	1.27	1.39	1.29	1.24	1.24	1.29	1.39	1.47	1.69	—
社 会 保 障 関 係 費 / 国 民 所 得 (%)	1.31	1.51	1.48	1.45	1.42	1.53	1.57	1.61	1.80	—
防 衛 関 係 費 / 国 民 所 得 (%)	2.14	2.21	1.98	1.85	1.70	1.72	1.53	1.32	1.28	—
厚 生 省 予 算 / 一 般 会 計 予 算 (%)	7.12	8.38	8.55	8.65	8.70	8.26	9.25	9.94	11.60	—
社 会 保 障 関 係 費 / 一 般 会 計 予 算 (%)	7.33	9.10	9.81	10.13	9.95	9.79	10.41	10.82	12.10	12.10
防 衛 関 係 費 / 一 般 会 計 予 算 (%)	11.98	13.28	13.12	12.92	11.92	10.99	10.14	8.93	8.58	8.48

厚生省企画室調べ

- (注) 1 37年度は当初予算額である。
2 結核および精神衛生対策費中34年度までは精神衛生対策費を含まない。
3 防衛関係費のかつこ内は、安全保障関係諸費を含む額である。

第212表 主要経済指標

第212表 主要経済指標							
	卸売物価指数 (総合)	消費物価指数 (全都市)	外国為替総 合 収 支	鉱工業生産 指数	雇用指数	定 企 失 業 者 数	都 市 消 費 水 準
	30〜32年 = 100	35年 = 100	百万ドル払超	30年 = 100	30年 = 100	万 人	35年 = 100
33年 平均	92.4	95.5	43	141.8	125.1	56	90.5
34 年	94.0	96.5	40	179.9	138.3	74	95.4
35 年	93.5	100.0	43	227.4	156.7	59	100.0
36 年	93.8	105.3	△ 26	277.2	171.8	51	106.5
36 6月	94.5	108.3	△ 42	277.2	178.5	52	106.0
7	94.4	105.0	△ 68	279.3	174.5	53	107.1
8	94.8	105.8	△ 108	276.4	174.7	49	100.2
9	94.6	106.4	△ 112	285.4	175.0	44	98.4
10	93.9	108.7	△ 106	295.8	175.0	36	101.7
11	93.0	109.2	9	296.0	175.8	31	106.6
12	92.2	110.2	△ 15	307.7	176.5	38	160.9
37年 1月	92.1	110.9	59	281.2	175.5	46	97.0
2	92.6	110.5	△ 2	303.4	176.6	46	103.3
3	92.3	110.7	35	333.0	178.6	62	111.7
4	91.7	111.9	△ 2	303.9	186.0	45	110.9
5	91.2	112.5	27	307.3	186.7	33	105.5
6	90.8	112.1	37	308.0	187.0	37	115.9
7	90.7	113.4	12	299.3	187.1	39	—
8	90.6	—	13	—	—	—	—
最近月の対 前月比	99.9	101.2	—	87.2	100.1	105.4	109.9
最近月の対 前年同月比	95.6	108.0	—	106.8	107.2	73.6	109.3

資料：経済企画庁「経済月報」による。

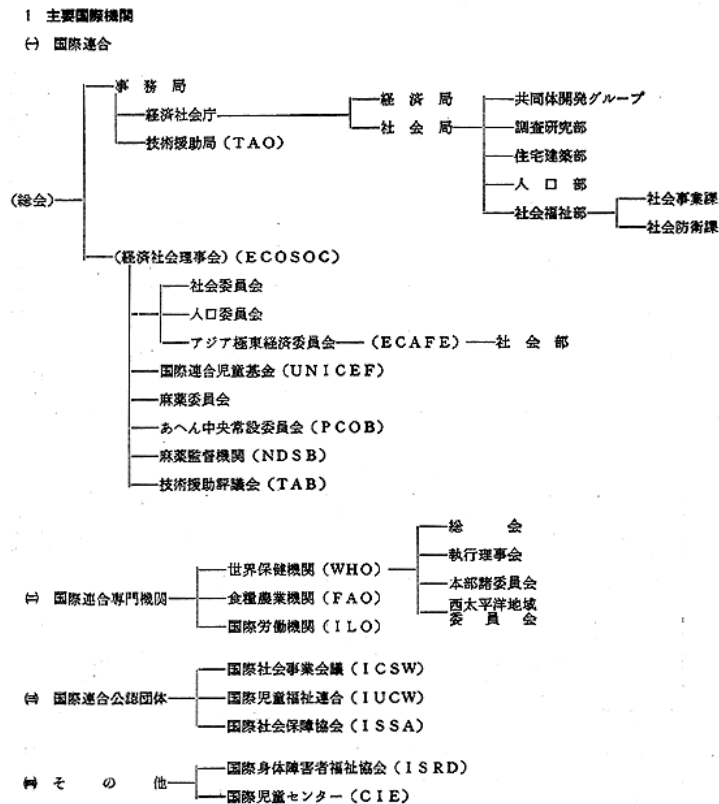
第213表 死因順位の変動

第213表 死 因 順 位 の 変 動										
	第 1 位		第 2 位		第 3 位		第 4 位		第 5 位	
	死 因	人 口 10万対 死亡率	死 因	人 口 10万対 死亡率	死 因	人 口 10万対 死亡率	死 因	人 口 10万対 死亡率	死 因	人 口 10万対 死亡率
明治33年	肺炎・気管支 炎	226.1	全 結 核	163.7	中枢神経系の 血管損傷	159.1	胃炎、十二指 腸炎、腸炎・ 大腸炎	133.8	老 衰	131.0
43	“	262.0	“	230.2	胃炎、十二指 腸炎、腸炎・ 大腸炎	213.4	中枢神経系の 血管損傷	131.9	“	120.2
大正 9	“	408.0	胃炎、十二指 腸炎、腸炎・ 大腸炎	254.2	全 結 核	223.7	インフルエン ザ	193.7	中枢神経系の 血管損傷	157.4
昭和 5	胃炎、十二指 腸炎、腸炎・ 大腸炎	221.4	肺炎・気管支 炎	200.1	“	187.6	中枢神経系の 血管損傷	162.8	老 衰	118.8
15	全 結 核	212.9	“	185.8	中枢神経系の 血管損傷	177.7	胃炎、十二指 腸炎、腸炎・ 大腸炎	159.2	“	124.5
22	“	187.2	“	174.8	胃炎、十二指 腸炎、腸炎・ 大腸炎	136.8	中枢神経系の 血管損傷	129.4	“	100.3
25	“	146.4	中枢神経系の 血管損傷	127.1	肺炎・気管支 炎	93.2	胃炎、十二指 腸炎、腸炎・ 大腸炎	82.4	悪性新生物	77.4
31	中枢神経系の 血管損傷	148.4	悪性新生物	90.7	老 衰	75.8	心臓の疾患	66.0	全 結 核	48.6
35	“	160.4	“	100.1	心臓の疾患	72.7	老 衰	58.0	肺炎、気管支 炎	49.2
36	“	165.1	“	102.2	“	71.5	“	58.2	不慮の事 故	43.9

資料：厚生省統計調査部「人口動態統計」による。
(注) 昭和15年以前には沖縄県を含む。

第214表 厚生省の関係する主要国際機関および国際会議

第214表 厚生省の關係する主要國際機關および國際會議



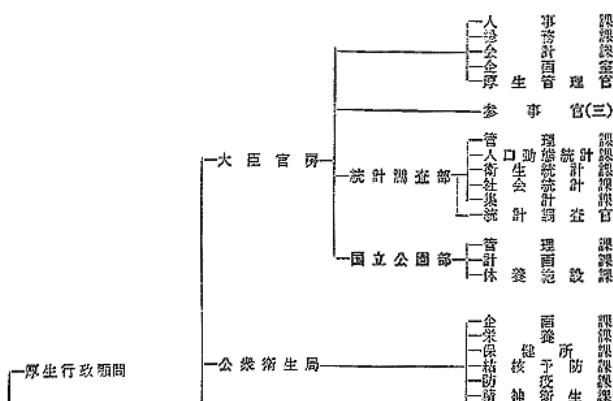
2 主要國際會議

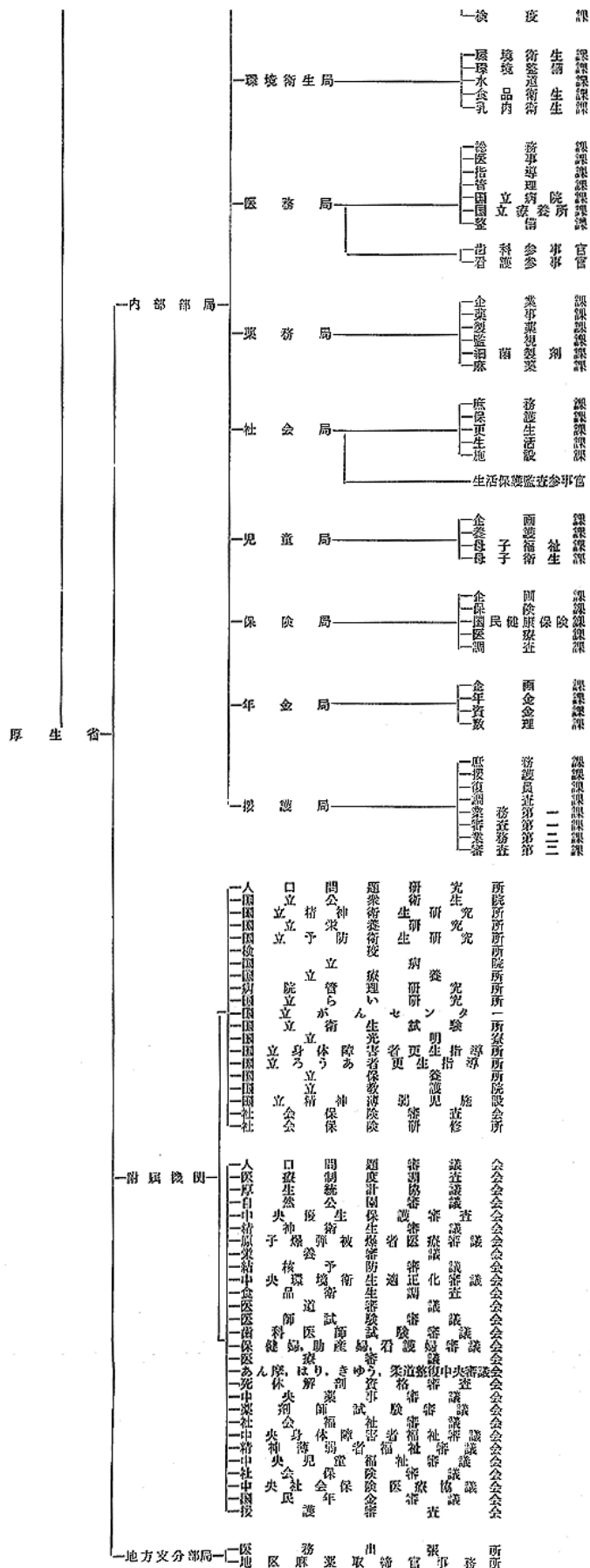
主催機關名	会場名	期日	場所	主要議題
世界保健機關 (WHO)	第15回世界保健總會	37年5月	スイス 國ブジュネー	1963年度事業計画および予算の審議決定
“	第29回執行理事會	37 5	スイス 國ブジュネー	1963年度事業計画および予算など、第15回世界保健總會における審議事項の作成
“	第30回執行理事會	37 5	スイス 國ブジュネー	1963年度予算の各項目割当状況など
“	第13回西太平洋地域委員會	37 9	フィリピン 國マニラ	1964年度WHO西太平洋地域の事業計画および予算案の作成、技術的援助として「上水道計画の改善の爲の衛生機關の創設」
“	日本麻薬セミナー	37 11	日本 東京	麻薬の予防、診断、治療などについての指針作成と研究発表
國際兒童福祉連合	第7回兒童福祉連合總會	37 10	トルコ 國、イスタンブール	兒童に対する社會福祉活動および医療福祉活動について
國際社會事業會議	第11回國際社會事業會議	37 8	ブラジル 國ベトロポリス	農村および都市における共同開発について
國際連合	第17回國際連合委員會	37 5	スイス 國ブジュネー	前回と変わりが無いが特に單一條約の発効について問題となつた (日本は5月から委員として出席。)
國際労働機關 (ILO)	第46回ILO總會	37 6	スイス 國ブジュネー	内外國人の待遇平等について條約採択
國際社會保障協會 (ISSA)	國際社會保障協會アジア地域會議	37 11	日本 東京	社會保障制度の管理における問題など
國際身體障害者福祉協會	パン大平洋リハビリテーション會議	37 12	フィリピン 國マニラ	身體障害者の更生福祉について
國際兒童センター	小兒結核・園部リウマチの予防セミナー	37 11	日本 東京	小兒結核、急性灰白髄炎および急性関節リウマチについて

第215表 厚生省の機構および所掌事務

第215表 厚生省の機構および所掌事務 (37年12月1日現在)

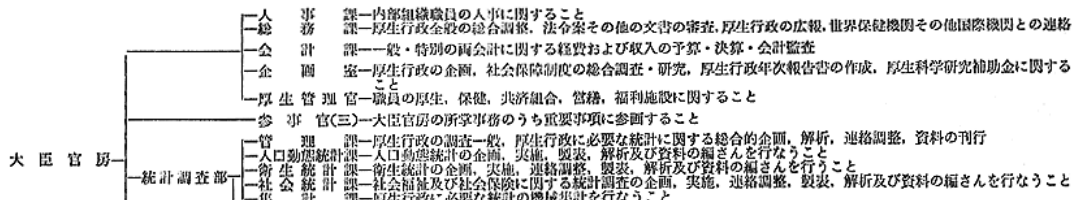
1 厚生省機構





2 所 掌 事 務 (内部部局のみ)

(注) 次に掲げた各部署課などの所掌事務、所掌の法律は、いずれもそのおもなものである。



厚生白書 (昭和37年度版)

国立公園部	統計調査官	統計調査部の所掌事務のうち重要事項に参画する。
	管理課	《法律》自然公園法、温泉法 国立・国民各公園の管理、温泉の保護
	計画課	国立公園の指定と国立公園計画の決定、国および公共団体の行なう国立公園事業に関すること、公園・景勝地・休養地に関すること
	休養施設課	自然公園・景勝地及び休養地の利用の普及向上並びに観光事業の指導育成、国民宿舎・国民休暇村の整備及び建設についての助成指導、国立公園事業に関すること
公衆衛生局	企画課	《法律》原子爆弾被害者の医療等に関する法律、衛生検査技師法 公衆衛生行政の総合的企画・調査・調整を行なうこと、がんなどの慢性病・地方病に関すること放射線障害の調査・研究・予防
	栄養課	《法律》栄養改善法、栄養士法、調理師法 食生活の指導、国民の栄養状態の調査に関すること
	保健所課	《法律》保健所法、公衆衛生修学資金貸与法 衛生教育の普及向上、医療社会事業一般に関すること
	結核予防課	《法律》結核予防法、らい予防法 結核・らい予防に関すること
	防疫課	《法律》伝染病予防法、予防接種法、性病予防法、寄生虫病予防法 伝染病の予防、トラホーム・近視の予防に関すること
	精神衛生課	《法律》精神衛生法、優生保護法
	検疫課	《法律》検疫法 検疫所に関すること
	環境衛生課	《法律》興行場法、旅館業法、公衆浴場法、理容師法、美容師法、クリーニング業法、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律 環境衛生行政の総合的企画・調査・調整、公衆浴場の料金の統制に関すること、公害防止に関する調査、企画、指導
環境衛生局	環境整備課	《法律》清掃法、下水道法、墓地埋葬等に関する法律 ねずみ族、昆虫などの駆除、清掃施設、下水道終末処理場の築造等の指導監督
	水道課	《法律》水道法 水道事業の認可、水道用水供給事業の許可、水道料金の統制に関すること、水の衛生に関すること
	食品衛生課	《法律》食品衛生法 食品、添加物などの衛生に関する規格・基準に関すること、食品衛生監視員に関すること、食品、添加物などの製品検査に関すること
	乳肉衛生課	《法律》と畜場法、へい獣処理場に関する法律、狂犬病予防法 動物性食品に関する規格、基準その他衛生に関すること
医務局	総務課	《法律》医療法、角膜移植に関する法律 医療行政の総合的企画・調整、医療制度の調査研究その他医療の普及向上を図ること、医療関係法規の総括、医療機関の整備・改善を図ること
	医事課	《法律》医師法、歯科医師法、保健師助産師看護婦法、診療エックス線技師法、歯科衛生士法、歯科技工法、あん摩師・はり師・きゅう師及び柔道整復師法、死体解剖保存法 医療上の国際協力に関する事務
	指導課	医療機関経営の改善に関する企画、指導、奨励に関すること
	管理課	国立病院特別会計の予算・決算・会計に関すること
	国立病院課	国立病院及び国立がんセンターの業務の指導監督
	国立療養所課	国立療養所の業務の指導監督
	整備課	国立病院、国立療養所及び国立がんセンターにおける所要物資・建物などの管理に関すること
	歯科参事官	歯科衛生に関する事務の総括整理に関すること
薬務局	看護参事官	保健婦、助産婦、看護婦および准看護婦に関する事務の総括整理に関すること
	企業課	《法律》企業再建整備法、中小企業等協同組合法、外資に関する法律、企業合理化促進法、中小企業団体の組織に関する法律、小売商業調整特別措置法、医薬品等の輸出入並びにこれらに関する輸出入取引法、輸出入検査法、医薬品などの生産、貿易などに関する総合的企画・調査・調整、医薬品などの輸入販売業の許可及び輸入の承認
	薬事課	《法律》薬事法、薬剤師法、毒物および劇物取締法 薬剤師の試験・免許に関すること、衛生材料などの製造業の許可・製造の承認、化粧品製造業の許可
	製薬課	医薬品及び医薬部外品の製造業の許可・製造の承認
	監視課	《法律》登録製剤取締法 不良医薬品・医薬部外品・化粧品などの取締に関すること、薬事監視員に関すること
	細菌製剤課	《法律》採血および供血あうせん薬取締法 生物学的製剤・抗菌性物質製剤の基準、検定に関すること
	麻薬課	《法律》麻薬取締法、大麻取締法、あへん法 麻薬・大麻・あへんの調査・統計に関すること、麻薬取締官の指揮監督
	庶務課	《法律》社会福祉事業法、民生委員法、日本赤十字法、社会福祉事業振興会法、社会福祉施設職員退職手当共済法 社会福祉法人に関する認可、福祉事務所の運営に関する指導監督、社会福祉事業一般に関する調査研究
社会局	保護課	《法律》生活保護法 保護を要する者の保護・調査に関すること
	更生課	《法律》身体障害者福祉法、精神障害者福祉法 身体障害者・戦傷病者の保護更生、身体障害者に対する療養・職業指導に関すること、結核回復者の後保護に関すること
	生活課	《法律》消費生活協同組合法、公益質屋法、売春防止法 第二種公営住宅、婦人の保護更生に関すること
	施設課	《法律》災害救助法 保護施設の設備・運営に関する指導監督、授産事業の指導監督、救済授産に必要な物資に関すること、老人福祉事業の指導及び助成
	生活保護監事	生活保護法の施行に關し、都道府県知事などの行なう事務についての監査事務を総括整理すること
児童局	企画課	《法律》児童福祉法、児童扶養手当法 児童・母性の福祉に関する総合的企画、児童福祉思想の普及向上を図ること、児童相談所に関すること、児童・妊産婦などに関する調査
	養護課	児童、浮浪児、精神薄弱児、盲児、ろうあ児不良児などの保護、養護施設、精神薄弱児施設などに関すること、児童の不良化防止に関すること、里親に関すること
	母子福祉課	《法律》母子福祉資金の貸付等に関する法律 母子福祉の向上に関すること、乳幼児の保育に関すること、保育所・母子家庭に関すること、保母に関すること
	母子衛生課	《法律》妊産婦・乳幼児の保健指導に関すること、身体障害児の療育に関すること、助産施設などに関すること、家族計画に関すること
保険局	企画課	《法律》社会保険審査官及び社会保険審査会法、船員保険法 医療保険制度に関する総合的企画、調整、調査研究、船員保険に関する企画及び立案、社会保険審査会に関すること
	保険課	《法律》健康保険法、日雇労働者健康保険法、社会保険診療報酬支払基金法 健康保険及び日雇労働者健康保険に関する企画及び立案、健康保険組合及び健康保険組合連合会に対する指導監督及び助成、社会保険診療報酬支払基金の指導監督
	国民健康保険課	《法律》国民健康保険法、国民健康保険再建整備資金貸付法 国民健康保険に関する企画及び立案、国民健康保険を行なう市町村・社団法人に対する指導
	医療課	厚生省所管の社会保険の医療に関する監督、社会保険診療報酬に関する事務、保険医療機関・保険薬局・保険医・保険薬剤師などの指導監督、中央社会保険医療協議会に関すること
	調査課	厚生省所管の医療保険の数理、組合管掌健康保険及び国民健康保険の統計に関すること、医療保険制度の調整のための統計数理的調査
年金局	企画課	厚生省所管の年金制度に関する総合的企画、調整、調査研究、国民年金審議会に関すること
	年金課	《法律》厚生年金保険法、国民年金法 厚生年金保険および国民年金に関する企画、立案
	資金課	《法律》年金福祉事業団法 年金福祉事業団の指導監督、厚生年金保険および国民年金の被保険者等の福祉施設の助成に関する調査研究、関係行政機関との連絡
	数理課	厚生年金保険および国民年金の数理に関すること、厚生省所管の年金制度の統計数理的調査に関すること
援護局	庶務課	《法律》未帰還者留守家族等援護法、未帰還者に関する特別措置法 引揚援護・未帰還者などに関する総合的企画・調整、引揚者の援護に関すること、海外戦没者の遺骨の収集
	援護課	《法律》戦傷病者戦没者遺族等援護法、引揚者給付金等支給法 戦傷病者・戦没者遺族などの援護に関すること
	復員課	旧陸軍に関する復員関係事務
	調査課	未帰還者等の状況調査、死亡処理に関すること
業務第一	業務第一課	旧陸軍関係恩給請求書の進達に関すること
	業務第二課	旧陸軍関係恩給請求書の進達に関すること

